

2019年度 博士学位論文

論 題

公共サービス放送の意義とマイノリティへの視座  
—BBCはLGBTの社会的受容にいかに関与したか—

福岡大学大学院 法学研究科 公法専攻

山本 雄美

# 目次

目次	1
序章	4
第1節 問題意識と研究の背景	5
第2節 研究目的、研究手法および本論文の構成	8
<b>第1章 英国社会と公共サービス放送 BBC</b>	<b>12</b>
第1節 人々にとってBBCはどういった存在か	13
第2節 公共サービス放送としてのBBC	15
1. 公共サービス放送とは	15
2. Reithianism=リース主義	18
第3節 王室特許状システム	22
1. 王室特許状からわかるもの	22
2. 第8次特許状更新手続きの概要	24
第4節 政治権力とのかかわり	32
1. 歴代調査委員会の概要	32
2. 政治との闘いの歴史	34
第5節 公平性の要請とそれへの応答—“Brexit”に関する報道から	39
第6節 改めて、公共サービス放送とは何か	43
<b>第2章 BBCの「多様性と包摂」に向けた取り組み</b>	<b>49</b>
第1節 3つの調査から学ぶべきこと	50
1. 2005年：「レズビアンとゲイに関するBBCの描写」調査	50
2. 2010年：「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルに関するBBCの描写」調査	51
3. 2012年：「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの視聴者のメディアの描写」に関する調査	54
第2節 2010年代の取り組み	56
1. 2010年平等法	56
2. 2015年6月：BBC Prideパレードの開催	58
3. 2016年4月：『Diversity and Inclusion Strategy 2016-20』	58
4. 2016年10月：『The diversity and inclusion commissioning guidelines』	59
5. 2018年3月：『BBC Diversity Commissioning Code of Practice』	60

6.	2018年10月：『LGBT CULTURE AND PROGRESSION』	61
7.	2019年4月：公平性とのバランス	63
8.	2015年-2020年：年次計画書と報告書から	64
<b>第3章</b>	<b>メディアによる描写の影響と効果 - 「培養理論」を例に</b>	<b>68</b>
第1節	コミュニケーション効果論の系譜	69
第2節	Gerbnerのテレビ観と培養理論	71
1.	教会からテレビへ	71
2.	培養理論の中核	73
3.	主流形成と共鳴現象	74
第3節	批判と問題点の検討	75
1.	何を基準にすべきか	75
2.	第三変数への批判	76
3.	批判への応答と研究の発展	77
第4節	“マクロな”培養理論へ	78
1.	「今後の課題」の整理	78
2.	輿論の培養	80
3.	ステレオタイプ	81
第5節	培養理論分析とLGBT	81
<b>第4章</b>	<b>英国社会とLGBT - 社会的受容の過程の整理</b>	<b>86</b>
第1節	議論に先立って	87
1.	時代区分	88
2.	前史：1945年までの道のり	88
第2節	1945年から1979年まで－クローゼットの外へ	90
1.	非犯罪化と『ウォルフエンデン報告書』	90
2.	さまざまな団体の結成とそのパワー	91
3.	1967年性犯罪法の制定	92
4.	GLFの設立	93
第3節	1979年から1997年まで－市民社会の外へ	94
1.	エイズ危機とバックラッシュ	94
2.	セクション28	95
3.	保守主義と理想の家族	97
4.	リベラリズムの応答	98
5.	メジャー政権	99

第4節	1997年以降—合法化、社会的な「包摂」を目指して	100
1.	ブレアの改革とセクション28の廃止	100
2.	新聞の論調の変化	101
3.	キャメロンの脱保守主義	102
4.	社会的受容から社会的包摂へ	102
第5節	キリスト教からのアプローチ	105
<b>第5章</b>	<b>番組での表象</b>	<b>111</b>
第1節	ステレオタイプに基づいた表象	112
第2節	Gay Britannia シリーズ	114
<b>終章</b>	<b>結論と将来の課題</b>	<b>122</b>
第1節	結論	123
第2節	本研究の限界と将来の課題	125
<b>参考文献</b>		<b>127</b>

## 【序章】

## 第1節 問題意識と研究の背景

筆者は修士論文において、公共放送に対する政治権力の干渉の実態、およびその背景を、日本と英国を例にとり、それぞれ通史として検討し、比較考察した。この背景には、第2次安倍晋三政権下で、政権によるNHKへの干渉がメディアなどを通じて指摘されていたものの、こうした事態は必ずしも安倍政権に特有のものではないのではないかとの問題意識があった。結果としては、NHKでは1925年の設立以来、政治権力との間に構造的な欠点を抱え、干渉が常態化していること、さらに公共放送の“モデル”とされることが多い英国のBBCでも、政治権力による干渉の可能性がおおむね常態化していることなどを明らかにすることができた。

博士課程後期進学後は、分析の対象を英国の公共サービス放送（public service broadcasting：PSB）であるBBCに特化した<sup>1</sup>。BBCは、国王（女王）から下賜される王室特許状（the Royal Charter）をその存在根拠としており、役割や目的などが定められている。そこで、BBCが有する社会的な意義などを検討するため、2015年から翌16年にかけて行われた特許状更新の手続きにおける議論を考察した。そこから、一方ではBBCにおいても政治権力側からの激しい干渉は存在するものの、他方でBBCが英国の視聴者の利益を優先し、政治による干渉からBBCの自律性を守ろうと健闘している様子が見えてきた。

筆者は、一連の更新手続きの過程を考察したことで、NHKとBBCを（商業放送や国営放送ではないという意味での）「公共放送」という同じカテゴリーに分類することに疑問を抱くようになった。双方とも、運営するための財源の大部分は視聴者が直接支払う「受信料」ないしは「受信許可料」で賄われているものの、BBCの場合は単なる放送事業として位置づけられるべきではない。BBCは、水道やガスと同様に公共サービスとして、すなわち社会生活のライフラインの1つとして認識されているといえよう。

BBCは、「BBCの父」の愛称で知られているジョン・リース（John Reith）初代会長が唱えた、人々に「情報を与え、教育し、楽しませる（inform, educate and entertain）」との原則をこんにちでも大切にしている。この原則は、20世紀初頭の英国社会における家父長主義、または啓蒙主義の発想に由来するとの指摘もあるが、リースによる考え方は現在有効な「第9次特許状」にも引き継がれている。

しかし、情報通信技術の急速な発展や、AI＝人工知能を活用したキュレーション型と呼ばれる、利用者の関心を反映したニュースの配信が可能になったことで、私たちは、以前よりも早く、便利に、安価に、そして自分好みの情報に触れることができるようになった。趣味の共有や見知らぬ人とのコミュニケーションなど、さまざまな目的で用いられるソーシャル・メディアとは対照的に、マス・メディアには、社会の“木鐸”や、権力への

“番犬 (watch-dog)”としての役割が求められてきた。これは、公共サービス放送に限ったことではなく、マス・メディアが有する社会的な影響力、あるいは有限かつ公益性の高い電波を使用するという点からも、商業放送を含むあらゆる放送メディアが担うべき共通の役割である。

したがって、権力監視を行う番犬としての役割は、公共サービス放送にとっての必要条件であるが、十分条件であるとまではいえない。それでは、なぜ英国市民は、年額 154.50 ポンド (2019 年 4 月時点) の資金を BBC に支払い続ける必要があるのだろうか<sup>2</sup>。言い換えると、その受信許可料を支払うことで、英国の市民=視聴者は一体どのような利益を得ることができるのだろうか。仮に、英国に BBC が無かったとするならば、英国社会はディストピアとなるのだろうか。こうした問いを思案していたとき、日本で民放のあるテレビ番組の描写をめぐって論争が生じた。

2017 年 9 月、民放のバラエティ番組で、出演したタレントが LGBT などの性的マイノリティのキャラクターに扮したうえで、男性同性愛者に対する蔑称を用いて、LGBT を「笑い」のネタとして取り上げた<sup>3</sup>。このキャラクターは同番組で 20 年以上前に初めて登場し、その後もたびたび登場していた「名物キャラクター」の 1 つであった。しかし、番組の放送後、LGBT の支援を行う団体の一部などが放送局に対して、「差別を助長する」などと抗議した。さらに、SNS 上でも番組に対して肯定的な意見と否定的な意見の両方が展開された。こうした視聴者の反応を受け、放送局の社長がその後の会見で謝罪することになった。

今回問題となったキャラクター、あるいは LGBT を笑いのネタとすること自体が、1990 年代には娯楽として世論に受容されていたにもかかわらず、こんにちではそれが受容されなかったのである。日本ではこれまで、LGBT はいくぶん酔狂なものとして、主に娯楽番組を通じて描写されるか、タブー視され取り上げられないかのいずれかであったといえよう<sup>4</sup>。たしかに、このキャラクターを通じて演じられるような、極めて個性的な容姿や言動が、多くの視聴者の LGBT に対するステレオタイプの形成に影響するであろうことは想像に難くない。

この番組を放送した放送局は、1980 年代に「楽しくなければテレビじゃない」のキャッチコピーを掲げ、娯楽番組の強化を図り、世帯視聴率を大きく上昇させたことがあった。広告料収入は民放にとっての「生命線」であり、広告の出稿に際しての指標となる「視聴率」の高低は、民放にとって経営に直結するセンシティブな問題である。過度な視聴率競争に伴う弊害はすでに多く指摘されているためここでは取り上げないが、公共放送と民放の最大の相違は、安定的な財源があるか否かにあると改めて感じさせられた。

つまり、視聴率にとらわれず、良質な番組を提供するというのもちろんのこと、社会のなかで、何らかのマイノリティとして位置付けられている人々にとって、日々の生活が少しでも「生きやすい」ものであるために、文化や社会制度を変える一助となるという規

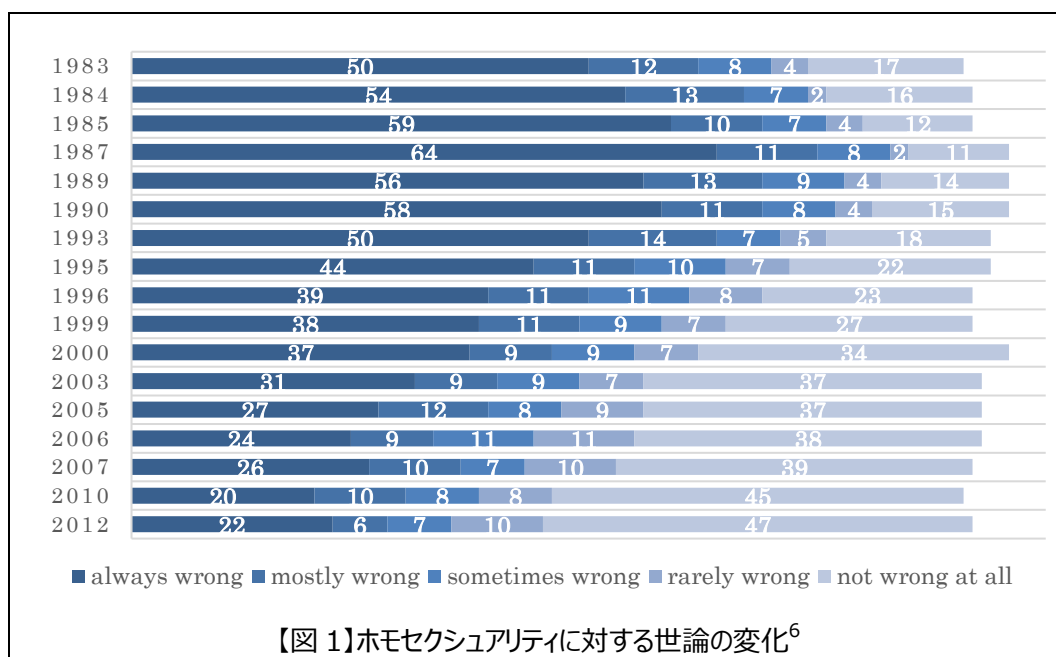
範的な役割が、公共サービス放送に期待される最大のそれなのではないだろうか。特に英国は、LGBT に対する社会的受容の促進に向けて、ここ数年、政府が市井の支援団体と協力しながら積極的に取り組んでいる。

例えば、2018 年 7 月、英国政府は、前年に行った全国調査の結果を踏まえ、『LGBT 行動計画 2018』というプランを公表した。政府が LGBT に関連する計画を公表するのは初めてだ。計画の公表に際して、政府のペニー・モーダント (Penny Mordaunt) 女性・平等担当大臣は次のように述べた<sup>5</sup>。

LGBT の慈善団体や運動家のおかげで、英国は大きな発展を遂げることができた。われわれは彼らとともに人々の態度に挑戦し、社会を変えてきた。……われわれが歩んできた進歩は強固にされるべきであり、高められるべきである。大臣として、私は英国が、すべての人が自身の性自認や性的指向に関わらず、自分らしくあり、威厳と尊敬をもって生活することができる場所であることを確保するために全力を注ぐ。

英国は、「LGBT 先進国」と呼ばれるように、一方では、この領域で先進的な取り組みを行っている印象がある。しかしながら、他方では、英国には、同性愛者であることを理由に多くの人々が死刑に処せられていた歴史がある。筆者は、英国における LGBT の社会的受容の展開を調べるにつれ、公共サービス放送 BBC が存在しながらも、なぜ LGBT に対する英国社会の受容は遅々として進展しなかったのだろうかとの問題意識を抱いた。

英国の社会調査機関 NatCen は、「英国の社会的態度 (British Social Attitudes)」に関する世論調査を定期的に行っている。図 1 は、この調査の中で「いかなる場合もホモセクシュアリティは誤りである」と回答した人の割合を示している。





それによると 1980 年代は、「全く誤りではない (not wrong at all)」との回答以外をすべて合わせた、「誤りである」群の割合が上昇傾向にあるのに対して、1989 年の調査以降、減少に転じている。また、「誤りである」群の割合は、この 30 年余で半分以下にまで減少している。

こうした「世論」を見る限り、LGBT に対する英国社会の見方は漸次的ではあるものの、変化しているといえよう。では、漸次的でありながらも、社会の中で LGBT の存在が許容されるようになってきた要因は一体何だろうか。20 世紀まで欧州全体として同性愛が忌避されてきた歴史的な潮流を考慮すると、キリスト教の教義における同性愛への視座の路線修正がもたらした影響は要因の 1 つとして挙げられる。しかしながら、LGBT の社会的な権利の向上をめざす慈善団体 Stonewall は、LGBT に対する「偏見」などが人々の意識の中で形成される過程では、新聞、宗教や政治的信条よりも、メディアの取り上げ方が特に大きく作用すると指摘する (Stonewall 2007 : 35)。ここでのメディアとは、新聞との対比を考えると雑誌やラジオ、それにテレビのことを指している。これらのメディアによって伝えられる LGBT への偏見が、“誤った”世論を涵養してきたとするならば、そうしたメディアによる偏見の変遷を考察することは、彼らの社会的受容へ向けた過程を明らかにすることにつながると考えられる。

## 第 2 節 研究目的、研究手法および本論文の構成

本研究の目的は、現代英国社会において、公共サービス放送である BBC が、LGBT の社会的な受容に対していかなる影響を与えたのかを考察し、さらにその取り組みを通じて、公共サービス放送とマイノリティとの関係について検討することにある。BBC が LGBT の社会的受容に与えた影響を理解するためには、現代英国においてこれらの受容がどのように進展しているのかを多面的多角的に理解しておく必要がある。そもそもマス・メディアが伝えるメッセージは、人々の「世論」の形成、あるいは社会の「輿論」の形成に対してどのような影響を与えるのだろうか。こうした点も踏まえ、政治学の視点にとどまらず、人文学や社会学の側面からも考察するために、本研究では以下の 4 つの研究課題を設定した。

課題 1. 現代英国社会における公共サービス放送 BBC のレーゾンデートルは何か

課題 2. BBC は、LGBT に関する英国社会の世論形成にいかなる影響を与えるのか

課題 3. BBC は LGBT を番組等においてどのように描写してきたのか

#### 課題4. BBCは英国社会におけるLGBTの社会的受容を促進したのか、それとも社会的受容とは異なる方向に作用したのか

これら4つの研究課題は、本論文の構成とおおむね合致している。本論文は、全5章から構成されていて、各章で論じる内容は次のとおりである。

第1章では、そもそも「なぜ公共サービス放送は存在するか」という問いについて検討する。具体的には、英国の市民社会において、BBCが公共サービス放送としてどのような役割を果たしてきたのかを考察する。その研究方法としては、BBCに関する先行研究を渉猟することはもちろんのこと、BBCが存在するうえで必要不可欠な王室特許状（第1次～第9次）、特許状の更新手続き、また手続きの過程で公表される政府の放送白書、および放送の在り方を議論してきた歴代の調査委員会がまとめた「調査委員会報告書」を特に手がかりにした。さらに、ジョン・リース初代会長の啓蒙主義的な考えがBBCに関する公的言説に強く浸透していると考えられることから、リースの著作や論考も考察対象とする。加えて、政治との関わりについて検討するため、BBCと政治権力との間で生じた「4つの闘い」について、そしてBrexitに関する報道を通じて「公平性」についても論じる。

第2章では、2000年代以降に実施された、BBCの番組におけるLGBTの描写に関する世論調査を手がかりに、それらの調査結果を整理するとともに、調査を通じて明らかとなった課題点を再検討する。さらに、調査によってLGBTに関するイシューを認知したBBCがLGBTの社会的受容に向けて、具体的にいかなる取り組みを進めてきたかを検証する。特に近年は、「多様性 (Diversity)」と「包摂 (Inclusion)」といった枠内で、積極的に取り組まれている。そこには、BBCのなかに組織としてLGBTを忌避するような傾向はない。しかしながら、BBCはLGBTの社会的受容を社会的な「課題」としてではなく、ある種の政治的な「問題」として捉えていることが明らかとなる。

第3章では、マス・メディアによって伝えられる表象が、人びとの社会に関する認識に対して与える影響について考える。これはすなわち、マス・コミュニケーション研究における「メディア効果論」に関する議論である。メディアの効果に関しては、それを強いとするものから弱いとするものまで、これまでに多くの見方が示されている。本論文では、これらのうち、1960年代後半にジョージ・ガーブナー (George Gerbner) らにより提示された「培養理論」を取り上げる。培養理論は、メディア効果論の「強力効果論」に位置づけられ、現代でもしばしば用いられている効果論の1つである。この理論は、提唱後、激しい批判を受けたが、それらの批判に応じたかたちで、現在では理論の中核に位置付けられる「主流形成」と「共鳴現象」という主要な概念を生み出した。

しかしながら、現在、培養理論研究のトレンドは、ガーブナーらが当初、想定していたものとは異なる方向に進んでいると言わざるを得ない。すなわち、相対的に長期的かつ影響の及ぶ範囲が広範であるという意味での“マクロな”効果論としてのオリジナリティが

等閑視されているように思われる。したがって本論文では、ガーブナーがテレビという当時の「ニュー・メディア」をどのように認識していたのかを問い直し、このようなマクロな効果を重視する培養理論のオリジナリティを取り戻すための作業を試みたい。

それは単に、メディア効果論に関する研究に一石を投じようとする試みではなく、本論文の目的であるメディアの表象と LGBT の関連を考察するうえで欠くことのできないものである。LGBT に対する人々の捉え方は、一朝一夕で変わるものではない。彼らの社会的受容の現状を考察するにあたっては、佐藤 (2008) が指摘するように、輿論 (public opinion) = 公的意見と世論 (popular sentiments) = 国民感情の区別を厳格にする必要がある。例えば、1980 年代のエイズ危機のような“メディア・イベント”は、LGBT の社会的排除につながる世論を喚起することになるが、社会的受容という過程を考察するには輿論を対象とすべきである。

第 4 章では、現代英国における LGBT の政治的および社会的な受容を検討する。英国では 1885 年に同性愛が「犯罪」化された。その後、1968 年に「脱犯罪」化され、2004 年には同性婚が「合法」化されたものの、社会的受容は容易に進展しなかった。本章では、「政治・社会政策の動向」「BBC における LGBT の取り上げ方」「キリスト教の影響」についてそれぞれ取り上げる。その際、Chaney (2013) による区分に倣い、①1945 年から 1979 年まで、②1979 年から 1997 年まで、③1997 年以降の 3 つの時期ごとに整理してから考察する。さらに、政治や社会政策による影響のほか、現代英国におけるキリスト教内部での LGBT への視座の転換についても触れておきたい。キリスト教による同性愛拒絶の態度を超越しようという視点は、「クィア神学 (Queer Theology)」によるアプローチによるものがある。ただし、クィア神学は、学問として比較的新領域であるとともに、容易に捕捉することは難解であるため、クィア神学からのアプローチに関しては本論文に関連する論点に限定し、紹介する程度にとどめておく。

第 5 章では、BBC が 2017 年に「Gay Britannia」シリーズとして展開した一連の番組を分析する。このシリーズは、BBC が、1967 年性犯罪法の制定により英国で同性愛が脱犯罪化されてから半世紀となるのを記念して実施したものであった。ここでは、シリーズの各番組の梗概を確認し、視聴者の反応などについて論じる。

全体の構成はこのようになっており、第 1 章から第 5 章までの各章において、一見すると、それぞれ独立したテーマについて議論しているように思われるかもしれない。しかし、筆者としては、LGBT という各個人の「指向」に関する課題を取り上げる以上、丁寧に議論を進める必要があるとの思いから、本論文の主題に関連するさまざまな情報を可能な限り反映させたほうが、筆者の理解を促すことにつながると考えた。そのため、各章個別にみると、さまざまな学問領域における議論が展開されているように感じられるかもしれないが、論文全体として考えた際には、1 つの「物語」のようなものとして完成し得る

ものであると確信している。したがって、各章の内容が総花的なものにならないように、議論をあまり脱線させず、体系的な論理展開に努めたい。

〔注〕

- 1 日本では、公共放送との呼び方が定着しているが、EBU＝ヨーロッパ放送連合の加盟国などを中心に、公共サービス放送と言われている。したがって、本論文では、やや馴染みのない表現ではあるものの、後者を用いることとする。
- 2 ただし、後に論じるように、第8次特許状更新手続きにおけるBBCと政府の交渉の結果、現在75歳以上の人びとには受信許可料の支払いが免除されている。
- 3 性的マイノリティを表す表現には、一般的にマス・メディアなどでLGBTが用いられている。これは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、そしてトランスジェンダーからなる頭字語であるが、現実には、FtM（体の性は「女性」で心の性が「男性」）やMtX（体の性が「男性」で性自認についてはXジェンダー）、さらには「性別」の枠組みにとらわれない「アセクシュアル」などもあり多岐にわたっている。本論では、LGBTを単なる頭字語としてではなく、ヘテロセクシュアル以外のあらゆる性的マイノリティを包含する記号として用いている。
- 4 しかしながら、日本のテレビ番組におけるLGBTの描写が、必ずしもそうした表象ばかりであるというわけではない。例えば、TBS系列『3年B組金八先生』の第6シリーズ（2001年～2002年）では性同一性障害がテーマの1つとして取り上げられていた。さらに近年では、NHKが『女子的生活』（2018年）でトランスジェンダーの女性を、『腐女子、うっかりゲイに告る。』（2019年）でゲイをそれぞれ題材としたほか、連続テレビ小説『半分、青い。』（2018年）では、登場人物の1人がゲイであった。
- 5 GOV. UK, *Launch Event: LGBT Action Plan 2018*, <https://www.gov.uk/government/speeches/launch-event-lgbt-action-plan-2018>（2019年11月20日アクセス、以下同じ）
- 6 NatCen Social Research (2017) *Moral issues -Sex, gender identity and euthanasia*. In: *British Social Attitudes 34*. ([https://www.bsa.natcen.ac.uk/media/39147/bsa34\\_moral\\_issues\\_final.pdf](https://www.bsa.natcen.ac.uk/media/39147/bsa34_moral_issues_final.pdf))における調査結果を基に筆者が作成した。

## 【第1章】英国社会と公共サービス放送 BBC

まず、本章では「なぜ公共放送は存在するのか」という問いについて検討する。具体的には、英国社会において、BBC が公共サービス放送として、いかなる役割を果たしてきたのかを考察する。公共サービス放送の役割や課題については、既に多くの知見が蓄積されているが、公共サービス放送が存在することの社会的な意義に関する議論は等閑視されてきたように思われる。

既に指摘されている通り、公共サービス放送の定義は、それが属する社会の文化的政治的事情に左右される。そのため、1つのグランド・セオリーを提唱することは現実的ではない。本章のねらいは、BBC の役割やメディア環境の多様化に応じた新たなタスクを検討することではなく、市民が支出する資金によって成り立つメディアの社会的な必要性を分析することにある。

## 第1節 人々にとってBBCはどういった存在か

放送メディアは、一般的に、財源や政治権力との距離に応じて、政治権力の意向が反映される「国営放送」、広告主の意向が反映され得る「民間放送」、そしていずれの側からも独立しているとされる「公共放送」の3つに大別される。日本の公共放送であるNHKは、放送法の規定により、収支予算および事業計画、資金計画は毎年度、国会での「承認」が必要とされている。国会での「審議」の中で議員から、NHKは英国の公共サービス放送であるBBCを公共放送のモデルとして見習うべきであるとの意見が示されることがある。

BBCが「公共サービス放送のモデル」として認識されていることは顕かなることであり、ここで敢えて国会会議録を引用して示す必要はないだろう。しかしながら、そうしたイメージに基づいてBBCの表層的な部分だけを捉え、モデル足り得ると短絡的に評価することは、必ずしも適切とは言えない。

例えば、2009年1月に発生したリンジー石油精製所ストライキに関して、BBC Oneの22時台のニュース番組『News at Ten』（2009年2月2日放送分）では、労働者が「ポルトガル人やイタリア人とは一緒に働けない」と述べるインタビューの様子が放送された<sup>1</sup>。しかしながら、そのニュースのインタビューが、同日にBBC Twoで放送された際には、先の発言に続いて、「なぜなら、彼らが隔離されてしまうから」と語られていた。つまり、後者のコメントを伝えないことで、BBCは外国人労働者に対する排外主義的な見解を放送していた。BBCはのちに、『News at Ten』で放送されたインタビューの映像を「誤り」であったと謝罪したが、それが過失によるものではなく故意によるものであることは自明であった（Harper 2012：40-41）。このケース以外にもBBCはこれまでに、『White』（2007年）や『The Day the Immigrants Left』（2010年）などの番組、さらには自身のWebサイト上のニュース記事を通じて、労働者階級に対する社会の「偏見」を扇動してきたと指摘されている（Jones 2012=2018：145-149, 161）。

BBCは公共サービス放送のモデルとみなされているものの、例えば「階級」というテーマに関する報道を見ると、一部で偏見を助長してきた面も見られる。そこから、そもそも「公共放送」とは一体どのような放送のことを指しているのだろうかとの疑問が生じる。こうした公共放送のデフィニションについて、山腰（2016）は、公共放送ごとに制度化のされ方や歴史的な変遷、または今日的な変化を個別に考慮する必要があるために、各国の公共放送を分析し、具体的な共通点を抽出したうえで、「公共放送論」のようなグラント・セオリーを導くことは困難であると指摘する（2016：4-6）。

そこで、まずは、英国の人々がBBCの存在をどのように理解しているかに関して、NHK放送文化研究所が2006年と2011年に実施した調査結果を参照する<sup>2</sup>。まず、2006年に実施された「公共放送に関する意識」国際比較調査では、視聴者が公共放送をどのように

受け止めているのかという点がリサーチ・クエスチョンとして設定された。その後、2011年に行われた「公共放送に関する意識」6 国比較調査では、メディア環境や政治情勢の変化を背景として、公共放送のサービスを利用する人々が、公共放送をいかなるものとして受け止めているのかが調査された。

調査の中の「公共放送の必要条件」、「公共放送の必要性」という質問項目に対する回答状況から、人々が BBC に何を期待し、BBC を社会の中でどのように位置づけているのかがうかがえる。表 1 は、2006 年と 2011 年それぞれの調査結果を示している。質問の内容は、【A】が、「あなたは、BBC の必要性についてどのように感じていらっしゃいますか」、【B】が、「次のことからは公共放送の使命にとってどの程度必要だとあなたはお考えですか」であった。

この 2 つの調査は、定点調査ではないため、回答を単純に比較することは適切ではない。しかしながら、それぞれの時点における BBC に対する世論の傾向を捉えることはできる。まず、【A】から、世論の多数が、BBC を必要とみなしていることがうかがえる。また

【B】から、公共放送の必要条件に関しては、2006 年と 2011 年の回答を比較した場合に、一方で、各項目における「ぜひ必要」の割合が低下し、他方で「まあ必要」の割合が増加している。ここから、BBC を必要としながらも、それらを絶対視する傾向は薄くなっていることがうかがえる。この点に関しては、マルチ・メディア環境下における人びとのメディア接触の変化による影響が作用していると推察される。しかしながら、いずれの項目をみても、多数の人々が BBC に対して、このように多くの役割を期待している。

【表 1】「公共放送に関する意識」に係る調査結果から<sup>3</sup>

【A】

ぜひ必要	まあ必要	あまり必要ない	全く必要ない	不明、無回答
64.2	22.4	5.8	6.8	0.8
61.2	31.6	3.8	2.7	0.8

【B】

質問項目	ぜひ必要	まあ必要	あまり必要ない	全く必要ない	不明、無回答
工バー割テ	86.9	9.7	1.2	1.7	0.4
	72.6	21.9	2.7	1.8	1.0
編集権の独立	71.7	12.5	5.0	10.0	0.8
	61.5	23.3	6.7	6.3	2.2
ソバソバ	89.3	8.3	0.8	1.3	0.3
	80.2	16.8	1.4	1.0	1.6
質の高い番組	90.9	5.7	1.0	1.8	0.6
	76.2	19.5	1.6	1.6	1.1
少数者向け	55.2	24.9	8.2	10.7	0.9
	30.4	48.7	12.8	7.4	0.7
地域放送	76.2	17.5	2.7	3.2	0.3
	56.3	37.9	3.9	1.5	0.5
総合編成	85.8	10.7	1.0	1.7	0.7
	69.8	25.9	1.5	1.9	0.8

(注) 上段：2006 年、下段：2011 年



とはいえ、項目ごとにその期待には程度の差があり、「少数者向けサービス」を「ぜひ必要」とする世論の割合はとりわけ低くなっている。他国における調査結果も参照すると、少数派向けサービスへの期待の低さは必ずしも BBC に限ったものではない。あるいは、英国の放送事業者の状況を考慮すると、若者やマイノリティをターゲットとしているチャンネル 4 の存在が影響しているのではないだろうか。つまり、英国においてマイノリティに向けたサービスは BBC だけが担うべきものではなく、公共サービス放送の 1 つであるチャンネル 4 においても行われることが期待されている可能性はある。繰り返しになるが、英国の世論は、さまざまな要因から BBC を必要としている。

そこで、次節以降において、これまで BBC には一体どのような役割が期待されてきたのかを次の諸点から考察する。まず、BBC に関する先行研究を分析し、公共サービス放送の要諦を確認する。次に、BBC の存在にとって不可欠な王室特許状（第 1 次～第 9 次）、特許状の更新手続き、また手続きの過程で公表される政府の放送白書、および放送の在り方を議論してきた歴代の調査委員会がまとめた「調査委員会報告書」を特に手がかりにした。さらに、ジョン・リース初代会長の啓蒙主義的な考えが BBC に関する公的言説に強く浸透していると考えられることから、必要に応じてリースの著作や論考にも目を向ける。加えて、政治との関わりについて検討するため、BBC と政治権力との間で生じた「4 つの闘い」について、そして Brexit に関する報道を通じて「公平性」についても議論する。最後に、改めて公共サービス放送の概念における、「公共」とは何か、あるいは「公共サービス」としての放送とは何かを論じる。

## 第 2 節 公共サービス放送としての BBC

### 1. 公共サービス放送とは

日本では、一般に NHK と BBC は、いずれも「公共放送」という同一のカテゴリーに分類されている。しかしながら、EBU＝欧州放送連合の加盟国を中心に、ヨーロッパ諸国では公共サービス放送という呼び方が一般的である。特に英国においては、商業放送も含めて放送はすべて「公共サービス」の 1 つとして認識されている。『オックスフォード・メディア辞典』では、公共サービス放送は、「単に商業上の利益を考慮するのではなく、ニュースの提供など、市民 (citizen) のニーズのために提供するための権限を有するラジオおよびテレビサービスである」と説明されている (Chandler and Munday 2010 : 253)。さらに、市民については、「単に消費者としてではなく、社会的領域および公的領域のなかで、アクティブな参加者として概念化されたジャーナリスティックな視聴者の一員」とされている (Chandler and Munday 2010 : 54)。そのような自律的に判断を行

いうる市民に対して、判断のための情報を提供することが公共サービス放送には求められている。

やや時代を遡ると、1985年に、日本のNHK放送文化研究所にあたる、英国BBCの放送調査機関（The Broadcasting Research Unit）は、公共サービス放送の存在を「われわれに最も高い利益をもたらすユニークな装置（device）であり、いまや社会構造にとって不可欠な一部となっている」と極めて高く評価した。この時期は、英国ではサッチャー保守党政権の下で商業的な利益や効率性を志向する新自由主義の影響が増していた。そうした環境下で、放送調査機関は、公共サービス放送の主要な原則を8つ挙げている。それぞれ簡略に表すと、①地理的な普遍性、②求めへの普遍性、③少数派への特別なコミットメント、④国家のアイデンティティとコミュニティとの特別な関係性への認識、⑤（特に政治的な）利益からの距離、⑥支払いの普遍性、⑦質的な競争、そして⑧番組の指針が編集者の裁量を認めていることである（The Broadcasting Research Unit 1985：25-32）。

また、現在のデジタル・文化・メディア・スポーツ省にあたる当時の国家遺産省が、1992年に公表した白書『BBCの将来像（The Future of the BBC）』では、「視聴者および聴取者への意識」、「放送の質の確保」、「多様性と選択」、「アクセスのしやすさ」、「編集上の独立性」、「効率性と金額に見合った価値」、「説明責任」、そして「国家のアイデンティティへの関与」といった点が公共サービス放送の目的であり、課題でもあることが示されている（DNH 1992：16-17）。

この2つの報告書のなかでも、公共サービス放送の特徴がさまざまな角度から明らかとなる。加えて、20世紀においては、公共サービス放送の特性を説明するときに、「情報」「教育」「地平の拡張」「公平性」「独立性」「普遍的なアクセス」「包括性」「少数派へのサービス」それに「非商業的な動機」といった概念がしばしば用いられてきたと指摘されている（DCMS 1999：9-10）。この指摘はこんにちでも有効なものといえよう。例えば、Ofcom（英国通信庁）は、公共サービス放送の特徴として次の5点を挙げている（Ofcom 2018：3）。

- ・質の高さ－十分な資金を有し、その資金にふさわしい番組が制作される
- ・独自性－再放送や購入したものではなく新たな英国のコンテンツ
- ・革新性－真似ではなく、新しいアイデアを破壊したり、現存するアプローチを改めたりする
- ・挑戦さ－視聴者に考えさせる
- ・広範な利用可能性－多くの人にとって視聴が可能であること

先ほど参照した80年代と90年代の指摘を踏まえると、現代でも公共サービス放送、つまりはBBCに対して人々が期待するものは、ほとんど変化していないといえよう。ま

た、BBC のトニー・ホール会長は、2019 年度の年次計画書のなかで、BBC が担うべき役割を次のように述べている（BBC 2019：11）。

…とりわけ、大衆は公共サービス放送、そして強力な BBC を信頼している。われわれは英国のためにさらにできることがあることを知っている。例えば、クリエイティブ経済を支える優れたコンテンツに関する調査、ニュースにおける正確性と公平性、世界クラスのオンラインサービス、子どもや青少年への強化、ロンドン郊外への強化、さらに世界各国において英国のための強化などがある。

また、BBC が行う公共サービスは、どのような性質を伴うものであるのか。それは、同計画書におけるクレメンティ委員長のコメントからうかがえる（BBC 2019：1）。

プロパガンダ、偽情報、虚偽の主張で溢れる時代においては、BBC の公共サービスの使命は、少なくともこれまで以上に同じくらいに、こんにちでは重要なものとなっている。BBC が、英国で最も信頼される代弁者（voice）であり続け、正確なニュースと情報を提供し、公的な議論の場で、あらゆる意見が考慮されることを保証することはきわめて重要なことである。

人々にとって、情報の入手が容易になった現代においては、その情報の信頼性や正確性を自ら判断することが求められる。そうした状況の中で、人々にとって、BBC が「確かな判断のよりどころ」となるような正確な情報を提供することが、BBC の想定する「公共サービス」としての放送ということになるだろう。しかしながら、近年では、多くの人がインターネット上で、真偽が判然としないニュースに接触する状況にあり、そうした中で「フェイクニュース」の危険性が指摘されていることは改めて論じるまでもない。そこで BBC は、マルチ・メディア環境下でのフェイクニュースに対処するため、「スロー・ニュース（slow news）」あるいは「スロー・ジャーナリズム（slow journalism）」といった価値観を導入し、「速報性」よりも「正確性」を優先させようとしている。

さて、現在、英国の地上波放送には、BBC One、BBC TWO、ITV、Channel4、Channel5、Sky one、BBC FOUR、ITV2 の 8 つのチャンネルがある。これらは決して、BBC が「公共放送」として、C4 が若者やマイノリティ向けの番組を提供する「公共放送事業体」として、そして、その他のチャンネルが商業放送であるというものではない。英国ではこれらのすべてのチャンネルが公共サービス放送としての役割を負うべきであるとされている。つまり、法律上、公共サービス放送としての義務が課せられないのは、ケーブル放送と衛星放送のみであり、これ以外はすべて公共サービス放送の一部を構成している

（Scannell 1997：91）。この点について Scannell（1990）は、ITV などの商業放送がもともと政府によって設立されたという経緯が示すように、これらにも初めから公共サービス放送としての役割が期待されており、BBC と ITV とを区別して考えることは、「誤解を与える」ものであると指摘する（Scannell 1990：17）。

とはいえ、市民が支払う受信許可料によって成り立つ BBC と、主に広告料収入を財源として運営される ITV を、単純に公共サービス放送という 1 つの枠内に収めるのはあまりにも短絡的であると指摘されよう。日本でもしばしば説明されるように、その影響力の大きさや、希少な電波資源をほぼ独占的に使用していることなどから、民間であるか否かを問わず、そもそも放送事業は「公共性」の高いものである。ただし、Chris Hanretty (2011) は、確かに商業放送も「公共性」の高いコンテンツを提供するものの、それらはある種の「ノブレス・オブリージュ (noblesse oblige)」によるものにすぎないと指摘する。このような理解のもとで、彼は公共サービス放送であることの条件として、①社会的に有用なさまざまなコンテンツを提供していること、②税あるいは受信料収入を通じて国家によって財源が裏づけられていること、③その放送が資金提供者のために行われること、そして④最高職が国家機関によって任命されることを挙げている (Hanretty 2011 : 4-5)。これは、日本における NHK、あるいは公共放送に対するイメージに近いといえよう。

この定義に従うと、英国で公共サービス放送に該当するのは、王室特許状を根拠として存続し、国民が支払う受信許可料によって運営され、BBC 役員会という公的な機関によって会長が任命される BBC よりほかない。それに対して、先に示した BRU や DNH らによる原則に従うならば、ITV や C4 などにもこれに含まれる。Hanretty の場合には、政治権力との関係性を重視し、公共サービス放送をより厳格に定義しようとしており、筆者は、公共サービス放送と政治権力との必然的な親和性を考慮し、こうした彼の概念をより支持するものである。

## 2. Reithianism = リース主義

その草創期において、BBC に対して「公共サービス」としての責務を付したのはジョン・リース (John Reith) 初代会長のパーソナリティによるところが大きい。1922 年、現在の BBC の前身である英国放送会社 (British Broadcasting Company) が設立され、公募によりメディア業界の「素人」であるリースが総支配人となった。リースは、1927 年に BBC が現在の「協会」となった後も、1938 年まで会長職に就いており、およそ 16 年にわたり BBC を主導した。リースは「BBC の父」と言われるように、彼の存在がなければ、現在の BBC の姿はなかったといえる。BBC に対してリースが与えた影響は、『英国政治辞典』における BBC の説明からもうかがえる (Jones 2010 : 26-27)。

初代会長のジョン・リースは、BBC を「情報を与え、教育し、楽しませる」ものにしたいと考えていた高潔な人物であった。この考えはのちに、放送における「公共サービス」の伝統として知られるようになった。1960 年代を通じて、BBC は自身に付随するグレーなイメージを捨て去り、60 年代の〔学生運動などがもつ〕エネルギーや反乱の性質の一部を伝えるようになっていた。

この「リース三原則」ともいわれる「情報を与える (inform)」、「教育する (educate)」、そして「楽しませる (entertain)」という3つの要素は、現在でもBBCの業務の中核に位置づけられている。2017年1月に発効した「第9次特許状」においても、第5条に「BBCの使命」としてこれらの三原則を促進することが規定されている<sup>4</sup>。さらに、Franklin (2001) は、リースの公共サービス放送に対する考えは、以下の4つの原則を通じて、より明確になると指摘する (Franklin 2001 : 19-21) <sup>5</sup>。すなわち、放送は、

- ①商業上の圧力と利益上の動機から守られるべき
- ②ラジオとテレビサービスをコミュニティ全体に提供すべき (放送の範囲は全国的であるべき)
- ③「統一的なコントロール」によって特徴づけられるべき
- ④高い基準を確立し、放送番組における高い質を確保するために規制されるべき

というものである。BBCに対するリースの観念の中心にあるのは、これらの「独立性」「普遍性」「集権性」「高潔さ」である。だが、それは、「市民のための放送」という現代における公共サービス放送への見方とは全く異なる、市民への強い懐疑心が背景にあった。津田 (2006) は、政府からの独立と大衆への強い嫌悪感に基づく民主主義的な手続きの否定とを同時に志向するリースの姿勢を、“public”に対するリースの理解を分析することで明らかにしている。それによると、リースは、民主主義システム自体を否定していたわけではなく、人々が「輿論・公論 (public opinion)」ではなく「世論 (public sentiments)」に基づいて選挙に参加することを忌避していた。

「啓蒙主義」あるいは「家父長主義」とも評価されるリースの思想は、人々を「劣等」視することから生まれたものである。例えば、ラジオ聴取率の調査を開始したのは、設立から14年が経過した1936年のことであったが、その背景には、BBCが調査によって具現化される「世論」に対して従属することへのリースの危機感があった (津田 2006 : 142)。津田が指摘するように、リースは、教養を欠いた無責任な大衆が政治を担う「大衆民主主義」ではなく、責任ある知的な公衆が公共の利益を実現しようと図る「公衆民主主義」の実現を理想としていたのであり、BBCはそのための手段の1つなのであった (津田 2006 : 144)。

ただ、1920年代の英国において、人々に対してリースが抱いていたような価値観は、決して特別なものではなかった。例えば、『教養と無秩序』(1869年)においてマシュー・アーノルドは、英国社会を極度の悲観主義に基づいて、「野蛮人である貴族階級」「俗物である中産階級」「大衆である労働者階級」の3つの階級に区別し、それぞれを酷評している。佐藤 (2018) は、BBCの放送観は、こうした『教養と無秩序』以来の「国民教化論」に基づいていたと指摘する (佐藤 2018 : 154)。

また、1920年代の英国には、第1次世界大戦後の社会の混乱に加え、英国人の精神的な退化に対する懸念も存在していた（Hendy 2013：21）。現代ではいくぶん時代遅れともみなされうるリースの思想の背景には、こうした社会の事情もあり、ある意味では、時代がリースを希求していたともいえる状況にあったともいえよう。

リース主義には、現代では必ずしも支持されないような要素が含まれている一方で、彼はBBCのラジオ放送がマイノリティの利益になるとも考えていた。それは、放送が「自身だけでは決して発見できないような領域や関心に人々を連れていくことができる」（Magde 1989：21）からである<sup>6</sup>。このように、リースがすでに20世紀の初頭にマイノリティへの視座を有していた点は評価すべきである。しかしながら、1950年代においてもマイノリティとは、英国では「民族」、「人種」、「宗教」的なものにすぎなかった（Waters 2013：207）という点を考慮すると、その半世紀前に彼がマイノリティとして何を想定していたかは明らかではない。

このように、リースが目指したのは家父長主義の概念に基づいた、BBCによる「大衆の公衆化」であった。それは、現代的な“市民による市民のための放送”ではなく、“リースによる市民を教育するための放送”であった。ただし、当然のことであるが、これは義務教育のように強制的に行い得るものではなかった。リースがBBCのラジオを通じて人々を「啓蒙」することができたのは、人々がラジオの電源を入れ、聴取者として放送を聞いているときに限られた。そのため、何よりもまず、ラジオ放送は人々にとって魅力的なものである必要があり、BBCの番組を日常的に聴取する習慣をつけてもらうことが必要条件であった（Hendy 2013：25）。

したがって、リースはBBCの歴史上、主要な人物の筆頭であることは間違いないが、その後のBBCの番組編成の方向性、あるいは社会におけるBBCのレーザンデートルにとって必要条件に過ぎない。実際、BBCがラジオ放送を「商業」ではなく「公共サービス」として開始した背景には、アメリカにおけるラジオ業界が「混沌状態にある」（小林 2011：158）ことがあった。

また、リースは政治権力からの独立性を強く指向していたものの、現実には政治家との関わりを無視することは容易なことではなかった。BBCと政治との距離についてHendy（2013）は、設立以来、BBCの内部には政治権力との関係をめぐり、次の2つの立場が併存していると指摘する（Hendy 2013：35）。1つ目の立場は、必然的に意見の対立を伴う政治の領域から距離を置こうとするもので、いわば「超然主義」の立場をとるものである。しかしながら、こうした立場は、場合によっては社会的亀裂を隠蔽したり、政治家との密接な関係をもったりすることにつながることもある。2つ目の立場は、ミルトン・フリードマン的な「言論の自由」を希求するものであり、多様性の尊重や、政治家との対立を伴うものである。ミルトンは、ピューリタン革命期に『アレオパジティカ』（1644年）を出版し、言論・出版の自由の重要性を唱えたことで知られている。すなわち、後者の立場は、超然主義のそれよりも、より政治と一定の距離を置くものである。

ちなみに、マス・メディアと政治権力との距離の取り方については、もう1つの立場が考えられうる。それは、権力と意図的に「密着」してマス・メディアとしての役割を果たそうとするものである。例えば、いずれもNHKで政治部記者であり、その後会長職に就いたものの任期途中で辞任した島桂次や海老沢勝二は、この立場に分類され得よう。ただし、こうした立場には権力との「癒着」あるいは「一体化」との批判を招く可能性が高い。こうした批判を受けないためにも、『密着』と『癒着』のギリギリの狭い塀の上を歩いていて、塀の向こう側に落ちないためには、こちら側のジャーナリズム精神が日常的に「しっかりして」いる必要があるとの指摘がある（小俣 2011：46）。

さて、BBCが英国社会の中で、どのように認識されてきたのかを理解するうえで、リーサムがもたらした家父長主義や啓蒙主義を分析対象とすることは確かに重要である。中村（2016）は、これらのもつ現代的意義を認めるとして、BBCが①放送法などの議会制定法ではなく、国王から下賜される王室特許状を根拠法とした点、②無線受信免許からの収入を財源とした点の2つの点を、英国における公共サービス放送システムの「ユニークな点」としている（中村 2016：23）。

このように、公共サービス放送は法律において明文化されているものではないために、飯塚（2011）は、これまでに公表されている放送白書、委員会報告書や放送法規などから、英国におけるPSBの考え方を抽出する必要があると指摘している（飯塚 2011：86）。こうした飯塚の指摘に加えて、BBCにとっての「最高法規」でもある王室特許状からもそうした見解を伺うことができよう。したがって、以下では主としてこれまでの王室特許状、委員会報告書を手がかりに、英国社会におけるBBCの存在意義を探っていく。

### 第3節 王室特許状システム

#### 1. 王室特許状からわかるもの

BBCが放送法のような議会制定法ではなく、王室特許状に基づいて運営されている明確な理由は分かっていない。しかしながら、設立当時の郵政長官がBBCに対して、政治的な「独立性」、社会的な地位の「確実性」、および業務遂行における「柔軟性」をBBCに付与するためにこうした仕組みを採ったと解されている（中村 2011：24-25）。特許状はおおむね10年から15年間の有効期限が定められ、期限を迎える約2年前から更新手続きが行われるのが通例である<sup>7</sup>。

表2はこれまでの特許状のそれぞれの有効期間を示している。この更新手続きに際しては、有識者によって構成される調査委員会が設置され、委員会の助言を踏まえ、政府が「放送白書」を発表することになっている。

【表 2】各特許状の有効期間<sup>8</sup>

	政権党	特許状の有効期間
第 1 次	保守党	1927.01.01～1936.12.31
第 2 次	挙国一致	1937.01.01～1946.12.31
第 3 次	労働党	1947.01.01～1951.12.31 (1952.06.30 まで延長)
第 4 次	保守党	1952.07.01～1962.06.30 (1964.07.29 まで延長)
第 5 次	保守党	1964.07.30～1976.07.31 (1981.07.31 まで延長)
第 6 次	保守党	1981.08.01～1996.12.31 (1996.04.30 で廃止)
第 7 次	保守党	1996.05.01～2006.12.31
第 8 次	労働党	2007.01.01～2016.12.31
第 9 次	保守党	2017.01.01～2027.12.31 (予定)

手続きの最終段階では議会の庶民院と貴族院の両院で議論されるが、議会による過度の干渉を避けるために、「採決」は行われず、その代わりに BBC と担当大臣との間で合意を結ぶことになっている。

それでは、BBC の目的が時代によってどのように変化してきたのかを第 1 次特許状から現在有効な第 9 次特許状までの「BBC の目的」を定めた条項を手がかりに明らかにしていく。それによると、第 1 次から第 7 次（1927 年から 2006 年）までは、「公共サービスとして英国のあらゆる人々に番組を提供すること」「必要に応じて放送以外のサービスを行うこと」「必要に応じて商業的なことを行うこと」という大枠のもと、BBC が行いうる業務がわりあい包括的に列挙されていた。第 8 次（2007 年から 2016 年まで）では、第 3 条「BBC の公共的性質とその目的」の項目で「BBC は公共の利益に奉仕するために存在する」ことと、「BBC の主たる目的は公共目的の促進にある」ことが示された。さらに、第 4 条で公共目的の具体的な内容が次のように述べられている。

- (a)市民性と市民社会を維持すること
- (b)教育および学習を促進すること
- (c)創造性と文化的卓越性を刺激すること
- (d)連合王国、国家、地域およびコミュニティを代表すること
- (e)英国を世界に、世界を英国に
- (f)目的を促進する際に、市民に対して新たなコミュニケーション技術およびサービス提供すること、さらにデジタル化への転換において主導的な役割を担うこと

続いて第 5 条では、「BBC の主たる活動は、情報、教育、娯楽で構成される番組の供給を通じた公共目的の促進である」と、BBC の目的である公共目的を達成するうえで、リースが提示した「情報・教育・娯楽」の 3 つの要素が必要とされている。そして、現在有効



な第9次（2017年から）でも、公共目的の促進がBBCの目的であるとされており（第4条）、その公共目的については次のように定められている（第6条）。

- (1)人々が自らを取り巻く世界を理解し、そこに関与することを助けるために、公平なニュースおよび情報を提供すること
- (2)あらゆる世代の人々の学習をサポートすること
- (3)最もクリエイティブで、質の高い、特色のある番組およびサービスを放送すること
- (4)すべての連合王国の国家および地域の多様な共同体を反映し、代表し、その役に立つこと。その際、英国全土にわたるクリエイティブ経済を支援すること
- (5)英国、および英国の文化ならびにその価値を世界に反映すること

このように、BBCの目的に関する規定を参照するだけでも、BBCに期待されている役割が時代ごとに異なってきたことがうかがえる。おおむね第1次から第7次までの特許状では、BBCの目的が形式的・表層的・包括的に示されていたにすぎず、「免許状」の色彩が強かった。それに対して、第8次および第9次では、それらがかなり具体的・深層的・個別的に定められているように思われる。また、目的に関する規定に限らず、全体的な特許状の分量は増加傾向にあると同時に、その内容は説得的になってきている。とりわけ、第8次から第9次への更新手続きが行われた2015年から2016年は、前回の更新手続きの際には想像もできないようなメディア環境の変化があり、マルチ・メディア環境下においてBBCの存在意義は大きく揺らいでいた。そして、この特許状の更新手続きは、BBCにとって極めて重要なものである。そこでは、多くの市民が手続きのプロセスに参加し、BBCの将来像などを議論している。更新手続きは、市民、BBC、そして政治家の各アクターが、BBCの在り方をどのように考えているのかを可視化する作業であるともいえる。したがって、ここでは、2015年から2016年にかけて実施された「第8次特許状」の更新手続きにおける議論を分析し、政治家や市民が、BBCを社会の中でどのように位置づけ、さらに彼らがBBCにどのような役割を期待しているのかを考察する。

## 2. 第8次特許状更新手続きの概要

特許状の更新は、政府とBBCにとって今後10年の相互関係を決定するものであることから、両者ともに激しい駆け引きを行うこととなる。そのため、更新手続きは総選挙における争点の1つとして顕在化し得る。第8次特許状が2016年12月31日に期限を迎えることもあり、2015年5月に実施された総選挙では、主要各政党はマニフェストで、BBCに対する自党のスタンスを明らかにしていた。以下は主要政党それぞれのマニフェストにおけるBBCに関する記述の概要である<sup>9</sup>。

#### ○保守党

自由なメディアは開かれた社会の基盤である。われわれは BBC の王室特許状に関してわかりやすい見直しを下すだろう。その特許状は、受信許可料支払者に対して、その料金に対する価値を届けることを保証すると同時に、世界水準のサービスを維持し、創造的な産業を支える。これが、われわれが特許状の更新の間、BBC の受信許可料を維持し、かつ維持したままにしておく理由である。

#### ○労働党

公共サービスである放送に関する制度は、英国の大きな強みの一つである。BBC は我々の文化的な生活の豊かさに対して極めて大きな貢献をしており、われわれはそれが受信料に対する価値を実現しながら続くことを保障する。

#### ○自由民主党

われわれは受信許可料が物価上昇よりも早く値上げすることがないことを保証しつつ、BBC の独立性を保護し、…政治的な影響からメディアの独立性を促すために、われわれは BBC トラストないし Ofcom に対する任命におけるいかなる役割からも大臣を排除する。

これら各党の見解を見てみると、各党が表現の違いこそあれ、受信許可料 (Licence Fee) の重要性に関しては認識の相違は見られない。保守党、労働党が “value for money” という表現を用いており、すべての政党が、文脈の差はあるにしても、“ensure” という語を用いている。しかし、保守党の「われわれは BBC の王室特許状に関してわかりやすい見直しを下すだろう」という表現から、筆者は、BBC に対する保守党の“冷たさ”を感じるものである。

この点について、英国の「番組制作者連盟 (Producers Association of Cinema & Television)」のキャット・ルイス (Cat Lewis) 氏は「……長い間、右派の政治家の一部は、BBC に不満を言ってきました。彼らはともかく、BBC を嫌っています。BBC が行うことは何でも嫌い」であると述べている (中村 2015 : 61)。日本と同様に英国でも (一部ではあるが) 保守政党からは公共放送に対して厳しい視線が注がれている。

さて、第 8 次特許状更新の手続きは極めて過密なスケジュールで行われた。第 7 次から第 8 次への更新手続きの際は、有効期限が 2006 年 12 月末であったのに対して、政府はすでにその 3 年前の 2003 年 12 月に、見直しに向けた文書を公表し、国民の意見聴取を開始した。それに対して、第 8 次の手続きの時期は、2011 年議会任期固定法により 2015 年 5 月に下院総選挙が実施されることが定められていたために、総選挙後に手続きを開始するというキャメロン首相の意向により、先送りされていた (田中 2015 : 3)。

更新手続きは、BBC が行うあらゆる業務およびサービスについて、受信許可料支払い者にとって「金額に見合う価値 (value for money)」を提供できているか否かを確認するとともに、BBC が新たな特許状の下で、より一層発展することを保証するために実施される

(DCMS 2016 : 2)。この意味で、更新手続きは、BBC の「過去」の業務を検証し、「未来」の活動を保障するうえでの「つなぎ」としての機能を果たしている。

今回の更新手続きで政府は、主に、BBC が①今後も成長するか、②視聴者の利益にかなっているか、そして③国家の想像力と成長のエンジンとして作用しているかの 3 点を検証しようと試みた (DCMS 2016 : 2)。これらの点を明らかにするため、BBC の内部監督機関である BBC トラストは、受信許可料支払い者の代弁者として、「意見の公募 (public consultation)」を行ったほか、英国内のさまざまな地域でセミナーを実施し、視聴者の意見を広範に調査した。

BBC トラストのロナ・フェアヘッド (Rona Fairhead) 会長は、「われわれは、BBC がすべての人にとって万能なものではないということを認識しているが、われわれは皆が受信許可料を支払い、そこから利益を得ている BBC を根底から支える」と述べている (Fairhead 2015 : 13)。しかし BBC トラストは同時に、BBC が、その経費、組織の複雑な構造、統治方法、メディア産業の他の部門とどのように仕事をするのかといったいくつかの面で改革が必要であることも指摘していた (Fairhead 2015 : 10)。ここでは主にハード面＝構造面での改革の必要性が示されていた。

BBC にとって今回の更新手続きは、「政治的な嵐 (political storm)」のなかで行われることになった。嵐を巻き起こした要因は、①前回の更新手続きと比較して、議論に費やされる期間がかなり短いこと、②総選挙で思いもよらない大勝を取めた保守党政権により手続きが行われること、③保守党内右派からの感情的な敵対心が、史上例を見ないほど BBC と対立関係にある、中央・地方レベルのあらゆる新聞により、反響され、拡大されるであろうこと、④新たに任命された文化・メディア・スポーツ担当大臣が長い間、BBC に批判的であったことの 4 点が挙げられる (Barnett 2015 : 73-75)。ここで、それぞれの要因について、若干の補足をしておく。

既に述べたように、一般的に更新手続きのプロセスは、約 2 年から 3 年の期間をかけて行われるものである。しかしながら、第 8 次から第 9 次への手続きは、政治日程の都合によりわずか数ヶ月という短い期間に集中して行われた。そのため、その短期間のうちにさまざまな議論や手続きを行わなければならない、手続きに市民が十分に参与できる機会が少なくなった。

2015 年 5 月に実施された総選挙で、キャメロン首相の保守党が、事前の予測を大幅に上回る議席を獲得した。選挙期間中にキャメロンは、自らに関する BBC のニュースを「ごみくず」との強い言葉で貶し、「私は総選挙の後、それらを終了させるつもりだ」と発言していた (Winston 2015 : 50)。また、BBC は、キャメロンがこの総選挙の期間中、テレビ討論における BBC の対応

【図 2】2015 年総選挙の議席数

	獲得議席数	増減
保守党	331	+24
労働党	232	-26
スコットランド国民党	56	+50
自由民主党	8	-49
その他	23	+1

や、ラジオ番組でのインタビューに関して「激怒していた」ようだと認識していた。ただし、首相官邸はキャメロンに対する BBC の認識を「くだらない」問題だと否定した。(Guardian, 12/05/2016)。

さらに、保守系一般紙の Daily Telegraph 紙は、BBC が総選挙前の世論調査において、保守党の議席予測を誤ったとして BBC への批判を展開した。また、同じく保守系のタブロイド紙である Daily Mail 紙は、BBC を「膨れ上がった官僚制と、強固な左翼の先入観」の状態にあるとして批判している (Daily Mail, 12 May 2015)。

最後に、総選挙後の組閣で、キャメロン首相は、文化・メディア・スポーツ大臣にジョン・ウィットィングデール (John Whittingdale) を任命した。英国議会が公表している情報によると、ウィットィングデールは放送およびメディア (映画、音楽、芸術) の分野に政治的関心を抱いており、2005 年以降、下院の文化・メディア・スポーツ委員会に所属していた。ガーディアン紙は、彼のことを「完全なる右派で、熱心なサッチャリズムの信奉者」と言い表している。さらに、同委員会の委員長として、BBC に関するいくつかの報告書を公表した経験などから、BBC にとってはいわば弱みを握られているなかでの交渉に関して、BBC 内部では、「血まみれ (bloody)」、「接近戦 (hand-to-hand combat)」、さらには「もぐらたたき (whack-a-mole)」などと指摘されていた (Guardian, 12/05/2016)。

総選挙から 2 か月後の 2015 年 7 月に、BBC は政府と合意を結んだ。その後、政府がグリーンペーパーの公表、および意見の公募を行い、19 万 2 千以上の回答が寄せられた。また、これとあわせて、BBC トラストは英国の各地域でイベントを開催し、視聴者との「対話」を実施した。そして、グリーンペーパーの公表から 10 ヶ月後の 2016 年 5 月に政府の「放送白書」が発表された。白書のなかで政府は、「①BBC の使命 (mission) として、全ての視聴者に対して、質の高い、特色ある情報・教育・娯楽コンテンツを提供することに焦点を置き、②より効果的で信頼性の高いガバナンスと規制を導入しながら独立性を大事にし、③英国のクリエイティブ産業への支援を BBC の運営の中核に据えるとともに、市場へのマイナスの影響を最小限にとどめ、④組織の効率性と透明性の向上に努め、⑤近代的で維持可能かつ公正な財源システムを支持する」としたうえで、これらに対する具体的な改革案を提示している (佐伯 2016 : 3)。

更新手続きのなかでは、受信許可料制度の適正さが大きなテーマの 1 つとなっていた。受信許可料をめぐるのは、かつてサッチャー保守党政権の際に、廃止や広告導入の機運が高まっていた。だが、当時の放送調査特別委員会がまとめた報告書 (「ピーコック委員会報告書」) で、受信許可料制度の維持が望ましいとされたため、結果としてサッチャー政権下での「BBC 民営化」構想は実行されなかった。フェアヘッド BBC トラスト会長によると、視聴者は BBC に対して、広告主から自由であり、商業的に独立している状態を望んでいるという (Fairhead 2015 : 11)。

サッチャー政権に限らず、受信許可料制度はこれまで何度も廃止の脅威にさらされてきた。確かにこれまでに保守党が主張してきたように、受信許可料制度は競争を阻み、BBCの創造性に停滞をもたらすかもしれない。先の「ピーコック委員会報告書」では、受信許可料制度は、BBCを維持するための「他よりはましな」方法であると結論付けられていた。公表からおよそ30年が経過した現在でも、受信許可料に対するこうした見解は踏襲されているという (Hughes 2015 : 128)。

今回の特許状更新手続きで、政府側でBBCと交渉を行ったのは、主に、キャメロン首相、オズボーン (George Osborne) 財務相、ウィットニングデール文化・メディア・スポーツ相であった。キャメロンは、先述したようにBBCの放送内容にかなり批判的であった。さらに、ウィットニングデールもBBCに対して批判的だと見られてきた。彼は、文化・メディア・スポーツ特別委員会の委員長に長く就いていたため、BBCのあらゆる問題に精通している。受信許可料に関しては、かつて「人头税よりも悪い」と述べたことがあるほか、総選挙の直後には、145.50ポンド (当時) という金額を長期的には支持できないとも述べていた (Guardian, 11/05/2015) <sup>10</sup>。のちに、自身が受信許可料を将来的に廃止したいと考えているとの報道は「かなり誇張されたものだ」としたうえで、受信許可料を少なくとも2026年まで継続させる意向を表明した (Davies 2015 : 62)。

では、オズボーン財務相は受信許可料にどのような視座を向けていたのだろうか。オズボーンとは、BBCのトニー・ホール (Tony Hall) 会長が財源をめぐって取引を行った。取引の結果、BBCは「わずかな見返り」を得るために、75歳以上の受信許可料をBBCが負担することに合意した<sup>11</sup>。これは、BBCにとって実質的な財源の減少であり、サービスの低下につながりかねない。しかしながら、これは同時に、受信許可料制度に対する、政府からの攻撃を将来的に防ぐために、首相官邸を味方につけようというBBCなりの計画的な戦略であったとされている (Guardian, 12/05/2016)。

受信許可料制度に対する批判としては、主にそれが、①逆進性を伴う均等税であること、②仮に視聴者が商業放送のみを視聴したいと思った場合に、不公平になること、③その維持・管理自体に多くの費用を費やしていること、④支払い回避を助長すること、⑤iPlayerなどのポータブル・デバイスに対応する必要があること、そして⑥顧客満足度を判断するためのメカニズムを提供できていないことが挙げられる (Hughes 2015 : 129)。能動的な視聴動機に基づくペイ・パー・ビュー (PPV) の選択肢がますます増加している現代において、BBCの財源を安定させるためにも、こうした課題は解決されるべきである。

このように受信許可料に対しては、多くの批判が存在するが、それらの批判やBBCの予算の縮小へ向けた圧力は、概して市民によるものではなく、政治家によるものである。市民はBBCのサービスに高く満足しており、多くの人々が、より良い番組を見ることができるよう、受信許可料の増額を容認する姿勢も一部ではみられる (Barwise 2015 : 122-123)。

受信許可料に対する視聴者の支持は高いものの、やはり急速に発展するニュー・メディアの動向を考慮した場合、このままでは BBC という世界でもっとも有名な放送局の一つが「一文無し」になってしまう危険が存在するという Snoddy (2015) の指摘 (2015 : 2) も現実味を帯びてくる。

更新手続きが行われていた 2016 年 9 月、保守党のシンクタンクである政策研究センター (Centre for Policy Studies) は、BBC の財源に関する報告書を公表し、受信許可料の廃止を訴えた。報告書では、主に以下のような点が主張されている。

- 特色がなく、すでに他のメディアによって提供されているような BBC のサービスを廃止することで、受信許可料収入の半分に相当する 1.8 億ポンドを削減することができる。
- 現在行われている特許状更新手続きは、意味のあるものではあるものの、BBC の役割をわずかに調整するにとどまっている。
- 更新手続きは、遅くとも 2021 年には見直されるべきであり、受信許可料はその時点で廃止されるべきである。BBC は芸術評議会 (the Arts Council) や国民保健サービス (NHS) と同様に政府によって直接、運営されるべきである。現時点においても受信許可料の金額は政府が決定しているように、直接管理することによる編集上の独立性への脅威は誤りである。

報告書を執筆したマーティン・ルジューン (Martin Le Jeune) は、「BBC はもはや、肥大化すべきでないし、すべての人々にあらゆることを提供しようとするべきではない」と述べている (Guardian, 01/09/2016)。こうした考えは、後に述べる公共サービス放送における「ヒマラヤ」モデルに依拠したものである。

他方で、フェアヘッドは、会長として行った最後の演説の中で、「安定した財源」、「独立性」、「わかりやすい統治構造」、そして「市民からの明確な要求」の 4 点を BBC の“特長”として挙げた。この演説は、2017 年 3 月にサイド・ビジネス・スクールで開催されたオックスフォード・メディア会議で行われたもので、BBC の今後の展望および組織の課題点が的確に示されている。公共サービス放送の意義を検討するうえで必要だと思われるため、演説の原稿をやや長くなるが引用する<sup>12</sup>。

明らかに人びとは、BBC の使命に根本的な変化が加えられることを望んでいない。彼らは BBC が、人びとに「情報を伝え、教育し、楽しませる」ことを望んでいる。そして、彼らは完全に、BBC の幅広い公共的目的を支持している。95% の受信許可料支払い者が、BBC を毎週利用しており、それは平均して 18 時間を超えている。さらに、それは英国内に限ったことではない。BBC の国際サービスは現在、毎週、世界中のほぼ 350 万人に届いている。私は会長就任前からそれらのことは承知していた。しかし、私に最も好印象を与えたことは、BBC に関する統計や何れの事実でもない。それは、人々である。特に彼らが深く抱いている価値および原理である。彼らは本当に公共サービスの使命を信じている。

〔中略〕しかし特にトラストは、BBC に資金を支払っている市民の代弁者である。彼らの声が最大限反映されることを保証することがわれわれの仕事である。〔中略〕〔新たに設置される〕役員会は BBC の独立性の断固としたプロテクターでなければならない。そして、その強固さは挑戦されることになる。次の財政上の合意はその一例となるだろう。特に、かつての 2 つの合意が、極めて突然で、不透明で、不十分な合意であったことを考慮するとそうなる<sup>13</sup>。

〔中略〕役員会に対する私の主なメッセージはこうだ。あなたが今有している明確な構造を最大限活用しなさい。〔中略〕しかし、いくつか重要な課題が横たわっている。第一に、統治において、役員会は BBC に責任を問い、BBC が資金に見合う価値を提供し続けることを保証するべきである。〔中略〕第二に、役員会は傑出して独創的であり続けるために BBC に異議を申し立て、指導しなければならない。〔中略〕マイノリティの反映は、単に BBC のためだけの課題ではなく、産業全体にとっての課題である。これらの十分なサービスを受けていない集団にとって、BBC との結びつきは、おそらく過去におけるものよりも弱い。〔中略〕役員会は、競争上のおよび技術的な課題を通じて BBC を指導しなければならない。成功を収めた指導として、役員会は BBC が、BBC 自身のコダックの瞬間を避けることを保証することを助けることができる。〔中略〕第三に、役員会は、政府および支配的な利益団体から BBC の独立性を守らなければならない。これを行うために、役員会は、BBC が自信を持つことを保証する必要がある。過去の危機は、必然的に衝撃を持っていたし、時として、BBC は不可欠な自信を欠いているように思われたし、それは、先制の委縮を発展させた。〔中略〕役員会に対する私の最後の要請は、トラストのレガシーの上に役員会をつくりあげることだ。受信許可料支払い者に話しかけ、彼らを代表し続けることだ。

新たな構造の下で、役員会は、人々の代表者であり、私は根本的に、BBC を市民が望み、ふさわしいと考えるようにすることを可能にすることが、彼らの責任であることを信じている。〔中略〕われわれは、多くの人々が、われわれがなし得ていないといった重要なものを達成した。財源は保障されている。独立性は守られている。曖昧さの無い統治構造が整っている。そして、決定的に、際立って、野心的な使命を有するべきという市民からの明確な要求が存在する。

しかしながら、更新手続きの期間中に、キャメロン首相が、英国の EU からの離脱の是非を問う国民投票における結果の責任をとり辞任した。それに伴い、新たにテリーザ・メイが新内閣を組閣し、担当大臣も変わるようになった。政権や担当大臣の変更はあったものの、新たな第 9 次特許状は、当初の予定通り 2017 年 1 月に発効された。今回の更新手続きでも、多くの人々が意見公募やセミナーの開催を通じて、今後 10 年間の BBC の在り方を決めるプロセスに関与していた。

また、これまで BBC トラストと Ofcom が分担してきた BBC に対する「規制」業務はすべて Ofcom に移管された。Ofcom はこれまでも放送・通信に対する広範な役割を担っており、その権限の肥大化に対する懸念も存在する。では、新たに強力な権限を付与された Ofcom が BBC をいかに「規制」するのかを示そう。Ofcom の役割等については、主として特許状第 44 条から 51 条に規定されている。Ofcom は 12 月に、規制業務の具体的な方針について公表した。それによると、特許状において Ofcom に課せられた「核心的領域 (core areas)」とは、「コンテンツの基準」、「公正で効果的な競争を守ること」、および「BBC の業務の点検」の 3 つである。そのうえで、新たな義務を効果的かつ効率的に果たすために、Ofcom は以下の諸点を踏まえるとしている<sup>14</sup>。

#### ① Ofcom の責務を前進させる

Ofcom が行うすべての業務と同じように、第一の目的は市民および消費者の利益を高めることにある。

#### ② BBC が英国における公共サービス放送の礎石であることを認める

BBC は特別な地位を有しているが、Ofcom は BBC を特別扱いすることはない。

#### ③ 統治に対する責任は新設される BBC 役員会にあることを認める

特許状で定義される BBC の使命および目的を、どの程度達成したかを判断するのは、Ofcom よりも BBC 役員会の役割である。役員会は BBC の編集上のガイドラインを定めなければならない。Ofcom は、BBC に責任を問うことになる。

#### ④ Ofcom の知見および経験の深さを活用する

Ofcom は、コンテンツの基準、競争および業務の遂行という鍵となる領域において BBC に関連した現在の役割に加え、放送部門の規制に関する経験がある。

#### ⑤ 幅広く協議する

市民、消費者、およびステークホルダーの見解が、Ofcom の業務に反映されることを確かにする。

#### ⑥ BBC への Ofcom の期待および要求を明確にする

BBC、視聴者、およびより広範な部門に確実性をもたらすために、万が一の場合に Ofcom がどのように問題に取り組むのかに関して明確にしておく。

とりわけ③の「統治と規制の役割分担」は、BBC トラストが廃止された経緯を考慮すると重要である。それでは、先に挙げた 3 つの「核心的領域 (core areas)」について、Ofcom はどのように対処するのだろうか。表 3 は、これら 3 つの領域における概要とそれに向けた Ofcom の準備事項を示している<sup>15</sup>。

【表 3】「核心的領域」の概要および準備事項

項目	概要	準備事項
コンテンツの基準	視聴者は自らが視るものを信頼でき得るべき。不当な攻撃を避けるための手段が採られ、有害なコンテンツから守られていることを知るべき。	○新たな責任に対応するため、放送コードを改訂する。 ○基準に関する苦情の処理、調査および制裁の実施のための手続き作り出す。 ○視聴者がどのように Ofcom から独立した意見を入手するのかを説明する手続きを公表する。
公正で効果的な競争を守る	公正で効果的な競争を守ることが視聴者のためになり、選択肢を増やし、投資及び技術革新を刺激する。	○BBC の諸活動の効果を評価する。 ○BBC の活動に係る規則を定める。 ○市場および商業活動に配慮した要求事項を BBC に課す。
BBC の業務の点検	特許状で示されるように、BBC の番組の独自性を評価する。	○BBC の英国公共サービスのための運用免許 (Operating Licence) を作成する。 ○業績指標 (performance measure) を作成する。

これらは、Ofcom が BBC の規制業務を担う上での準備事項の一部にすぎない。Ofcom がこれとは別に定める「業務枠組み (Operating Framework)」では、より広範かつ詳細



に Ofcom が実施する事項が定められている。また、BBC の統治を担う役員会が、全くの新しい組織であるのに対して、規制機関である Ofcom は、これまでも BBC に対する規制業務を一定程度担ってきたことから、移行に向けた準備は滞りなく進んだ。

2017 年 3 月には、Ofcom のシャロン・ホワイト (Sharon White) 代表が、BBC は年齢層においても、所得階層においても中間層に焦点を当てすぎているとして、多様性の確保に努めるよう、BBC に注文した。ホワイトは、「非常に多くの高齢者（とくに女性）たちが、自分たちは悲観的に TV で描写されていると感じている。マイノリティ集団の人々は、自分たちがせいぜい中立的に描写され、最悪の場合、悲観的に描写されていると感じている。これらは、マス・メディア業界全体が、取り組みうる、そして取り組むべき課題である」、「われわれが調査で問いかけた多くの人々が、BBC は中高年、中間層の視聴者に過度に焦点を当てていると感じていた。彼らは、より広い市民、エスニックマイノリティ、および若い世代のためにより多くのことをなし得たと述べた」などと指摘した (Guardian, 08 March 2017)。ここで論じたように、現在、Ofcom が BBC に与える影響はかなり大きなものがある。それは、次章で論じるように、本論文が主眼とする LGBT への取り組みにおいても重要性を帯びている。

## 第 4 節 政治権力とのかかわり

### 1. 歴代の調査委員会の概要

多くの市民が参加し、時間をかけて形成される特許状が、BBC の存在にとって不可欠なものであることは言うまでもないが、BBC のあり方は特許状のみによって特徴づけられるものではない。

特許状と同じように放送に関する特別委員会における議論は、BBC の方向性を定めてきた。表 4 は、歴代の主な放送に関する調査委員会での主な議論の内容を示している。英国の放送市場は、ハードの面から検討すると、BBC による「独占」から始まり、のち BBC と ITV による「複占」を経て、現在では BS および CS チャンネルを含めた「多チャンネル」時代を迎えている。Blumler (1996) は英国の放送史を、コンテンツの競争の観点から 5 つに区分した。それによると、第 1 次特許状が下賜され、BBC が英国で唯一の PSB となった 1936 年から ITV が設立される以前の 1954 年までの「独占」期、1955 年から ITV の全国放送体制が整う 1962 年までの「クリエイティブな競争」期、1963 年から 1970 年までの「安定的な競争」期、1971 年からバックラッシュ現象に支えられた保守勢力台頭の萌芽期にあたる 1983 年までの「文化的な攻撃の下での放送」期、そして 1984 年以降の「脱規制と市場」期に区別される。

【表 4】歴代調査委員会の主な概要<sup>16</sup>

委員会(長)名 任命 / 報告年	報告公表時の政権		主な議論・勧告内容
サイクス 1923 / 1923	第 1 次ボールドウィン	〔保〕	財源としての受信許可料の正当性、BBC と放送の独占について
クロフォード 1925 / 1926	第 2 次ボールドウィン	〔保〕	公共事業体として BBC を位置づけ、BBC の組織および視聴者に対する効果について
セルストン 1934 / 1935	第 4 次マクドナル	〔挙〕	BBC によるテレビ放送の発展、放送技術について
アルズウォーター 1935 / 1935	第 3 次ボールドウィン	〔挙〕	政治に関する報道、放送全般、財源、および番組の性質について
ハンキー 1943 / 1944	第 1 次チャーチル	〔挙〕	第二次世界大戦後のテレビ放送サービスについて
ベバレッジ 1949 / 1950	第 2 次アトリー	〔労〕	地域放送の拡充、BBC の独占および財源について
ピルキントン 1960 / 1962	マクラミン	〔保〕	BBC の新チャンネル開設、放送市場における組織構造および番組について
アナン 1974 / 1977	キャラハン	〔労〕	放送市場における新たな技術および財源、BBC と IBA の役割分担と財源、番組の基準について
ハント 1982 / 1982	第 1 次サッチャー	〔保〕	ケーブル放送の組織および将来像について
ピーコック 1985 / 1986	第 2 次サッチャー	〔保〕	受信許可料以外の BBC の財源の可能性、効率性、ケーブル放送および衛星放送について
デービス 1998 / 1999	ブレア	〔労〕	第 7 次特許状のもとでの BBC の財源について

BBC に関しては、1955 年に「競争」の時代を迎えてからは、とりわけ受信許可料という財源システムの正当性に関する議論が主なテーマとされてきた。なかでも、BBC に敵対的であったサッチャー政権期に発足したピーコック委員会における議論の主題の主題は、「なぜ人々は BBC に金を払わなければならないのか」であった。国有企業や公共事業体の民営化を通じた「コストカット」と「競争の導入」を指向とするサッチャーにとって、安定した財源に基づき、競争のない環境下で自身に批判的な放送を行う BBC も当然、民営化されるべきものの 1 つであった。

確かに BBC にとって、コンテンツをベースとした ITV との視聴者獲得競争は不可避のものであった。従来、視聴者を啓蒙したり、教育したりすることが BBC にとっての役割であったが、こうした姿勢は 1980 年代初頭、すでに時代遅れのものとなっていた。それは BBC の財源に関する議論に大衆が直接参加するようになり、BBC と大衆との関係性が大きく転換したためである。こうした点について Madge (1989) は、「いったん [1979 年の総選挙の前後に用いられた] It's Your BBC のようなスローガンや、BBC Shareholders といった言葉がはやるようになると、それらを大衆の領域から切り離すことはもはや不可能」な状況になったと指摘する (Madge 1989 : 16)。

繰り返しになるが、歴代の委員会の中で最も BBC の意義を問題視したのが、サッチャー政権下において、BBC に広告放送を導入することの是非について論じることを目的として設置されたピーコック委員会であった。ピーコック委員会は受信許可料の廃止を提言す

ると一般的に認識されており、BBCにとって最大のターニングポイントとなると予想されていた。ここでは、ピーコック委員会で議論された内容を簡単に整理し、その後のBBCの在り方にいかなる影響をもたらしたのかを推察しておく。

ピーコック委員会の結論は、当初予想されていたものとは異なり、「民営化」といったようなBBCを急進的に「解体」を志向するものではなかった。とはいえ、ピーコックにとって放送は消費者に提供されうる商品の1つにすぎなかった（Scannell 1990：21）。委員会はBBCを「機能的な放送市場」へと移行させる3つの段階を踏まえた戦略を提示した。それによると、まず、第1段階では、BBCは広告ではなく、インフレ連動型の受信許可料を財源とすべきであり、第2段階では、受信許可料はサブスクリプションによって徐々に置き換えられ、第3段階において、多チャンネル、マルチな伝送システム、多様な財源方法による機能的な放送市場へと移行するのである（Franklin 2001：6）。同報告書に関しては、即座に受信許可料制度を廃止させようとしなかった点を評価する見方が一般的には多いものの、市場における競争原理の導入を志向していた点は強調しておくべきであろう。ピーコック委員会報告書の正式名称は『BBCの財源に関する委員会報告書』であり、その563項目に公共サービス放送としてのBBCの役割が以下のように示されている。

563 委員会は、大衆が愛顧するのにふさわしく、公共サービス放送の概念の大部分を形成する番組のタイプに関する見方を有している。われわれがここで提示する4つのキーワードとは、知識、文化、批判、そして経験である。具体的には、

- (i) 教育番組はもちろん、ニュース、時事番組、ドキュメンタリー、あるいは科学、自然および世界の他の部分に関する番組を放送すべきであり、それらは総じて能動的な注意を引き付ける必要があり、アクティブなシティズンシップにも寄与しうる。
- (ii) 演技だけではなく、アート性のあるものの創作のプロセスの紹介およびコメントも含む質の高いアート系番組（音楽、ドラマ、文学等）を放送すべきである。
- (iii) 商業製品の評価から政治的イデオロギー、哲学および宗教にいたるまであらゆるものを取り上げる批判的かつ論争的な番組を放送すべきである。

それによると、BBCには極めて多くの役割が期待されている。特に、その中核は「知識」「文化」「批判」「経験」にあるとされ、これらはリース三原則の「情報」「教育」と合致するといえよう。しかしながら、三原則のなかにある「娯楽」要素については、ピーコック委員会報告書のなかで重視されていないようである。

## 2. 政治との闘いの歴史

こうして王室特許状や委員会報告書は、その時代ごとのBBCの目的や意義を確認する

うえで重要な役割を果たしてきた。しかしながら、それ以上に、BBC の在り方を再構成してきたのは、政治家との関係あるいは、政治家による BBC へのコミットメントと、それに対する反応ともいえないだろうか。

BBC の歴史は、ある意味においては、政治家からの露骨な干渉ないしは介入との「闘い」の歴史でもあったといえよう。簗葉（2003）によると、こうした種の闘いは、これまでに少なくとも 4 度訪れているとのことである。それは、1926 年の炭鉱労働組合によるゼネストに関する報道にはじまり、1939 年の第二次世界大戦の勃発による BBC の国営化の危機、さらに 1956 年のスエズ危機を経て、1980 年代のサッチャー政権による民営化の危機である。また、このほかにも、明らかになっていないもの、現場レベルで「処理」されたものなども数多く存在するだろう。

### ケース① 炭鉱ゼネスト—信頼の向上

それまで報道の分野では傍流だとみなされていた BBC が、国民にとってなくてはならない存在となるきっかけとなったのが、炭鉱労働組合によるゼネラル・ストライキである。この報道を通して、BBC は放送がもつ「直接性」の威力を、従前、支配的なメディアであった新聞に対して大きな影響を与えることになった（小林 2011：163）。

新聞各社は、印刷や配達といった業務を担う労働者の不足を補うため、幹部や退職者などを総動員して新聞を発行せざるを得なくなった。チャールズ財務相は、政府の意見を主張する新聞が必要だと考え、各社の協力を得たうえで、政府の公式新聞である『ブリティッシュ・ガゼット（British Gazette）』を発行した。チャールズは『ガゼット』の内容を BBC で放送するようリースに対して依頼したが拒否された。制度上、緊急時において政府は BBC を国営放送化することも可能であったが、実際には政府内で意見は一致しておらず、結局「政府は BBC の独立を維持する」との方針が示された。その結果、新聞が特定当事者の意見しか取り上げないのに対し、BBC は公平に情報を伝え、当事者双方の主張を報道したために、市民のみならず、政治家からの信用を得ることに成功した（小林 2011：164-169）。

リースは、ゼネストを前にして、「危機を歓迎するのではないが、危機のもたらす絶好の機会を歓迎していた」ことを後に述べている。そして、このゼネストに関連する報道を通じて、BBC の報道の大原則である「政治と資本から独立し、視聴者の求めにのみ応える」というモットーが生まれた（平野 2011：204）。

### ケース② 第二次世界大戦—国有化の危機

1930 年代、新聞は「ロビー記者」制度の下で政府の意向を反映した紙面作りを行っていた。したがって市民は、新聞が権力を監視するというメディアの役割を放棄したため、BB

Cのニュース報道のほうに信頼を置き始めた（小林 2011：188）。第二次世界大戦では、英国のみならず、各国で国家を挙げた「情報戦」「総力戦」が展開された。戦争に勝利するためには、国家をまとめあげ、政府の戦時政策を批判するメディアーとくに新聞ーは、閉鎖を余儀なくされたり、閉鎖への脅しを受けたりしていた。それに加えて、新聞作成のための用紙不足の影響もあり、人々はBBCが報じるニュースを必然的に求める環境にあった（小林 2011：189-192）。

BBCは、「起きていることをそのままに伝えよう」という報道姿勢の下、放送を行っていたが、これが聴取者の批判を受けることもあったという。英国上空とドーバー海峡が戦場となった航空戦の様子を、BBCの記者が詳細に報道すると、「まるで競馬の実況中継のようだ」と嫌悪感を示す者もいた（小林 2011：193）。

1939年9月1日にドイツがポーランドに侵攻したことによって、第二次世界大戦が開戦した。そして9月4日には、チェンバレン首相により「情報省」が設置された。情報省の任務は、「英国が行う戦争を勝利に導くための情報工作」であり、そのために、①ニュースの検閲と、②国内向けの広報・宣伝活動を行った（平野 2011：204-206）。検閲は、情報省の中に「中央検閲局」を設置し、BBC内部には情報省が委嘱する「検閲官」を配置することにより行われた。戦争に関する原稿は、検閲官により2回のチェックを受ける必要があった（平野 2011：213）。

大戦中の放送として、日本の「大本営発表」やドイツの「ゲッペルス放送」は悪名高いものとして評されている。一方で、戦時中、BBCの放送は、被害を少なく報じたり、戦果を誇張して報じたりすることはあったものの、真実を歪めて「虚偽の」報道を行うことはなかった。例えば、1942年2月に、英国軍の東洋における拠点であったシンガポールが日本軍によって陥落された際には、チャーチル首相が自ら、この事実を放送で国民に伝えた。こうして、戦時中のBBCの放送は、ニュースの「真実性」、「正確さ」、「公平さ」という点で、世界的な評価を得ることができたのであった（坂本 1995：49）。作家のジョージ・オーウェル（George Orwell）は、1944年に「BBCの放送で聞いた（I heard it on the BBC）」という言葉は、「真実に違いない（I know it must be true）」という新たな意味を持つようになったと記していた<sup>17</sup>。

### ケース③ スエズ危機ー誰のための放送か

Lord Anan（1989）はスエズ危機を、ベトナム戦争とウォーターゲート事件と並んで、BBCの組織風土が「プロフェッショナルリズム」へと変化した一因として位置付けている（Anan 1989：146-147）。英国、フランス、エジプト、イスラエルがスエズ運河をめぐる争ったスエズ危機は、世論が大きく割れた時に、BBCがPSBとして、いかなる立場に立って、放送を行うべきかというジレンマをBBC突きつけることになった。スエズ危

機に際して、BBCは「事実を迅速かつ公平に伝える」という報道の大原則を守ろうとした（平野 2011：213）。

世論は、イーデン首相「支持」が48.5%、「不支持」が39%、「不明」が12.5%となっており、議会も攻撃支持の与党・保守党と、不支持の野党・労働党の間で激しい議論が起きていた。11月3日夜に、首相がBBCのテレビに出演し、支持を訴えたのに対し、4日夜には労働党のヒュー・ゲイツケル党首が首相の退陣と停戦を訴えた。イーデンは、戦闘支持と不支持の両方の意見を報じるBBCの「客観報道」を不満に思い、BBCに対して度々圧力を加えた。4日夜のゲイツケルによる放送をやめさせようとしたが、当時の経営陣トップの補佐役が、政府の圧力に反発し、ゲイツケルの放送を実現させたという（小林 2011：222）。

スエズ危機の際、BBCは自らが行う報道の役割を、単に政府を代表するものではなく、「国家」を代表するものであると考えていた。第二次世界大戦の際、BBCは戦争遂行のために「総力戦」を強いられ、それゆえに、政府の統制に一定程度服してしまった。しかしながら、今回は、国民国家としての存亡がかかっていたわけではなく、それゆえに、政府から独立した放送を行えたと解釈することもできよう（飯塚 1997：48）。

世界のどこかで紛争が起これば、英語がわかる人々は、自国である英国に不利な内容であっても事実を伝えるBBCの放送にチャンネルを合わせる習慣があるのは、こうしたBBCの不断の努力の賜物である（大蔵 1987：2）。

#### ケース④ サッチャー介入前史—労働党との闘い

英国では1970年6月に総選挙が実施され、事前の予想に反し保守党が勝利し、労働党のハロルド・ウィルソン内閣は退陣を余儀なくされた（本節はLeapman 1986 = 1989：258-285）。BBCはこの選挙で落選した労働党議員たちに焦点を当てた『昨日の男たち（Yesterday's Men）』という番組を制作し、放送した。その内容にはウィルソンの金銭問題などが含まれていたことや、当初は意図的に隠されていた労働党にとっては単なる「皮肉」では済まされない番組タイトルが判明したことなどから労働党議員たちは放送の中止を訴えた。

放送前日の1971年6月16日にはウィルソンがチャールズ・カラン会長と「大声で議論」し、放送中止を会長に要請したものの、会長はこれを拒否したのであった。すると、放送中止が無理ならば、①タイトルを変更すること、②「回想録」をめぐる金銭問題についての質問をカットすること、③彼が資産家であることをほのめかず持ち家の写真をカットすることの3点をするように求めたという。

その後、カランは法律顧問であるグッドマンやヒル経営委員長らと連絡をとり、そのうえで、経営委員会の委員のうち約半数しか出席していない「財務委員会」で事前に「試写」することになった。経営委員会は視聴者の代表であるため、事前試写を認めると、視

聴者からの苦情を客観的に判断できなくなるという理由から、伝統的に事前試写を行うことは、その心情に反するものであると思われてきた。この伝統は、『昨日の男たち』における失態の結果、より強固なものとなった。

財務委員会に引き続いて、経営委員会の委員全員が出席して開催された「経営委員会」で、ウィルソンに対する質問を一部カットする他はそのまま放送することが決定された。したがって、6月17日の放送では、「野党のなかでハロルド・ウィルソンだけが、政府の記録を利用できる特権によって回想録を書き、以前にも増して金持ちになった」という断定的なコメントが残されていた。

17日の夜、経営委員会は緊急会議を開催し、事前試写を行ったために、BBC側の判断を批判することができなかった点を反省した。放送から約半年後には、経営委員たちの昼食会にウィルソンが招かれ、関係の修復が図られたが、それでも「和睦はできたが、まだ傷痕は残っている」状態であった。1974年2月に行われた総選挙で労働党が勝利し、ウィルソンが再び政権に就くと、BBCは労働党による「仕返し」を恐れたが、結果として何事も起きずに事態は沈静化した。この事件を機に、BBCに限らず放送局は政治家の仕事に対する敬意が欠如しているという、労働党と保守党とを問わず政治家が抱いてきた感情が表面化した。選挙を通して国民に直接選ばれた国会議員に対して「悪意を満ちたあてこすり」を行うBBCは筆頭であった。

\* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \*

マス・メディアのなかでも、歴史的に政治家たちは攻撃の照準をBBCに限定してきた。それは必ずしも顕著なものばかりではなく、政治家は水面下でBBCのもつエネルギーを削減することを試みてきた。Madge (1989)によると、その理由としては、①BBCが国家機関の中核と地理的に近接していること<sup>18</sup>、②全国的な放送の担い手であることをBBCがしきりに自負し、宣伝していること、③社会の中で高い名声を維持していること、そして④ウエストミンスターで行われるような組織的なパワーゲームがBBCの内部で行われていることが挙げられるという (Madge 1989 : 37)。この中でも、①、②および④のようなBBCに起因するファクターよりもむしろ、③の社会内においてBBCが有する名声、すなわち影響力が、政治家をして攻撃たらしめる要因なのではないだろうか。それはまた、英国の政治あるいは民主主義のプロセスにおいて、BBCが権力の番犬として作用していることを政治家が認めていることの証左でもあろう。

また、二大政党において、労働党よりも保守党のほうがよりBBCに対して強い影響を及ぼしてきた。たとえば、BBCの設立、BBCを競争時代へと向かわせたITVの設立認可、Channel4の導入やケーブル放送の計画はすべて保守党政権のもとで決められたものである。それに対して労働党政権は、保守党により導入された新たな制度を急激に変更することなく、人事や報告書の公表などを通じてBBCをコントロールしてきた (Madge 19

89：40)。保守党は、放送が社会的な価値観を大衆に「売る」（実質的には、「植え付ける」）ことができるために、政治システムにとって非常に重要なものであると考えている（Madge 1989：43）<sup>19</sup>。

さらに、BBCのCはConservatism＝保守党主義の頭文字としても理解されるといった鋭い指摘（Mills 2016：211）にも象徴されるように、BBCはとりわけ保守党の政治家から頻繁に攻撃されてきた。そうした中でも、市民レベルでは党派を超えて一定の支持を得ることができていたのには、BBCが「公平性（Impartiality）」を常に意識してきたからであろう。

## 第5節 公平性の要請とそれへの応答－“Brexit”に関する報道から

BBCは、「編集ガイドライン（Editorial Guidelines）」を公表し、BBCが番組を通して反映すべき価値や基準などを明確にしている。ガイドラインでは、公平性についても詳細に示されている。その内容は番組のジャンルごとに定められており、ここでは全てを検討することはできないが、その梗概は次のように説明されている（ガイドライン4.1）。

一般に、ふさわしい公平性（due impartiality）には、対立する諸見解の間の単なる「バランス」の問題以上のものを伴う。BBCは、幅広い見方を考慮に入れ、一連の見解の存在が適切に反映されることを保証するという点で、包括的でなければならない。それは、すべてのイシューにおける絶対的な中立性（neutrally）を要求したり、投票の権利、表現の自由、および法の支配といった基本的な民主主義の原理から超然とすることを要求したりするものではない。BBCは、あらゆる重要な思考のルートが過小評価されたり、省かれたりしないために、アウトプット全体を通じて、そして適切に長期的に、幅広い主題と見方を反映することに関与する。

ガイドラインでは、公平性と中立性が決して同一のものではないということが強調されていることに注目し得る。また、さきの説明は、冒頭の一文を読み飛ばしてしまうと、公平性に関する規定というよりも、多様性に関するものとも理解し得よう。すなわち、ガイドラインにおいては、対立する2つの見解を平等に取り上げるといったような量的な公平性ではなく、質的な公平性の実現が目指されている。

なお、公平性という考えは、BBCに限らず、あらゆるマス・メディアにとっての課題でもある。「公平とはいったい何か」「いかなる状態を公平といい得るのか」との問いに答えを見出すのは容易なことではない。また、「公平性」は「バイアス」「真実」「バランス」「中立性」「客観性」「公正さ」などのそれぞれが相互に「必要条件」を構成するような多様な概念と結びつき、公共サービス放送について論じる際、これらの問題を整理する必要性がある（Hendy 2013：28）。



とくに近年では、Brexit＝英国のEUからの離脱の是非を問う国民投票に関する報道をめぐって、BBC内部で「公平性とは何か」という点が問題となった。Brexitの国民投票は、先に述べた第8次特許状更新手続きが行われていた2016年6月に実施された。保守党と労働党という二大政党が、党内に温度差はあるものの、ともに離脱反対を訴えていた状況下で、BBCはこの問題をいかに「公平に」報道していたのだろうか。

BBCで政治アドバイザー主任を務めるリック・ベイリー (Ric Bailey) は、国民投票キャンペーンが始まる前の2016年2月、今回の国民投票が、BBCの不偏不党にとって最大の試練になる可能性が高いという認識を示していた。ただし、「不偏不党に対するBBCの国際的な評判は傷つかないだろうし、BBCが国民投票をどのように取材するかということは、将来的なBBCの財源の話とは全く関係ない」と述べ、Brexitと更新手続きは相互に影響を与えないとの見解も示していた (Guardian, 22/02/2016)。

しかしながら、BBCのBrexit報道において、担当大臣のウィットニングデールがBrexitキャンペーンの「卓越した指導者 (a prominent leader)」であったことの影響は少ないように思われる。既述のように、彼は長い間、文化・メディア・スポーツ委員会の委員長としてBBCに関する数多くの報告書を作成しており、それらはBBCに対して不偏不党および独立性の堅持を訴えるものであった。ただし、大臣就任後は、BBCの独立性に対する彼の姿勢を疑問視する見方もあり、また、大臣としての役割とBrexitキャンペーンの指導者としての役割とを区別することは困難であるだろうと指摘されていた (Guardian, 29/02/2016)。

全国政党レベルでEU離脱を推進していたのは、英国独立党 (UKIP) だけであったが、保守党をはじめ各党それぞれ党内に離脱推進派の議員が存在していた。したがってBBCは、しばしば自身に批判的な保守党のみならず、あらゆる勢力から圧力を受ける可能性があった。この点について、BBCのリチャード・エヤー (Richard Ayre) 理事兼エディトリアル基準委員会委員長は「国民投票において、BBCの不偏不党はあらゆる勢力から、最も細かい監視 (the most minute scrutiny) の下に置かれるだろう」と述べていた (Guardian, 18/02/2016)。

このように政治的圧力が加えられる可能性が高い環境下で、BBCが報道における不偏不党を保とうとした試みを明らかにするうえで手掛かりとなるのが、「BBC国民投票報道ガイドライン」の作成と、報道職員全員に対して実施された「オンライン研修」である。BBCは、2015年5月に実施された総選挙で、EUに関する国民投票の実施を公約に掲げていた保守党が勝利したことを受け、すでにガイドラインの作成に着手していた。ガイドラインの特徴は、田中 (2016) によると、①幅広いバランス (board balance) を考慮すること、②インターネット、ソーシャル・メディアに対して慎重に臨むこと、そして③視聴者の投票行動を調べる世論調査や当日の出口調査は行わないことの3点が挙げられるという (田中 2016 : 4-5)。加えて、報道にあたって判断に苦慮するような事案は、積極的に政

治問題最高顧問に対して相談、助言、そして照会することを求めている点も大きな特徴と言えよう。

また BBC は、残留派と離脱派の双方と「ホットライン」を設けていた。BBC の報道内容に苦情がある場合、双方の代表者が直接 BBC に連絡し、BBC はそれらを最優先に調査し、対処することを約束していた。ベイリーは、政治家からの目立った苦情が無くなったとこの取り組みを評価していた（田中 2016：12）。

しかしながら、国民投票に向けたキャンペーンの期間中、BBC の報道に対しては「消極的すぎる (too timid)」との指摘があった。Brexit に関する報道は、離脱派の主張を紹介した後、残留派の主張をすぐに紹介するような構成となっていたため、視聴者は何を信じればよいのか分からなくなっていった<sup>20</sup>。アメリカのメディア分析者であるブルーク・グラッドストーン (Brooke Gladstone) は、こうした BBC の報道姿勢を、「公正バイアス (fairness bias)」が働いていると批判した (Guardian, 01/04/2016) <sup>21</sup>。

ジェームズ・ハーディング (James Harding) 報道局長は、ガーディアン紙への寄稿を通じて、BBC の Brexit 関連報道を振り返り、その反省点を明らかにしている。以下に、その一部を抜粋する (Guardian, 24/09/2016)。

Brexit に関する BBC の報道は、キャンペーンが進むにつれて「信頼性」が増していった。離脱派は、BBC が公平かつ正確に報道を行っていると評価した一方で、残留派は、報道が公平すぎるのではないかと不平を述べていた。BBC はバランスを、離脱派と残留派の主張を同列に扱い、専門家の意見と取るに足らない意見とを等しく扱うことであると考えていた。BBC は、市民に情報を与えるという義務を放棄してしまった。つまり、離脱派の誇張、歪曲、および真っ赤なウソに、残留派の根拠に基づいた意見 (judgements) と同じ放送時間を与えてしまった。公平な報道は、「ポスト真実」時代の政治の問題に寄与している。今後、BBC がなすべきことは、実際には Brexit が何を意味するのかを理解することにある。離脱派は BBC を非難しているが、BBC が Brexit の方向付けを行ったわけではないことは彼らも知るところである。「誤ったバランス (false balance)」とは、専門家と反対論者の双方に等しく放送時間を与えなければならないと誤って考えることを意味する。われわれが多くの時間をかけて作成した「編集ガイドライン」は、バランスというものはストップウォッチで測定できないことを明らかにしている。BBC の仕事は、民主的なプロセスの指揮を執るのではなく、何かを伝えることであり、議論の司会役を務めることであり、その参加者に問いかける (interrogate) ことである。われわれは、政治家もしくは専門家の同意を得ようと努力するのではなく、視聴者に情報を与えることを目標とする。これが、われわれが、この困難で論点の多い Brexit において行おうとしたことだ。

このように、BBC は当初、「不偏不党 (impartial)」を、双方の主張を時間的に公平に取り扱うという「量的公平」ではなく、それぞれの主張や課題などを考慮することで、実質的な公平さを保とうとする「質的公平」として理解していた。しかしながら、実際の報道においては、明らかに事実であるとはいえないような離脱派の主張にも、多くの時間が費やされていた。こうした「量的公平」に基づく BBC の報道姿勢を、BBC のグレッグ・ダイク (Greg Dyke) 元会長は、「私は彼らがそのような方法で Brexit を報じることにな

った理由を正確に理解している。なぜなら、ストップウォッチを持った人々がいたからだ」と指摘し、批判した (Guardian, 05/07/2016)。

BBCはBrexitを、いわば「過誤のあるバランス」に基づいて報道した。世界的な影響力の大きさを考慮しても、BBCにとって不偏不党を堅持することが重要であることは言うまでもない。しかし、根拠に基づく情報と明らかに根拠に基づかない情報とを同じように扱うことは、市民に対して誤った情報を与え、誤って教育することにほかならない。「過誤のあるバランス」に従うことは、BBCが有する「強み」を弱体化させ、偽りを暴かれた (debunked)、または危険を伴う極端な見解に対して、正当性の空気 (air of legitimacy) および宣伝の酸素 (oxygen of publicity) を与える危険がある。さらに、不偏不党の堅持という詭弁は市民の間に、より多くの分断とより少ない情報 (more divided and less informed) を残すことにつながる (Guardian, 08/11/2016)。

市民の間では、Brexitに関するBBCの報道が、過度に「不偏不党」に基づいていたと指摘されているが、一部では、「親EU」であった、または逆に「反EU」であったという指摘もされている。「親EU」批判としては、例えばBBCがEUから資金提供を受けており、それが利益相反にあたるのではないかというものである<sup>22</sup>。

これに対し、BBCの報道官は「われわれは、自分たちが受け取った外部の資金によって、編集上の不偏不党や健全さ (integrity) が左右されないことを保証するための厳格なルールを有している。さらに、BBCのニュース部門はEUからいかなる助成金も受けていない。編集上の不偏不党に全く影響はない」と反論した。しかし、保守党下院議員のアンドリュー・ブリッジン (Andrew Bridgen) は、『サン』紙のインタビューに対し、「かれらは英国放送協会 (British Broadcasting Corporation) だ。しかし中には、あきれほど偏ったコンテンツもあり、それらを考慮すると、ときどき、私はいかれらがEU放送協会 (EU Broadcasting Corporation) になっているように思える」と述べた (Sun, 01/01/2017)。BBCの報道官は、「何らかの算術的な基準を通じて不偏不党を測定することは、まったくもって不可能だ。EUに関するBBCのニュースは、公正および不偏不党に基づき報じており、われわれは、自分たちの報道が適切なバランスを達成することに満足している」と述べた (Guardian, 21/04/2016)。ただし、繰り返しになるが、この場合の「不偏不党」が、単に政治勢力から自身を守るための「詭弁」として用いられる可能性は否定できないという点には注意が必要である。

ここでは、特許状更新という政治家との関係性が最も敏感な状況下で、BBCが公共サービス放送としてBrexitをどのように報じてきたのかを論じた。すでに明らかなように、BBCに対しては相当な圧力が加わっていたと考えられる。そのため、Brexitに関してBBCは「不偏不党 (impartial)」と「バランス (balance)」を過度に意識せざるを得なくなり、市民が望んでいた情報を適切に伝えることができなかった。

しかし、この国民投票キャンペーンの期間中、「バランス」という概念がBBCにとって是不利益をもたらすほどにまで拡大解釈された。加えて、ウィットニングデール担当大臣

が離脱推進派の筆頭格であったことから、BBCは更新手続きに際して、所管官庁の文化・メディア・スポーツ省ではなく、キャメロン首相や首相官邸に「支持」を求めざるを得なかったことも、BBCの報道が硬直化していた一因ともいえる（Seaton 2016：335-336）。したがって、BBCが重視するリース3原則から逸脱しないためにも、編集ガイドラインで定められる「不偏不党」や「バランス」の概念について、過度に敏感になる必要はないのではないのか。形式的なバランスの追求が、一方で多数派に与し、他方で少数派を敵することにつながることは改めて論じるまでもないだろう。

## 第6節 改めて、公共サービス放送とは何か

これまでは、主に政治の動きとの関連の中でBBCが公共サービス放送としていかに社会制度として定着してきたのかを見てきた。しかしながら、それだけでは英国社会の中でのBBCの位置づけを十分に理解することは困難である。そこで、以下ではBBCと市民が相互にどのような関係性を構築してきたのかを確認することに務める。

そもそも公共サービス放送におけるPublic＝公共とは誰のことを想定しているのだろうか。英国社会におけるパブリックとは一体何なのか。というのも、英国社会の最大の特徴は、そこが「階級社会」であるということにある。サッチャー首相によると、英国には「もはや社会など存在しない」のであり、そこには「階級」も存在しないことになる。しかしながら、これまでにBBCと中流階級の密接なつながりはしばしば指摘されてきたところである。Scannell（1990）によると、英国における公共サービス放送の発展の歴史は、間違いなく中級階級に属する知識人たちが有する貴族的価値観によって特徴づけられており、コンテンツの質や基準の観点から公共サービス放送を擁護することは、教育および文化に関する規範的なエリート主義概念と結びついており、現代においてはもはや実現不可能なものである（Scannell 1990：26）。

すでにみたように、BBCの父であるリースは、大衆を危険視し、BBCの放送を通じて彼らを啓蒙することを最大の目的としていた。したがって、リースは大衆が放送のプロセスに参画することや放送に影響を与えることを認めていなかった（Mills 2016：210）。それは、彼の著書『Broadcast over Britain』（1924）のなかで、放送は民主的な目的を達成するための非民主的なツールであるということが示されていることからもうかがえる。

BBCがラジオ放送を開始した際、リースに限らず中流階級の人びとにとって、大衆文化は「改良できる」ものだと考えられていた。その背景には、中流階級におけるキリスト教的な慈悲の心、利他主義的な考え、さらには19世紀に勃興した社会主義思想の影響が挙げられる（Hendy 2013：14）。

では、こうした中流階級の考えはいつまで BBC を支配していたのだろうか。階級社会において、「中流階級の偏見」が公共事業体にとって不可避であると同時に、中流階級の専門家が実施し、提供するものはすべての人々にとってプラスに働くという考えがある一方で、こうした家父長主義的な考えは、少なくとも現代においては容易に受容されうるものではない (Madge 1989 : 23)。

例えば、英国議会は、「議会政治の母 (Mothers of Parliament)」と呼ばれ、議院内閣制のモデルとしてみなされている。こんにち、議会での審議の様子は、ニュースで取り扱われるほか、BBC Parliament チャンネルを通じてリアルタイムでチェックすることが可能となっている。しかしながら、1957 年まで BBC は、「14 日ルール (14-Day Rule)」と呼ばれる取り決めを政府と交わし、議会での議論の内容は 2 週間経たないと明らかにされなかった。また、1960 年代においても、BBC は視聴者である大衆を「びっくり箱 (the wonders of the box)」の素直な目撃者としてみなしており、コンテンツに対する視聴者の反応は重要視されていなかった (Madge 1989 : 30)。BBC と中流階級とのつながりは、1970 年代および 80 年代においても、基本的に変わることはなかった (Madge 1989 : 23 ; Hendy 2013 : 33-34)。とはいえ、1979 年の総選挙での受信許可料キャンペーン、80 年代のサッチャー政権からの攻撃、あるいはメディア市場における競争の激化は、BBC と大衆との関係を変化させる要因になったといえよう。ただし、こうした中流階級の影響は BBC の「専門性」を高めることにも作用した。原は、BBC の番組製作者に関して、自身の経験を踏まえ、以下のように述べている (原 2011 : 8-9)。

…また、筆者が出会った BBC の有能なスタッフたちは BBC を「きわめて優秀なスタッフが沢山いて、競争の非常に激しい職場」と口を揃えて語る。優秀な記者・特派員・プロデューサーたちは、「世界一良いレポートをする」「世界一良い番組を作る」と言うが、ここには、イギリスのエリートにある「Calling (天職、義務感)」と言える職業的エートス、イギリスがメリトクラシー (能力主義) を是とする社会であること、そして、境界線を撤廃するという考え方が見られる。こうした点も BBC が世界最高峰のジャーナリズムの 1 つとして尊敬を集めることにつながっているといえよう。

一般に、メディア間の競争は、視聴率競争につながり、番組の質の低下につながると考えられているが、メディア内部での競争、およびそこに属するジャーナリスト間の競争は、コンテンツの質の向上にもつながる。人々にとって、情報源の選択肢が大幅に増え、情報を容易に入手できるようになった現代において、「教育」や「啓蒙」を理念とするメディアを支えようという動機が生まれるだろうか。

Georgina Born は、PBS のすべての要素、すなわち “Public”、“Service” そして “Media” のいずれもその適切さに疑問が生じていると指摘する (Born 2015 : 7)。確かに、こんにちのマルチ・メディア環境下で、人びとのメディア接触が多様化し、彼らの選好がよりニッチなものになっていることを考慮すると、BBC は公共サービスの 1 つとして、社会のなかでいかなる役割を果たすことができるだろうか。

ブレア政権下でデービス委員会がまとめた報告書『BBCの将来的な財源』では、公共サービス放送の役割について2つのモデルが提示されている（DCMS 1999：34）。それによると、一般的に公共サービス放送に対しては、一方で、商業放送が提供し得ないような番組に焦点を当てて放送すべきとの考えがあり、他方で、特定の番組だけに固執すべきではないとの考えが併存しているという。社会に内在するこれら2つの立場を背景に、委員会では2つのモデルを軸に議論が行われた。1つ目は、公共サービス放送に対する最も純粋な見方であり、とりわけ市場の頂点に位置し得るような優れたコンテンツを制作すべきであるという考えである。これは、「ヒマラヤ」モデルと呼ばれる考え方で、世界最高峰のエベレストなどからなるヒマラヤ山脈の山巔から、麓に向かって下達させるようなイメージである。2つ目は、大衆迎合的になりかねないことから公共サービス放送への不純な見方とされ、「公共サービス」のなかに、潜在的に公共サービス放送の事業者が自主的に選択した番組の放送も含まれると解釈する考えである。委員会報告書の中では特に言及されていないものの、「キラウエア」モデルと名付けたい。とはいえ、「ヒマラヤ」にせよ、「キラウエア」にせよ、公共サービス放送はメディア接触が多様化した現代の人々のニーズに十分に答えることができているかは検討すべきである。

また、大学や公立図書館、博物館、あるいは美術館といった他の公共サービスや公共施設のように、BBCはすべての人々に情報を与え、教育し、ときに楽しませる役割を担っているとの見方もある（Heath 2015：37）。大学には授業料、博物館などには入館料が必要であるように、BBCには受信許可料の支払いが求められていると考えれば、公共サービスの1つであるBBCに市民が財源を拠出する理由になるだろう。

★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★

以上の議論を踏まえると、公共サービス放送にとっての要諦は、他のメディアによっては反映され得ないようなマイノリティの考えを発信し、世論あるいは輿論の「多様化」に与することにあるのではないだろうか。本章で詳しく取り上げた特許状では、多様性に関する内容も規定されている。例えば、現在有効な第9次特許状では、第14条において、次のように定められている。

#### 第14条（多様性）

- (1) BBCは、英国全土における多様な共同体を、その番組およびサービスが供給される方法（その活動が、実行される場合を含む）で、放送コンテンツにおいてならびにBBCの組織および経営において反映することを保証することとする。
- (2) BBCは、番組およびサービスが全体的に、十分な正確性をもち、ならびに英国全土における多様な共同体を確実に反映および代表することを保証しなければならない。
- (3) BBCは、英国全土における多様な共同体の要求を促進、および充足することを保証しなければならない。

(4) 本条に従い、BBCは、過小に評価されている共同体を反映する必要性をとりわけ考慮しなければならない。

(5) BBCは、番組およびサービス、ならびに他の組織とのパートナーシップを通じて、英国の地域言語および少数言語を支持しなければならない。

第5項において、少数言語への言及があるものの、具体的にいかなる領域で多様性を確保すべきか否かについては、特に述べられていない。したがって、障がい、女性、宗教や性的指向などのマイノリティに対して、どのようにコミットメントしていくのかについては、それぞれの領域に特化した取り組みが行われることになる。筆者は、特許状のなかでも本条項がとりわけBBCにとって重要な意味をもつと考える。これは、AI＝人工知能がさらに発達し、人びとのメディア接触が“個人化”することにより、各人は「フィルターバブル」に包まれるというイーライ・パリサー (Eli Pariser) の議論を踏まえると、過去のみならず、今後ますます重要性を帯びるように思われる。本章での議論はこれまでとして、次章では、マイノリティへのコミットメントというBBCの責務を背景に、具体的に彼らがLGBTに対していかなるアクションを起こしてきたのかを確認しよう。

〔注〕

- 1 リンジー石油精製所ストライキの概要については、労働政策研究・研修機構が公表している「国別労働トピック」2009年3月「加盟国間の建設労働者の派遣めぐり労使紛争」([https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009\\_3/england\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009_3/england_01.html)) 参照。
- 2 調査の概要、および詳細な結果については、横山（2006）、および中村ほか（2011）参照。
- 3 横山（2006）、中村ほか（2011）における単純集計結果を基に筆者作成。数字はいずれもパーセントで、各項目の上段は2006年の結果を、下段は2011年の結果をそれぞれ表している。
- 4 第5条は、「BBCの使命は、公共の利益のなかで活動し、人びとに情報を与え、教育し、楽しませるような、公平で、質の高い、および特色のある番組ならびにサービスの提供を通じて、すべての視聴者のために奉仕することである」と規定する。なお、拙稿（2017）「BBC『第9次特許状』試訳『福岡大学大学院論集』第49巻第1号では全文を訳出しているので併せて参照されたい。
- 5 この時代はBBCの「独占期」にあたり、まだITVなどは存在していないため、実際には「BBCの4原則」と同一である。
- 6 ニュー・メディアがマイノリティの権利を促進することにつながるとの期待は、いつの時代でも登場する。例えば現在では、動画共有サイトYouTubeがその担い手とされている。
- 7 1936年に第1次特許状が下賜され、BBCの「教育」的機能が明確になる前にすでに、BBCは多くの人々から一種の「教育的な放送機関」として、すなわち現在の「オープン大学（The Open University）」（日本の放送大学に相当）の先駆者として認識されていた（Madge 1989：24）。
- 8 簗葉（2003）21-22頁を参考に筆者作成。なお、表中の政権党とは、該当する特許状の発行時点での政権政党のことを指す。
- 9 Conservative Party, *The 2015 Conservative Party Manifesto*. p.42, The Labour Party, *the labour party manifesto 2015*. p.48, Liberal Democrats, *Manifesto 2015*. p.37, 110.
- 10 ちなみに、2019年4月現在、受信許可料額は年額154.50ポンドである。NHKの受信料（地上契約のみ）は年額で13,990円から15,720円（支払い方法により異なる）であるため、視聴者にとっては少くない負担であることがうかがえる。
- 11 ここでの「わずかな見返り」とは、インフレ上昇率に連動した受信許可料システムの導入、それまで無料で視聴することが可能であったBBCのオンデマンド配信サービス「i Player」の利用を受信許可料支払い者に限定したことを指している。
- 12 BBC Trust, *The BBC for the next generation*. [http://www.bbc.co.uk/bbctrust/news/speeches/2017/oxford\\_media\\_convention](http://www.bbc.co.uk/bbctrust/news/speeches/2017/oxford_media_convention)
- 13 ここでの「2つの合意」のうち、1つは今回の更新手続きにおける75歳以上の受信許可料の負担に関する合意を指していると思われるが、もう1つが何を意味しているのかは判然としない。財政に関する合意という点を踏まえると、BBCワールドサービスの費用負担に関する2010年の合意である可能性が高いと推察できよう。
- 14 より詳細には、Ofcomが策定したBBCのための「業務枠組み（Operating Framework）」に含まれている。
- 15 Ofcom, *op. cit.* を基に筆者が作成。



- 16 Madge 1989 : 42 の表 3.1 および BBC (2009) もとに筆者が加筆修正のうえ作成した。表中の〔保〕は保守党を、〔労〕は労働党を、〔挙〕は戦時下の挙国一致内閣をそれぞれ意味している。
- 17 BBC online. The BBC at War (History of the BBC). <https://www.bbc.com/historyofthebbc/research/bbc-at-war>
- 18 英国議会＝ウエストミンスター宮殿とロンドン市内にあった旧テレビジョン・センターとの距離はおよそ 7km であったのに対し、2013 年以降に本部機能が移転されたマンチェスターにあるメディア・シティーUK との距離はおよそ 264km となっている。そのため、現在では、地理的には国家の中枢機関との距離は飛躍的に広がったものの、政治権力との距離は依然として近い状況にあるといえよう。
- 19 また、労働党が公共サービスの拡大ないしは保護の方針を掲げているのに対して、保守党は公共サービスの縮小および自由化を志向していることから、特に受信許可料制度をめぐることは、BBC は保守党政権下で厳しい環境に置かれてきた (中村 2012 : 140)。
- 20 当然、その逆の場合も同様の構成となっており、残留派の主張を紹介した後にすぐ、離脱派の主張を紹介することで、バランスを取ろうと配慮していた。
- 21 大淵 (2017) によると、公正バイアスとは、他の人から公正に扱われたいという願望、および自らも公正に行動すべきであるとの信念に基づく一種の認知バイアスである。彼は、認知バイアスを「独善的正義感」と言い表している。
- 22 それは、「マルチドローン (Multidrone)」計画のための開発資金として、EU Horizon2020 調査計画が提供したものであり、Brexit の前後を通して BBC は、352,750 ユーロを受け取っていた。

## 【第2章】BBCの「多様性と包摂」に向けた取り組み

前章で、公共サービス放送BBCの大きな役割の1つに「マイノリティの社会的包摂を促進すること」があることを確認した。マイノリティの社会的包摂においては、「多様性 (Diversity)」と「包摂 (Inclusion)」がセットでキーワードとなる。本章では、主に2000年代以降にちまて、BBCがLGBTの社会的な受容に向けてどのように取り組んできたのかを確認する。社会的受容に向けて、BBCがいかに苦悩しながらその取り組みを前進させてきたのかを見ていこう。

## 第1節 3つの調査から学ぶべきこと

### 1. 2005年：「レズビアンとゲイに関するBBCの描写」調査

LGBTの権利促進を目指す慈善団体 Stonewall は、2005年にマス・メディアにおける「レズビアンとゲイに関するBBCの表象」について調査を行った。これは、BBCがLGBTをどのように扱っているかについての始祖的な調査であった。

この調査の目的は、①BBCはどのようにゲイの生活を描写しているのか、②テレビはゲイの生活に対して、ネガティブな、あるいはポジティブな影響を与えるか、③レズビアンとゲイに関するBBCの描写が、ヘテロセクシュアルの人々にどのような影響を与えるのか、④BBCはホモフォビアに挑戦しようとしているか、それともそれを強化しようとしているか、そして⑤レズビアンとゲイの視聴者は、受信許可料を支払ううえで、金額に見合う価値を受け取ることができているかを明らかにするために行われた。

調査は、量的調査と質的調査の双方によって行われた。質的調査では、2005年5月から7月にかけて、午後7時から10時までに放送されたBBC OneとBBC Twoの番組をあわせて168時間分視聴することで行われた。質的調査では、LGBT当事者で構成される6つのフォーカス・グループと、ヘテロセクシュアルで構成される2つのフォーカス・グループで、それぞれレズビアンとゲイがテレビでどのように表象されているか、個人あるいはコミュニティに対してテレビ番組が与える影響、BBCにおけるLGBTの表象についての印象、そしてそうした印象がBBC以外の放送局に対するものとは異なるのかについて議論された。

調査を通じて、LGBTはヘテロセクシュアルと同額の受信許可料を支払っているにもかかわらず、「金額に見合う価値を驚くほどに享受できていない」ことが判明した。なお、調査結果は、次の5つに集約することができる。

結果① BBCの番組でLGBTが取り上げられることはほとんどない。

結果② 仮にLGBTが取り上げられた場合でも、コメディ、トーク番組やクイズ番組といった「娯楽番組」に集中している（およそ72%）。

結果③ BBCはゲイのことを「なよなよとした滑稽な人物（camp figures of fun）」として表象しており、ソープ・オペラやドラマに「衝撃的な価値」を加えるために利用している。

結果④ レズビアンはゲイよりも表象されない傾向にある。

結果⑤ ゲイを取り上げた番組は、BBC の番組全体で 0.4%に過ぎなかったが、そのうちおよそ 8 割がネガティブで、非現実的で、ステレオタイプに拠るものであったり、ホモフォビックなものであったりした。

この結果をさらにまとめると、LGBT の表象において「ジャンルの偏り」があるということ、「ステレオタイプに基づいた描写」であること、そして、描写の対象となる LGBT のなかに「描写の格差」があるということである。また、こうした調査結果を踏まえ、Stonewall は BBC に次の 8 つの点を提言している。

1. 人種や障がい者に関する BBC の方針および実践を、性的指向に関するものにも反映させること。
2. テレビとラジオ番組に特有ともいえる、程度の低いホモフォビアに対処するための緊急措置を講じること。
3. ゲイの人々を番組内で扱う際、その内容を情動的に伝えるのではなく、自然に現実的なものとして取り上げること。
4. BBC One と BBC Two で放送されるドラマやソープ・オペラで、成熟したレズビアンとゲイのキャラクターを包摂すること。
5. ニュースや時事問題を扱う番組において、バランスの取れた、そして扇動的でないゲイ問題の報道を追求すること。
6. クイズ番組で、レズビアンとゲイのキャラクターを 6%は含むこと。
7. BBC の番組におけるゲイの人々の描写に関する認識および経験に関して、レズビアンとゲイの受信許可料支払者とコミュニケーションを取り、助言を求めること。
8. レズビアンとゲイの受信許可料支払者に対して、「金額に見合った価値」の提供に取り組むこと。

調査結果を踏まえ、単に LGBT を顕在化させてカテゴライズするのではなく、番組における他の要素と同様に、自然に描写することが求められている。しかしながら、この提言を受けて、BBC は Stonewall に対して反駁を加えた。調査結果が公表された後、BBC の広報官は、「調査では午後 7 時から同 10 時という狭い時間帯にのみ焦点が当てられており、ほぼすべてのニュースおよび時事問題を扱う番組が除外されている」、さらに「レズビアンとゲイは、当然、その全員が BBC の番組から利益を得ている」などとコメントした<sup>1</sup>。ただし、その後の調査結果などから、BBC が主張するように LGBT 当事者が利益を得ているとは言い難い状況にあることは明らかである。

## 2. 2010 年：「レズビアン、ゲイ、そしてバイセクシュアルに関する BBC の描写」調査

BBC は、自身、あるいは一般に放送メディアが、LGBT の表象に関して視聴者からどのように認識されているか、さらに BBC が今後、LGBT の表象を改善するための方策を明らかにするために調査を行った。調査は 2005 年に Stonewall が実施したように、質的調査と量的調査とを組み合わせで行われた。

まず、質的調査は、民間の調査会社である 2CV により実施された。LGBT とヘテロセクシュアルの人々に対して、それぞれフォーカスグループ・インタビューとデプス・インタビューが行われた。調査における参加者は、幅広い背景と人生経験を反映するために慎重に選ばれた。ヘテロセクシュアルの人々は、放送メディアにおける LGBT の描写に「満足している」層と「満足していない」層に大別された。

そのうえで、それぞれ 2 時間の調査セッションが合計で 30 回、LGBT の視聴者とヘテロセクシュアルの視聴者に対してほぼ均等に行われた。30 回のセッションは、5 回のグループディスカッション、9 回のミニ・グループディスカッション、そして 3 人のグループと 8 つのペアに対するインタビューを伴う 5 回のディスカッションからなっていた。さらに被験者の背景を調査するために、3 回の個別インタビューが、それぞれ別のカウンセラーにより実施された。

そして、量的研究では、16 歳以上の英国の成人 1625 人に対する対面式調査、そして LGBT の 510 人を対象に、オンライン方式での調査がそれぞれ行われた。対面式調査では、回答者のうち 53 名が LGBT (L : 10 名、G : 18 名、B : 25 名) に分類され、その割合は全体の 3% であった。オンライン方式調査では、510 名の回答者のうち、ゲイが 148 名、レズビアンが 100 名、バイセクシュアルが 262 名 (男性 98 名、女性 164 名) であった。また、後者において、「カミングアウト」の段階を問う項目に対しては、11% が「全くしていない」、20% が「数人にはしているが大半にはしていない」、残りの 69% が「全員に、もしくはほとんどの人々にしている」と回答していた。

調査では、以下の諸点を明らかにすることが目的とされた。すなわち、①BBC と他の放送局における LGBT の人々の描写の量に関する考え；②視聴者がどのように LGBT の描写を評価しているのか、さらに、彼らが親密さについて一般的にどのように感じているのか (何らかのタブーがあるのか)；③メディアの各プラットフォーム (テレビ、ラジオ、オンライン) の影響力、コンテンツのジャンル、そして番組のスケジュールを含む、LGBT の描写を理解する際の文脈の役割；④視聴者が、LGBT の人々の描写における、ユーモア、言葉遣い、そして語調 (tone) に関してどのように感じているのか、⑤LGBT の人々の描写における信憑性およびステレオタイプについての疑問；⑥LGBT の人々に関する「付随的な描写」、「明白な描写」、そして「ランドマーク的な描写」の 3 つのバランス；⑦LGBT の人々の描写に関して、視聴者が (司会者、演者、ジャーナリストなどの) タレントをどのように感じているのか；⑧視聴者が LGBT の人々に関する BBC の描写をどのように認識しているのか、そしていかなる改善点を求めているのかが主な調査項目とされた。調査結果は、かなり詳細に説明されているため、紙幅の都合もあり、ここではそれらを以下のように要約する。

①LGBT に関連する描写は、視聴者自身の感情的な反応と同じように、他者に対する影響に応じて評価される。

- ②LGBT の描写を解釈するための文脈は、社会的、個人的、編集的な要因によって形成される。
- ③英国に住んでいる人たちの多数派は、LGBT の描写については、「満足している」あるいは、「特に関心がない」となっている。
- ④LGBT 当事者は、放送メディアにおける LGBT の描写を重要視している。
- ⑤LGBT 当事者は、LGBT に関する描写の量が不十分であると感じている。
- ⑥レズビアンはとりわけ描写される機会が少ない。
- ⑦受け手が、LGBT のどのカテゴリーに属するかということよりも、むしろカミングアウトのどの段階にいるのかが、LGBT に関する描写の受容に対して強く影響する。
- ⑧LGBT 当事者はより多様性のある描写を求めている。
- ⑨ヘテロセクシュアルは、LGBT ほど強くは LGBT に関する描写を求めているではない。
- ⑩ほとんどのヘテロセクシュアルの大半は、LGBT に関する描写の量について特に意識していない。
- ⑪LGBT に関する描写が「多い」と感じているヘテロセクシュアルは、男性そして年配者に多い。
- ⑫ヘテロセクシュアルの約半数が LGBT に関する描写に満足している。
- ⑬ヘテロセクシュアルが LGBT に関する描写に満足するか否かは、そのコミュニティに対する彼らの経験と知識に左右される。
- ⑭LGBT に関する描写に満足していないヘテロセクシュアルが、LGBT 同士の感情的あるいは身体的な親密さに焦点を当てたコンテンツに共感することは難しい。
- ⑮満足しているヘテロセクシュアルは、LGBT よりも LGBT の描写に敏感である。
- ⑯満足しているヘテロセクシュアルも、すべての描写に満足しているわけではなかった。
- ⑰番組のジャンル、プラットフォーム、放送時間がそれぞれ、LGBT の描写に関する視聴者の認識の仕方に強く影響を与えた。
- ⑱描写の真正性（authenticity）が LGBT の描写に対する信頼および関与を促進する上で決定的な要素となっている。
- ⑲付随的な描写、明白なもの、そして LGBT の描写のランドマークとなるようなモーメントはあらゆる視聴者にとって有用である。
- ⑳多くの視聴者がユーマー性のある LGBT の描写を求めている一方で、そうした描写におけるタブーは視聴者ごとに基準が異なる。
- ㉑LGBT 当事者は LGBT に関する描写における、「言葉遣い」と「語調」に非常に敏感となっている。
- ㉒LGBT 当事者は「カミングアウト」をしているタレントを求めているが、必ずしも LGBT にカミングアウトを求めるものではない。
- ㉓BBC の LGBT に関する描写は満足できるものの、さらなる改善の余地がある。
- ㉔LGBT 当事者からは、LGBT の描写に関しては BBC よりもチャンネル 4 のほうが先駆的といえる。

調査結果をもとに、BBC は①LGBT の人々の多様性をより反映するための、BBC によってジャンル別に作られた編集上のコミットメント、②ヘテロセクシュアルと LGBT の「世

界」を統合すること、③LGBTの素のままの、多様な日々の生活を公平に表現および反映するような偶発的なLGBTの描写、そしてLGBTのさらなる描写を切望している人に対してあつらえられた明らかなそして/または重要なコンテンツのなかで、最もクリエイティブな機会をつくること、そして④LGBTの人々に焦点を当てた描写に注目すること、およびメディアやコミュニケーションを、そうした描写を裏付けるために活用することの4点を今後の改善点として示した。

調査2010においては、多面的多角的に調査結果、および改善点が指摘されているため、ここで示されるものはガイドラインとしての役割を果たし得るだろう。しかしながら、その多層性ゆえに、実際に運用においては困難を伴うものであるともいえる。

### 3. 2012年：「レズビアン、ゲイ、およびバイセクシュアルの視聴者のメディアの描写」に関する調査

調査2010の結果の公表に際して、報告書では「BBCが視聴者の期待に込めているかどうかを確かめるために、視聴者調査とコンサルテーションを見直すこと」とされていた。このためBBCは、2012年10月にパルスサーベイを実施した。調査対象となった3464人のうち、LGBTは564人であり、その割合はおよそ16.3%であった。その結果をまとめると、以下の通りとなる。

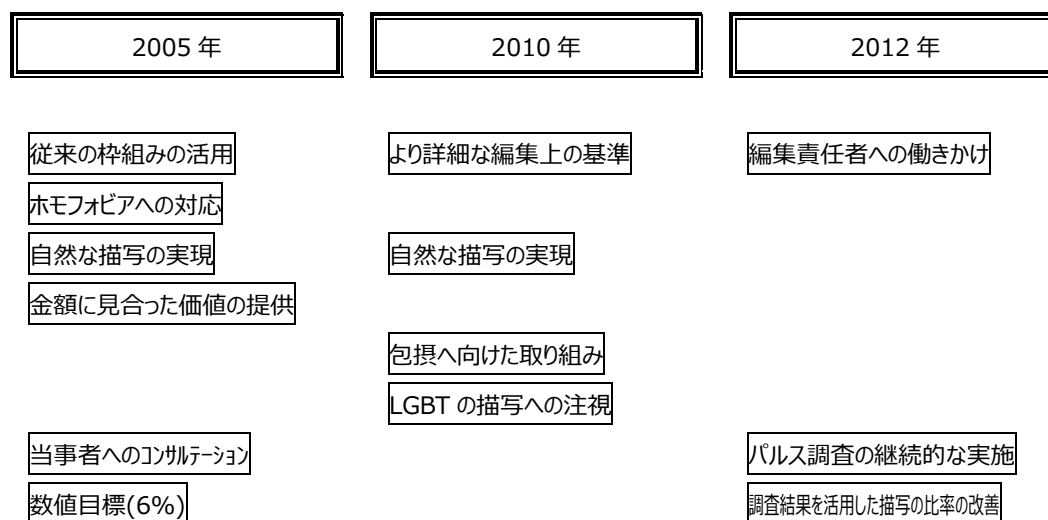
- ①約40%の人々が、テレビがLGBTについて取り上げることを重要であると考えている。
- ②テレビのなかのLGBTの描写は、その他の個人的な特徴に関する描写と比べてあまり重要ではないように思われる。
- ③テレビのなかのLGBTの描写が少ないと感じているのは全体の約20%であるが、この割合はLGBT当事者の間ではより上昇する。
- ④ヘテロセクシュアルの男性の多くは、テレビ上でのLGBT（とりわけゲイについて）の報道が多すぎると述べる。
- ⑤半数の人々が、放送メディアにおけるLGBTの人々の描写に「満足」しているが、約15%は満足しておらず、残り的人々はこの点につき意見を持っていなかった。
- ⑥ヘテロセクシュアルの間では、男性よりも女性のほうが、LGBT（とりわけゲイについて）の人々の描写に満足している傾向にある。
- ⑦LGBTの人々の描写の量に関する見解は、どの放送局に対しても同様であった。全体的に、どの放送局でも、10%の人々が多すぎる、15%は少なすぎると答え、残りは適切であると考えているか、意見を持っていないかのいずれかである。しかしLGBTの視聴者の半数は、どの放送局でも描写の量が少なすぎると感じている。
- ⑧多くの人々は、各放送局がLGBTの人々と彼らの生活の取り上げ方について、「よい」または「どちらでもない」と評価している。「十分ではない」と回答した人は10%に満たないが、LGBT当事者の間では1/4にまで上昇する。BBCおよびチャンネル4は他の放送局よりも高く評価されている。

この調査によって、ヘテロセクシュアルと LGBT の人々との間では、「LGBT に関する表象」に対して抱く印象が異なるということが明確になったといえよう（以下、「感受のギャップ」）。これを受けて BBC のワーキンググループでは、以下の 3 つの行動指針（recommended actions）を策定した。

- ①BBC は調査 2012 を基礎として、今後もパルス調査を繰り返し実施する<sup>2</sup>
- ②BBC は、定点的なコンテンツ分析などの他のあらゆる利用可能な調査による発見を、BBC における LGBT の描写の量の改善に取り組むことを促すために必要とされるあらゆる行動を実践するために用いる
- ③BBC は、調査 2010 および調査 2012 から得られた発見を、特にコミッショナーおよび編集者に向ける

これら 3 つの調査結果を改めて整理すると、いずれの段階の調査においても、LGBT の描写の「ジャンルの偏り」、「ステレオタイプに基づいた描写」、「LGBT のなかでの描写の偏重」が指摘され、さらに「感受のギャップ」の存在が示された。一方で、BBC の執行部や番組制作者が LGBT をどのように考えているのか、具体的に BBC の番組において LGBT がどのように描写されているのかについては示されなかった。

ここで、調査 2005、調査 2010、および調査 2012 において「今後の課題」あるいは「助言」で示された点を整理する（図 3）。ここから、BBC の番組における LGBT の描写における課題が明確となり得る。



【図 3】調査における将来的な課題の比較

このようにさまざまな観点から、課題点が指摘されてきた。例えば 2006 年の調査で指摘されたホモフォビアへの対応は、その後の調査では述べられていなかったものの、それ



は決して、こうした課題が解決されたことを意味するものではないだろう。BBC は調査ごとに明らかになっていく縷々の課題点を解決していくが求められている。LGBT 当事者の回答によると、BBC が驚くほどに程度の低いホモフォビアを取りあげ、そうした姿勢を修正しようともしていない。例えば、1990 年代には Radio1 でゲイの人々に対する殺人を主張する曲を流すことが許されていた。こんにち、BBC のコンテンツでこうした曲が流されることはないだろうが、いまだに BBC は Buju Banton のような「殺人曲」を歌う歌手にインタビューをし、彼のために宣伝を行っているとの指摘もある<sup>3</sup>。

BBC のティム・デビー (Tim Davie) 元会長は、「BBC は公共サービス放送として、あらゆる視聴者に従事する責任があるためにこの調査を行っているのであり、BBC が英国におけるすべての多様な共同体、国家、そして地域の間にある違いを反映することは明らかである」と述べた (Guardian, 22 Jan 2010)。BBC も LGBT の描写に関して何らかの改善が必要であることは認識しているが、具体的な取り組みについては手探りの状態であり、今後の検討課題とされた。

## 第 2 節 2010 年代の取り組み

ここまで、かなり詳細に BBC が実施した調査結果を検討してきた。それは、視聴者の大多数を占めるヘテロセクシュアル、LGBT 当事者、そして BBC がそれぞれ、LGBT の描写についてどのように考えているのかを確認するためであった。3 つの調査結果から、BBC が LGBT を番組内でどのように描写してきたかについてうかがうことができた。しかしながら、図 3 でも示したように、2005 年の調査で示された課題点はこんにちでも解決されているとは言い難い状況にある。

このように番組内での表象に課題が残されている一方で、現在 BBC は LGBT の社会的受容に向けて組織の内外を通じてさまざまな取り組みを実施している。その契機となったのが、2010 年にキャメロン保守党政権の下で制定された 2010 年平等法である。本節では、2010 年平等法の制定以降における BBC の LGBT に対する諸政策を取り上げる。

### 1. 2010 年平等法

2010 年平等法 (Equality Act 2010) の制定は、社会全体における LGBT の権利促進にとって大きな転換点となっている。ここでは、平等法の詳細にまで立ち入ることは避けながらも、同法における LGBT の取り扱いを整理するとともに、こうした法体系の変容が BBC の政策にいかなる影響をもたらしたのかを論じる。

杉山（2015）は、同法の目的について、差別禁止立法の調整と平等促進を支援する法律の強化の2点に集約できると指摘する（杉山 2015：102）。日本においても2010年平等法は注目されており、雇用上の平等に関するアプローチからの研究（宮崎 2011）や、障がい者の社会的包摂に関するアプローチからの研究（鈴木 2014、杉山 2019）などが存在する。2010年平等法の趣旨は次のとおりである<sup>4</sup>。

国王の任命する大臣その他が、その職務を実行するための戦略的決定を行うに際し、社会経済的不平等の削減が望ましいことに配慮することを求め、平等に関する法律の改正および調和を図るとともに特定の個人的特性に関連する差別およびハラスメントの大部分につき条項を改訂し、特定の雇用主に対して男女の被雇用者の賃金格差を公表することを義務付け、特定の状況下での報復的取扱を禁止し、差別および他の禁止行為を除去する必要性について特定の職務を実行することを要求し、公共調達職務の行使に関して義務を課すことを可能にし、機会均等を促進し、家族関係に関する権利と責任に関する法律を修正する規定を定めるとともに、これらに関連する目的を遂行するための法律

こうした趣旨の下で、同法は「年齢」「障がい」「性別再指定（gender reassignment）」「婚姻および同性婚」「妊娠および出産・育児」「人種」「宗教または信条」「性別」「性的指向」の9つを「保護特性（protected characteristic）」として挙げている。このうち、性的指向に関しては、以下のように規定されている。

#### 第12条

- (1) 性的指向とは、ある者の下記の者たちに対する性的指向をいう。
  - (a) 同性である者たち
  - (b) 異性である者たち
  - (c) いずれかの性別の者たち
- (2) 性的指向という保護特性に関して、
  - (a) 特定の保護特性を持つ者とは、特定の性的指向を持つ者をいう。
  - (b) 保護特性を共有する者たちとは、同一の性的指向を持つ者たちをいう。

このように性的指向が法律によって、人権上保護されるべきものとして明確化されたことに加え、とりわけBBCによるその後のLGBTへの取り組みの根拠となっているのは、第149条の「公的部門の平等義務」に関する規定である。同条の第1項は次のようになっている。

- (1) 公的機関は、その職務の遂行において、下記の必要性を考慮しなければならない。
  - (a) 差別、ハラスメント、報復的取扱その他の本法が禁止する行為の排除

- (b) 関連保護特性を共有する者と共有しない者の間の機会平等の促進
- (c) 関連保護特性を共有する者と共有しない者の間の良好な関係の育成

すなわち、BBCは公的機関の1つとして、同性婚や性的指向といったLGBTに関する領域での差別等の排除、あるいは社会的包摂に向けた取り組みを行うことが義務化されるにいたった。しかしながら、こうした義務に関して、渡辺・中村（2019）は、具体的な罰則規定が定められていないことから、同法の下での継続的な取り組みが重視されると指摘する。他方で彼らは、2012年のロンドン・パラリンピックでの障がい者の取り扱いに関する事例研究を通じて、多様な価値観が表出される英国の多文化社会において、平等法の制定という政治的な要請として雇用上の機会均等が促進された点にも注目すべきであると述べている（渡辺・中村 2019：40-42）。

## 2. 2015年6月：BBC Prideパレードの開催

2015年には、LGBTの社会的な権利の向上を目的として毎年6月に行われているプライド・イン・ロンドン・パレードに、BBC Pride部門のスタッフたちが初めて参加した。メンバーの1人であるマット・ウェーバー（Matt Weaver）によると、50人以上のスタッフが参加し、このうち30人以上はBBCの人気番組『EastEnders』と『Holby City』の制作チームからの参加者だったということで、BBC Prideとしては、BBC内部の他部門からの支援もあったようで肯定的に評価しているようである。

## 3. 2016年4月：『Diversity and Inclusion Strategy 2016-20』

2016年4月に策定された『Diversity and Inclusion Strategy 2016-20』は、BBCが組織として、LGBTの社会的受容の促進に向けた取り組みを行う基盤となっている。トニー・ホールBBC会長は、「BBCの目的は、すべての人を代表し、あらゆるバックグラウンドをもつ人々に機会を与えることである」と述べている。この中でBBCは、「多様性」について以下のように説明している。

多様性とは、われわれが異なるすべての方法、さらにはすべての人を含むことを意味する。それは、ジェンダー、人種、民族や目に見える障がいといった可視的な相違を含む。しかし、それはまた、性的指向、社会階級、地位、宗教、目に見えない障がい、異なる見方や思考の過程、教育、家族の地位、そして年齢といった不可視の相違をも含む。…（後略）。

多様性に関して言えば、際限なく具体例を挙げるのが可能である。「異なる見解や思考の過程」や「不可視の相違」といった、一般的には言及されない領域にまで留意している点は高く評価できよう。また、「包摂」については、以下のように述べられている。

BBC への包摂とは、違いを評価し、称え、そしてあらゆる人が成功しうる職場と文化を促進することを意味している。これは、各個人が、支えられ、尊敬され、捉えられ、声を有し、そして BBC の価値に沿って技術や才能を発展させることが可能であるということの意味している。

そのうえで、LGBT に関しては、「2020 年までにいくらかの先導的な役割を含み、画面上に 8%」表象されることを目指すとの目標が掲げられている。組織におけるマイノリティの割合を、数値目標を設定することで達成しようという試みの背景には、2010 年平等法の存在があることはいままでもない。BBC は、数値目標を設定する意味について、組織内に実際に当事者がいることで「多様性と包摂」を理解することにつながり、それが画面上でコンテンツの中でそれらを反映させることにつながると説明している。

実際には LGBT の分野に限らず、あらゆる「多様性」と「包摂」を実現する手段として、①2016 年の夏までに「Diversity Commissioning Guidelines」を公表する、②BBC の各チャンネルおよび各部門の中心に多様性を組み込むことを目的とした、組織内部に向けて開発されたプログラムを通じて、新たなタレントに投資し、彼らを成長させる、そして③2016 年までに、これまで過小代表されてきた人たちとの回路を確保するために「Diverse Audience Panels」を新設するという 3 点が示された。ガイドラインの公表、制度の整備、そして調査パネルの設置の手法は、これまでも BBC が行ってきたものであり、どれほどの成果を上げることができるかは未知数であるが、継続してこれらに取り組んでいること自体、評価できるのではないだろうか。

#### 4. 2016 年 10 月：『The diversity and inclusion commissioning guidelines』

BBC の番組や組織内部の多様性と包摂の確保に関する指針は、すでに 4 月に公表されていた。しかしながら、関係する取引先を含め、より広い範囲でこれらを実現するために、10 月に、「調達 (Commissioning)」の分野における新たなガイドラインが公表された。新しいガイドラインでは、BBC と取引を行う関係機関を含めて多様性と包摂を実現することが目指されていて、その目標は次の通りとなっている。

- ・2020 年までに BAME<sup>5</sup>、障がい者、LGBT、および女性に関する描写上の目標を達成する
- ・過少に表象されているグループから（画面の内外において）出演の機会を増加させる
- ・より多くの声と経験を制作のプロセスに取り入れるように、さらに優れた創造性を解放する

- ・画面で描写される背景の範囲を広げることによって視聴者をより反映し、あらゆる視聴者集団への関与を最大化する

これらの目標を BBC と関係する企業の双方が達成するため、関係機関に対しても組織内における多様性の確保を要請している。

## 5. 2018年3月：『BBC Diversity Commissioning Code of Practice』

第1章で論じたように、現行の第9次特許状の下では、Ofcom が BBC の規制を担っていて、BBC に対して強力な規制権限を保持している。規制機関としての新たな責任に対応するため、Ofcom は 2017 年 10 月に『Operating Licence for the BBC's UK Public Services』を公表した。このコードの中で LGBT についての直接的な基準は定められていないものの、「多様性」については「多様性、視聴者の描写および表象」（1.36～1.38）の項目で示されている。以下、1.36 の多様性についての BBC の義務に関する規定を参照する。

1.36 多様性に関連して、BBC は以下のことを行わなければならない。

1.36.1 英国の全土を通じて、あらゆる視聴者集団にとって利益と関連があるコンテンツを供給および制作すること。

1.36.2 英国を構成する各国と地域の多様性を、番組、サービス、および部門の中で適切に反映すること。これには、年齢、障がい、ジェンダー再指定、人種、宗教および信念、性別、性的指向、ならびに社会経済的な背景が含まれる。

1.36.3 英国全土の多様なコミュニティを正確に代表し、確実に描写すること。

1.36.4 文化的な教育、意識、および人々を共有経験に結び付けることを通じて、社会福祉への貢献を促進すること。

Ofcom が Operating Licence を公表したことを受け、BBC は 2018 年 3 月に、多様性への取り組みに関する行動指針、『BBC Diversity Commissioning Code of Practice』を公表した。指針では、Ofcom による放送コードを踏まえ、「BBC のアウトプットは、さまざまな背景、地位、生活上の経験、言語、そして能力を反映し、促進するものでなければならない」ことが示された。また、個別の番組だけでなく、さまざまなサービスを通して、英国の多様性を反映することも示されている。

この指針では、多様性を実現する対象として、年齢、障がい、ジェンダー再指定、人種、宗教および信条、性、性的指向、社会経済的な背景、地域、ネイションなどが挙げられている。先の Ofcom による放送コードにおいても同様であるが、ここで例示されているものは、2010 年平等法において明記されているものと重複していることからわかるよう

に、平等法の制定がその後の BBC のこの領域における政策の進行に大きな影響を与えている。そして、そうした多様性を実現するための手段として次の 5 つが示されている。

- ①BBC のコミショニング・エディターが手本となり導く
- ②描写は信頼できるものであるべき
- ③オープンかつ公正なキャスティングであるべき
- ④多様な労働力がよりよいコンテンツをつくる
- ⑤（原則①～④が達成できているかを測定するための）方法

## 6. 2018 年 10 月：『LGBT CULTURE AND PROGRESSION』

また、BBC をより包括的な職場にするための提言が、先に述べた BBC Pride の主催者である Karen Millington と Matt Weaver によって示された。Stonewall の協力を得て、彼らは、「いくつかの領域で上級職のサポートが欠如していること」「LGBT が目に見えない存在となっていること」「組織的なアライ、またはロールモデルとなる番組がないこと」「スタッフが一体となっていないこと」、そして「異なる性自認を中心とした認識が欠如していること」を BBC の課題として挙げている。こうした課題に対処するため、彼らは「LGBT の問題に関する幹部およびスタッフへの教育」「LGBT の問題、スタッフ、ロールモデル、そして Pride ネットワークの卓越性の改善」「LGBT のスタッフが職場で自身のセクシュアリティをオープンにすることに満足感を抱くようにすること」「放送の中での LGBT の描写と出演者の増加」の 4 つの観点から、具体的には次の 10 項目を提言した。

- ①BBC の習慣、実践、さらに採用が、LGBT のスタッフにとって包括的であることを確保する。この 1 つの指標は、BBC が Stonewall の「Top 100 Workplace Equality Index」に含まれることにあるだろう。
- ②アライ・プログラムを導入する。「ストレイトのアライ」は、他社において、LGB のスタッフの公正な取り扱いを高めるうえでカギとなってきた。彼らの関与は、LGBT 当事者でないがゆえに、組織の文化に対して改革の影響力を有する。
  - a. Stonewall からのサポートに基づきアライ・プログラムを立ち上げる
  - b. アライの役割を E メールの署名またはピンバッジで組織に示す
  - c. 特にアライをターゲットにしたカギとなるサイトでイベントを開催し、LGBT のスタッフおよび外部のスピーカーに、自分たちの役割に対するアライの理解を支援するために特徴づける。
- ③ロールモデルとして管理職の LGBT スタッフの経歴を取り上げ、LGBT のスタッフをメンタリングするプログラムを始める
  - a. インターネット上でのキャンペーンを通して、スタッフが仕事に全力を注ぐことが可能となる考えを推進する。BBC は、このなかで、LGBT のリーダーが含まれることを探求する。
  - b. LGBT のスタッフが管理職の LGBT のスタッフによって指導されるような指導プログラムを発展させる。

- ④特に移行期において、トランスジェンダーのスタッフを支えることに関して、マネージャーに対して支援、ガイダンス、そして訓練を提供する。
- a. 特に移行期において、トランスジェンダーのスタッフを支えることに関して、マネージャーに対して明確なガイダンスの文書を提供する
  - b. トランスジェンダーの包摂に関して、すべてのスタッフに対して E ラーニングのモジュールを提供する
  - c. 訓練部門や専門家スピーカーを活用することを含め、トランスジェンダーの包摂の認識を高める部門を支援する
- ⑤入職時、および多様性と包摂、ならびに無意識の偏見に関する訓練の間、スタッフに与えられる情報を含め、強化する
- a. BBC Pride に関するより多くの情報をあらかじめ含めること
  - b. 無意識の偏見の訓練に含まれるべき LGBT の問題および関心事の特定の事例
  - c. LGBT のコミュニティに関する特定の部門に含むべき多様性と包摂の訓練
- ⑥2 分法に拠らないジェンダーを含み、第三者の供給者によって含まれることを確保するために、そしてこの場合に、もたらされるあらゆる新しいシステムを確保するために、自分たちのシステムと実践を見直す
- a. 調達を行う際、特に外部のスタッフを BBC のスタッフと接触させるような契約に関しては、契約の発注が、LGBT を含む適切な多様性と包摂のポリシーに従うことを保証する
  - b. 必要に応じて 2 分法に拠らない代名詞を使うことをスタッフに促す
- ⑦われわれのコンテンツ、ニュースおよびラジオ制作チームに対して、LGBT に関する話題や描写を報道する権限を与え、LGBT のアイデンティティに関する偶発的な描写を日常的に増加させる
- a. LGBT のコミュニティに関連する話を報道する際、言葉に関する助言を見直すためにすべてのコンテンツ部門と編集方針と協働する
  - b. LGBT の描写の信ぴょう性と正確性を高めるために、コンテンツ部門に対して LGBT のコミュニティに関する助言を提供する
    - i コンテンツ制作者および上級の意志決定者に対してアライとして BBC Pride に参加するように促す
    - ii LGBT の包摂を画面上で推進するために、LGBT のスタッフおよびコンテンツのコミッショナーの専門の代表コミュニティを打ち立てるためのプライド
  - c. 放送された描写の定期的な評価、およびあらゆる種類の流動的な性的指向および性自認が代表され、これらがわたしたちすべての視聴者に関連することを確保する
- ⑧組織を超えて LGBT のスタッフおよびアライとの関与を増加させるために、スタッフネットワーク、BBC Pride を強化する
- a. LGBT のコミュニティにとって時事的なテーマに焦点を当てた一次的なイベントに関する毎年恒例のプログラムを提供するために、BBC のコンテンツ、ジャーナリズム、採用、そしてデジタル部門と協働し、全組織を通じてスタッフに届けるため、ストーリーミングの技術の力を利用する。
  - b. こんにちの LGBT のコミュニティを構成するモザイク状の人々にアピールする幅広い第 2 次的なイベントに資金を供給するためのネットワーク活動における増加した調査とコミットメント

⑨LGBTのスタッフから、キャリアアップにおける問題、文化、障壁に関して学ぶため、チームマネージャーおよびリーダーに対して逆のメンタリングプログラムを導入する<sup>6</sup>

⑩わたしたちのスタッフおよび視聴者に対する、Pride フェスティバルを含む、LGBTのイベントの祝祭に関するわれわれの協会の立場およびガイドラインを見直し、明確にする。この一環として、性的指向や性自認の範囲にとって最も適切かつ包括的な言葉であることを保証するために、LGBTの語を見直す

## 7. 2019年4月：公平性とバランス

社会におけるLGBTの受容をめぐる問題は、政治的なイデオロギーにも波及する問題でもある。すでに論じたように、BBCはこれまで社会の多様性を反映し、包摂を促す取り組みを担ってきた。しかしながら、BBCには「公平性」を保持することが要請されているため、LGBTの社会的受容という政治的な問題に対して、その賛否を明らかにすることは、公平性の原則に反することにもつながりかねないとはいえないだろうか。

例えば、2019年3月28日にBBC Oneで放送された『Question Time』という視聴者参加型の討論番組で、「子どもたちが学校でLGBTについて学ぶことは道徳的に正しいのか」というテーマが議論された。この問いの内容については、BBCのスタッフの多くが否定的な意見を表明した。なかでも、朝のニュース番組『BBC Breakfast』に出演しているBen ThompsonがTwitterに投稿したツイートがその後の議論の端緒となった。彼は、Question Timeの公式アカウントによるツイートを引用リツイートしたうえで、次のように投稿した。

@BBCBenThompson (twitted at 2019.03.29)

LGBT「問題」？ どのような問題？ (LGBTの) 僕たちが存在していること？ その内の1人 (である僕) が、まさにここにおいて、毎朝BBCに出演している。これに対するコメントは控えていた、これは要領の悪い文章で、慌てて作られたんだろうと思うことにして。でもそうはいつでもネット上で出回っている。これが性別、人種、宗教、身体障害の「問題」だったら、それについて学ぶのが「道徳的に正しい (morally right) 」かなんて聞くだろうか？

@bbcquestiontime (twitted at 2019.03.28)

番組の最後の質問は、学校で関係性 (relationships) について学ぶことについて  
質問 学校で5歳の児童が“LGBT”の問題を学ぶことは道徳的に正しいだろうか？

このなかで、もともとオープンリー・ゲイであるThompsonは、他のマイノリティとは異なり、LGBTに関する限りにおいて、それを「問題」としてカテゴライズすること、また、「道徳」という尺度を用いることを問題視している。このツイートに対しては、筆者が確認した限り、とりわけLGBT当事者から肯定的なリプライが多かった。しかしながら、スタッフが自局の番組内容に関して視聴者に対して直接に意見を述べたことに対し



て、ニュース部門の管理者であるフラン・アンズワース (Fran Unsworth) は、各スタッフに対し、ソーシャル・メディア上で“政治的な”意見を表明しないように通達した (Guardian, 8 Apr 2019)。

われわれは全員、個人としての見解を有しているが、そうした見解を私的なものに留めておくことが BBC に属するわれわれの役割の 1 つである。……BBC の編集基準では、BBC のスタッフは公共政策に関する問題、政治的あるいは産業的な論争、また他のいかなる「対立しているテーマ」について、特定の立場を支持するべきではないと示されている。

アンズワースによる通達によると、BBC は、LGBT に関する教育を、政党や特定の法律に対する支持と同じようなものとして扱わなければならないようである。ここで指摘される「対立」とは、概して市民レベルの世論における対立ではなく、ウエストミンスターにおける対立のことを指しているといえよう。しかしながら、第 1 章第 5 節で確認したように、BBC の「編集ガイドライン」は、単に公平性を要求するものではなく、多様性へ向けたコミットメントを要求していると解することができる。意見が対立しているテーマを前にして“火中の栗を拾わない”ことに徹することを求める彼の立場は明らかに誤りであると言わざるを得ない。

この事例から、BBC と LGBT の関係にとって 2 つの重要な点が指摘されうる。一方で、BBC の上級職にとって LGBT は政治の領域における“問題 (プロブレム)”として捉えられており、社会において解決されるべき“イシュー”とはなっていないという点である。しかしながら、他方で、組織内における LGBT の割合を増加させる数値目標を設定することが有意であることを証明しているともいえよう。組織において当事者の比率が高まることは、当事者の見解がコンテンツに反映される機会を高め得る。

## 8. 2015 年-2020 年：年次計画書と報告書から

BBC は年度ごとに、特許状で示される「使命」および「公共目的」を達成し得たのかを評価するのに寄与するために「年次計画書 (Annual plan)」を公表している。また、前年度の計画を、実際にどの程度達成したかを「年次報告書 (Annual report)」として公表している。各文書のなかで、LGBT への言及が見られるようになるのは、2016 年 7 月に公表された 2015/16 年度の報告書からである。図 4 は、2015 年度報告書から最新の年次計画における、LGBT への言及の概要をまとめたものである。

【報告書 2015/16】

○BBC は、あまねく組織において、LGBT のスタッフ向けの Pride など、多数存在するスタッフのネットワークを支持する。

【報告書 2016/17】

○2020 年までに、スタッフのうち LGBT の割合を 8%とする目標に関しては、既に 10.5%となっている（上層部では 11.5%にまで達している）。

【年次計画 2017/18】

- 2018 年は、イングランドおよびウェールズで同性愛が脱犯罪化され 50 周年の記念の年であり、その記念として、『Gay Britannia』シリーズという特集を組む。
- 現存する先入観や偏見に挑戦するとともに、LGBT のコミュニティを称賛するような大胆で挑戦的なストーリーを特徴づける。
- こんにちの英国でゲイであることが何を意味するのかを強調するとともに、英国におけるゲイの歴史に新たな光を当てることになる。
- 2020 年までに、スタッフのうち LGBT の割合を 8%とする（引き続き取り組む）。
- 「多様性と包摂」の戦略に基づき、女性、LGBT、障がい者、BAME の多様性の向上に取り組む。



【報告書 2017/18】

- 『Gay Britannia』シリーズについて、高い視聴率（および聴取率）を記録したとともに、特に LGBT のコミュニティの間では強い共鳴を呼び、LGBT の人々が BBC をポジティブにとらえることにつながった。
- 『Two Doors Down』のなかで、LGBT が描写された。
- ・われわれは、画面上でのより偶発的な包摂にむけ取り組んでいる
- ・われわれはこれまで以上に LGBT のキャラクターをセクシュアリティやジェンダーとは関係のない役割のなかに配置する
- それは、すべての人に対して普遍的で、信頼できるものであり、そして可能な限り彼らを代表するものである
- ・スタッフにおける LGBT の割合などの詳細なデータの開示



【年次計画 2018/19】

- ・「多様性と包摂」の戦略に関して、継続して取り組む。



【報告書 2018/19】

- ・初めての LGBT の特派員である Ben Hunte を紹介
- ・LGBTQ+ などにとって働きやすい環境づくりに取り組む
- ・職場において BAME、障がい者、ジェンダー、LGBTQ+、社会経済的な多様性の 5 つの観点から多様性と包摂を評価
- ・BAME、障がい者、LGBTQ+ の賃金格差についての報告を公表する
- ・2020 年までに、放送における描写において LGBT の割合を 8%とする目標の確認
- ・2020 年までに、スタッフのうち LGBT の割合を 8%とする（引き続き取り組む）。
- ・当事者にとってより包括的な職場とするために LGBTQ+ Allies Programme に着手



【年次計画 2019/20】

- ・『Too Gay for God?』（BBC One）：キリスト教、とりわけ国教会内部における LGBTQ+ のコミュニティの立ち位置を説明してくれる
- ・「多様性と包摂」の戦略に関して、継続して取り組む。

【図 4】報告書および年次計画書における LGBT への言及

図4からもうかがえるように、2010年代半ば以降にBBCがLGBTへの取り組みを行う際、その根拠にあるのは、2016年に公表された『多様性と包摂の戦略』である。戦略で示された、LGBTが「2020年までにいくらかの先導的な役割を含み、画面上に8%」表象されることを目指すという戦略は、その後の年次計画や年次報告書のなかで繰り返し指摘されおり、年度ごとの達成状況も明示されている。さらに、「年次計画2019/20」（2019年3月公表）と「報告書2018/19」（2019年7月公表）において、当事者を表す表現として従来用いられていたLGBTではなく、より包括的な表現としてのLGBTQ+が用いられている点は注目に値しよう。LGBTQ+におけるQは「クィア（Queer）」、あるいは「クエスチョニング（Questioning）」の頭文字であり、LGBTという4つのカテゴリーに囚われない、多様なセクシュアリティの在り方を反映したものとなっている。Q+との表記を用いることは、例えば、アセクシュアルやパンセクシュアルなど、LGBTの枠外に属する人たちにとっては重要な問題であり、こうした子細な箇所まで意識が及ぶというのは、組織内において当事者の割合が増加したことの帰結といえるのではないだろうか。

★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★

ここまで、BBCの2010年代の「多様性と包摂」に関する政策のうち、LGBTに関連するものなどを確認した。2010年平等法の制定を契機に、さまざまな政策が打ち出され、それらを実行している様子が見えてきた。しかしながら、そうした目標や計画が、掛け声倒れとなっている感は否めない。とりわけ2010年代後半は、スタッフにおけるLGBTの割合に関して数値上の目標を設定し、その目標を達成できていることを強調しているように思われるが、LGBT当事者の割合を増やすだけでは不十分である。

確かに、当事者でしか認知し得ない論点を組織内部から提示できることのメリットは大きい。あまり数値目標に固執することはないだろう。こうした姿勢は、LGBT当事者のスタッフに対して、自身のセクシュアリティを過度にオープンにすることを強制することにもつながる恐れがあるうえ、社会の中の推定されるLGBTの割合を反映させた8%という数字の根拠自体が必ずしも正しいとはいえないだろう。目標を設定し、それを達成すること自体は否定されるべきではないものの、それだけでは、LGBTの社会的受容にとって有益なコミットメントとは言い難い。

公平性との関わりのなかで考察したように、政治との関係や感情的なものも含め、現実には多くの課題が残されている。組織としてLGBTを肯定的に捉えようという姿勢自体は、筆者としても評価し得るものであるが、2020年以降は、単なる数値目標には依らない、より複雑化した問題への対応を求めたい。

〔注〕

- 1 campaign, *Stonewall blasts BBC over 'caveman' attitudes to gays and lesbians*.  
<https://www.campaignlive.co.uk/article/stonewall-blasts-bbc-caveman-attitudes-gays-lesbians/543743>
- 2 BBC のスタッフ向けの Web サイトに掲載された情報によると、2013 年には 1000 人規模のパルス調査が実施されていた。[http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:ucIpOPvYzekJ:www.bbc.co.uk/ariel/24741884+&cd=16&hl=ja&ct=clnk&gl=jp&lr=lang\\_en%7Clang\\_ja](http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:ucIpOPvYzekJ:www.bbc.co.uk/ariel/24741884+&cd=16&hl=ja&ct=clnk&gl=jp&lr=lang_en%7Clang_ja)
- 3 The Guardian, *BBC research into lesbian, gay and bisexual portrayal offers hope*.  
<https://www.theguardian.com/media/2010/feb/01/bbc-gay-peter-tatchell>
- 4 2010 年平等法の訳出部は、「平成 23 年度内閣府委託報告書 障害者差別禁止制度に関する国際調査」所収の「第 4 章 2010 年平等法（イギリス）」(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h23kokusai/12-eng1.html>) を参照した。
- 5 BAME とは、黒人 (Black)、アジア人 (Asian)、および少数民族 (Minority ethnic) のことを指している。
- 6 ここでの“逆”とは、通常、上司が部下に対して助言・指導を行うため、上から下に対して向いているベクトルの向きが逆になり、この領域に関しては、部下が上司に対して教育を行うということを意味している。
- 7 例えば、Decker (2014=2019) によると、いかなるセクシュアリティの他者に対しても性的な魅力を感じないアセクシュアルは、メディアでの表象の一部から形成される勝手な印象によって、浮世離れしたイメージを投影されることがあるという。確かに、性自認や性的指向の程度は人それぞれであり、むやみにカテゴライズすることは避けるべきである。そうした意味で、クィア／クエスチョニングの概念を反映させることは、BBC における LGBT の社会的受容へ向けた取り組みにつき、評価され得るものであるだろう。

## 【第3章】メディアによる描写の影響と効果

### －「培養理論」を例に

BBCは公共サービス放送として、LGBTの社会的受容に向けて取り組んでいる。その中核は、やはりテレビ番組における表象にあるだろう。では、仮にBBCがニュースやドラマのなかで、LGBTについてその当事者からも、そうではない視聴者からも評価されるものを制作し、放送したとすると、そのコンテンツがLGBTの社会的受容を促進することにつながるのだろうか。

それは、「マス・メディアは人々の価値観や意識の形成にどのように影響するのか」という問いを考察することから始めなければならない。こうした影響について、「メディア効果理論」研究ではさまざまな議論が行われてきた。本章では、メディア効果論のなかでも、1960年代後半にアメリカにおいて、ジョージ・ガブナーらによって提唱された、「培養理論」を手がかりに、そもそもメディアの表象は人々の意識や態度形成にどの程度作用するのか、そしてマス・メディアにおける表象はマイノリティの社会的受容を促進するツール足り得るのかを考える。加えて、培養理論を用いたLGBTの表象に関する先行研究のレビューを通じて、今後の研究上の課題を明らかにする。

本章では、マス・メディアによって伝えられる表象が、人びとの社会に関する認識に対して与える影響について考える。これはすなわち、マス・コミュニケーション研究における「メディア効果論」に関する議論である。数あるメディア効果論のなかでも、本論文では、1960年代後半にジョージ・ガーブナー（George Gerbner）らにより提唱された「培養効果理論」を手がかりとして用いる。培養理論は、日本でのコミュニケーション研究では近年ほとんど参照されなくなっているものの、実証研究が盛んな米国などでは現代でもしばしば用いられる効果論の1つである。ちなみに日本では、斉藤慎一が「再考」（1992年）、および「再検討」（2002）しているが、それ以降は、同理論が議論されたり、コミュニケーション分析に用いられたりすることは低調であるように思われる。

培養理論は、テレビが未知の「ニュー・メディア」と捉えられていた約半世紀前に提唱された効果論ではあるものの、そのインパクトは現代でも失われるものではない<sup>1</sup>。この理論は、提唱後に激しい批判を受けたものの、批判へ応じるかたちで現在では理論の中核に位置付けられる主要な概念を生み出すに至っている。

しかしながら、現代の培養理論研究のトレンドは、ガーブナーらが想定していた理論とは異なる方向に進んでいると言わざるを得ない。すなわち、相対的に長期的かつ影響の及ぶ範囲が広範であるという意味での“マクロな”効果論としてのオリジナリティを等閑視しているように推察される。そこで本章では、ガーブナーがテレビという当時の「ニュー・メディア」をどのように認識していたのかを問い直し、このようなマクロな効果を重視する培養理論のオリジナリティを取り戻すための作業を試みる。

それは単に、メディア効果論に関する研究に一石を投じようとする試みではなく、本論文のテーマであるメディア表象とLGBTとの関連を考察するうえで必要不可欠なものである。すでに述べてきたように、LGBTに対する人々の捉え方は、一朝一夕には変わるものではない。彼らの社会的受容の現状を考察するにあたっては、佐藤（2008）が指摘する輿論（public opinion）＝公的意見と世論（popular sentiments）＝国民感情の区別を厳格にする必要がある。例えば、エイズ危機のようなメディア・イベントにおいては、一時的な感情に因る世論を喚起させることになるが、社会的受容という過程を考察するうえでは輿論を考慮すべきであろう。

## 第1節 コミュニケーション効果論の系譜

マス・メディア効果論（以下、効果論）とは、すなわち「テレビは人々にいかなる影響を与えるか」という問いに関する研究を指す。効果論に関する研究は、理論や仮説を経験的に、すなわち実証的に裏付けようとする米国の「経験学派」と、カルチュラルスタディ

ーズの系譜でそうした実証研究を批判する英国の「批判学派」を中心に発展してきた<sup>2</sup>。効果論に関しては既に一定程度の研究が蓄積しているため、ここではそれらを概観するにとどめる。

経験学派による効果論は、一般的に、弾丸理論（1920年代から40年代前半）、限定効果論（40年代前半から60年代半ば）、そして強力効果論（60年代半ば以降）にカテゴライズされている。弾丸理論とは、テレビで表象される内容が、視聴者の意識にまさに「弾丸」のように直接的に作用すると考えるものである。例えば、「皮下注射モデル」やキャリントルによる『火星からの侵入』（1940）などがこれに該当する。ただし、この時期には通信手段が未発達であったために、本格的な実証研究に裏付けられたものではなかった。

限定効果論のなかでは、まず「コミュニケーションの流れ」に関する研究がある。その代表例はラザースフェルドらによる「コミュニケーションの二段階の流れ」仮説（1944）である。それによると、送り手が発するメッセージは、一部の「オピニオン・リーダー」を介して受け手に影響するということが提示され、彼らの「パーソナル・インフルエンズ」の果たす役割が強調された。ラザースフェルドらは人々の意思決定過程におけるマス・メディアの影響の大きさを明らかにするつもりであったものの、結果として送り手が持つ影響力の「限界」を発見することになった（佐藤 1990：11）。他には、カツツによる「選択的接触」論やT・クラッパーによる『マス・コミュニケーションの効果』（1960）などがある。これらの効果論に共通しているのは、送り手が受け手に与える影響に関して、マス・メディアが伝える内容よりも、個人間相互のコミュニケーションが与える影響のほうが優位であるということである。

「利用と満足」研究では、研究の視点が受け手から送り手のほうを向いている点で従来の研究とは一線を画するものである。ただし、同研究は分析手法が小規模かつ詳細な調査に基づくものであったために、客観性を欠いているとして忌避される傾向にあった（田崎 2003：15）。

しかしながら、テレビが一般家庭に普及するにつれて、各家庭におけるテレビの影響力の大きさが指摘されるようになった。それに伴い、限定効果論は次第に多くの支持を得ることができなくなった。強力効果論としては、「培養理論」のほか、知識ギャップ仮説（1970年）、議題設定仮説（1972年）、メディア・システム依存理論（1976年）、「沈黙の螺旋」モデル（1980年）などが有名である。

これらの経験学派の理論では、研究の焦点が「効果」研究にあてられており、佐藤（1990）は、そこでの「効果」が誰にとってのものなのかを批判学派から学ぶ必要があると指摘する（佐藤 1990：58）。また、Valkenburg, Peter および Walter（2016）は、効果論に関する研究のメタ分析を行ったうえで、効果論に共通の特徴として次の5つの点を提示する（Valkenburg, Peter and Walter 2016：316-328）。

- ①受け手は自身のニーズや願望に応じてメディアを選択するが、その際さまざま心理学的社会的要因がこの選択を導き、フィルターとして作用している。
- ②メディアの特性のうち、モダリティ（テキスト、聴覚、視覚等）、コンテンツ特性（暴力、恐怖、登場人物の類型や主張の強さ）、そして構造特性（特殊効果、ペースや視覚上の驚き）の3つが予測変数として挙げられる。
- ③効果論における効果は直接的なものと非直接的なものとの組み合わせによるものであり、これらが従属変数に対する独立変数の全体的な効果につながるという点で、メディア効果は非直接的なものである。
- ④効果は例えば受け手のジェンダーといった異なる社会的文脈の変数によって左右される点で、条件付きのものである。
- ⑤効果は相互作用のなかで生じるという点を前提とし、そうした効果が生じる要因を説明するものである。

それぞれの効果論が有するインパクトの相違を考慮しても、これらの点を効果論に共通するものとして評価することは首肯できる。

## 第2節 Gerbner のテレビ観と培養理論

本節では、培養理論の提唱者の中心人物である George Gerbner が、当時まだ「ニュー・メディア」であったテレビにいかなる機能を認めていたのかを確認する。そして、それらを踏まえつつ、培養理論の要諦を確認し、同理論の持つインパクトを述べる。

なお、Gerbner は、1919年にハンガリーで生まれ、米国に渡ったのち、サンフランシスコ・クロニクルの記者兼編集者として活動した。その後、第二次世界大戦での従軍を経て、大戦後は研究者としてコミュニケーション研究の発展に大きく貢献した。現在、彼の業績の多くは、ペンシルベニア大学アネンバーグコミュニケーション大学院が管理する「ジョージ・ガーブナー・アーカイブ (George Gerbner Archive)」の Web ページで一般に公開されている<sup>③</sup>。

### 1. 教会からテレビへ

Gerbner はテレビの特性を、「最も集権化、均質化、それにグローバル化されたメディアである」(Gerbner 1998 : 176) と指摘する。それらはテレビの送り手としての性質として理解され得るだけでなく、テレビのメッセージは受け手をより広い世界へ導くという点 (Gerbner 1998 : 185) を踏まえている。この点で、とりわけグローバル化というのは、受け手の価値観のグローバル化をも示している。また、このようなテレビへの視座



は、第1章で述べたような、ラジオとマイノリティの関連について言及したリースの考えと共通するものがある。

また、ガーブナーは1977年に発表された論文「テレビジョン—それは新しい国家宗教か」と1978年発表の「新宗教としてのテレビ」で、テレビの特異性として、①他のメディアよりも多くの人々の時間と注目を奪う点、②移動を必要とせず、自宅にしながら視聴できる点、③リテラシーを要しない点、④無料で、ラジオとは異なり映像をも提供する点、そして⑤成長段階を問わず、あらゆる年齢層の視聴者に、同じメッセージを伝えることができるユニークなメディアであるという点の5つを挙げている (Gerbner 1977 : 147-149 ; Gerbner and Connolly 1978 : 52) <sup>4</sup>。

また、“国家宗教”や“新宗教”といったこれらの論文の表題からも推察されるように、実際の効果に目を向けると、彼はテレビを宗教における1つの「儀式 (ritual)」として理解している。それはつまり、多様な見解を有する人々をテレビが作り出す「主流」に吸収することにつながる、ほぼ世界的な新宗教として理解されている (Gerbner 1980)。人々がこれまで定期的に教会へ行き、そこで聖書を読んだり、讃美歌を歌ったりすることで信仰を深めてきたのと同様に、日常的にブラウン管の前に座り、そこから繰り返し流されるメッセージに接触することによって、人々は「新たな文化的な主流」 (Gerbner 1987 a : 4) に導かれるのである。そうした意味で、テレビから発せられるメッセージは、宗教上の「教義」のような強い意味をもつものとして理解されるべきである<sup>5</sup>。

言い換えるならば、それは、テレビを「神話の創造者 (mythmaker)」として理解することにもつながる。Gerbnerはテレビをこのように捉えたうえで、それが社会に及ぼす作用として、「儀式性 (ritual)」、番組構成やメッセージの「画一性 (totality)」、「社会化 (socializing)」などを挙げている (Gerbner 1987b : 8-9) <sup>6</sup>。

神話の創造者であるテレビは、すでに教会の地位を占めるようになった。あるいは、国家と教会との間の歴史的なつながりは、すでに国家とテレビによる新たな共生関係によって置き換えられているという (Gerbner 1998 : 3)。このように、テレビは教会の権威と並置されているが、両者の類似性とそれらの社会的機能の均質性の核心は、神話やイデオロギー、「事実」、関係性などを継続的に反復するところにあり、こうした繰り返しが世界を定義し、社会秩序を正当化するのに役立っている (Gerbner 1998 : 4)。

Gerbnerがこのようにテレビを、ある種の「教会」のようなものとして、さらにその表象やメッセージを「教義」として位置付けていたことは、培養理論の検討を行ううえで重要な点である。それは、宗教が人々の生活のある特定の領域だけでなく、生活全般における行動や価値観の形成に影響するマクロな効果を有しているからである。したがって、以下、培養理論を考察するにあたり、Gerbnerが神話の創造者であるテレビを、長期的大局的に人々の態度に作用する特性をもったメディアであると理解していた点を前提とすべき

であろう。そのうえで、テレビによって流される神話が人々の態度形成とどのように関連しているのかを分析することが培養理論の課題である。

## 2. 培養理論の中核

培養理論に関する分析は、Gerbner らが 1967 年から 1974 年にかけて行った「文化指標研究」のプロジェクトの 1 つに位置づけられていた。文化指標研究は制度過程研究、メッセージ・システム分析、そして培養分析の 3 つの領域から構成されており、これらの研究を通じて、ジェンダー、マイノリティや年齢に関するステレオタイプ、健康、科学、家庭、教育、政治、宗教などの分野における、受け手の概念や行動に対するテレビを視聴することによる影響を調査するものであった (Gerbner 1998 : 179)。制度過程研究はほぼ未着手のまま経過しており、メッセージ・システム分析では、コンテンツ分析によりテレビ番組全体において頻度の高いメッセージのパターンが明らかにされ、それを基にテレビのメッセージが人々の現実認識、信念、態度や価値観に与える影響を明らかにしようとするのが培養分析の試みである。

Morgan によると、2018 年 9 月の時点で、培養理論にかかわる研究は、ガーブナーおよび共同研究者らによる論文が 205 点、彼らと他の研究者によるものが 29 点、独立の研究者 (independent investigator) によるものが 682 点発表されている (Morgan 2018)。

なお、cultivation の訳語として「培養」のほかにも「涵養」が用いられた時期もあったものの、現在では培養に落ち着いているようである<sup>(7)</sup>。その意味するところは、受け手がテレビのメッセージに持続的に接触し続けることで送り手の有する価値や視点を繰り返し確認し、養うことにある (大坪 2003 : 123)。また「培養」とは、メディアによる「社会化」とも換言され得るが、水野 (1991) によると、Gerbner は「社会化」に関する議論を、その複雑さのために回避していると指摘する (水野 1991 : 280)<sup>(8)</sup>。

オックスフォード大学出版 (2011) 『メディア・コミュニケーション辞典』では、培養理論は以下のように説明されている (Chandler and Munday 2011 : 83)。

大量の (heavy) テレビ視聴は画面上で表象される世界に基づく社会の世界に向けた態度を培養する傾向にあるという Gerbner の仮説。マス・メディアは、視聴者 (agent) を社会化し、ある文化にすでに内在する価値を培養するものとして作用する。Gerbner は、テレビ上での暴力の過剰な表象が、法と秩序についてのシンボリックなメッセージを構成していると論じる。… (略) …軽視聴者と重視聴者との間にある回答のパターンの相違は、培養格差 (cultivation differential) と呼ばれ、テレビ視聴によってどの程度、態度が形成されるのかを反映する。しかしながら、批判者は、相関関係が因果関係の証拠ではないと言及する。

つまり、培養理論とは、「テレビに描かれた世界」と受け手の「社会的現実の認識」の2つの概念の「関連」を説明するものである。その効果は、知覚レベルでの培養効果である「第一次培養効果」と、信念や価値観レベルにおけるより深い培養効果である「第二次培養効果」とに区別することができる（斉藤 1992：171-172）。

培養理論研究の目標は、テレビを視聴する時間が多くなるにつれ、人々はテレビから流れてくる特定のメッセージと日課（lessons）に従って現実世界を認識する可能性が高くなるのかを確かめることにある（Morgan and Shanahan 2010：339）。そして培養理論は、激しい批判に応えるなかで、「主流形成」と「共鳴現象」という2つの効果を定式化し得た。ここで、批判の検討に先立ち、培養理論の中核を占めるこれらの効果について確認する。

### 3. 主流形成と共鳴現象

まず、「主流形成」とは、テレビ視聴量の多さが、通常であれば他の要因や影響から生じる見解の相違を緩めたり、抑えたりすることを意味している（Gerbner 1998：183）。Gerbner は培養理論を「伝統的な差異を曖昧にし（blurring）、その概念をテレビの文化的主流に一体化させ（blending）、主流形成をメディアと広告主の制度的な利益のほうに向ける（bending）」のものであると、その力学を“3つのB”を用いて説明している（Gerbner 1990：261）。ここから、Gerbner が主流形成を培養理論の中心的な概念として捉えていたことがうかがえる（大坪 2003：134）。

次いで「共鳴現象」とは、テレビの世界と受け手の属する現実の環境とが重なることによって培養効果が増幅されることをいう。例えば、治安の悪い地域に住む人と比較的治安のよい地域に住む人とが、同一の犯罪に関する番組を同じ時間視聴した場合に、後者よりも前者のほうがその表象の影響を受ける傾向が高くなるのである。

いわば共鳴現象とは「共感」のことであり、確かに受け手としては自らの境遇に近いものを見たときに共感の程度が大きくなることは当然のようにも思われる。しかしながら、共鳴現象が認められたのは犯罪に関する項目に限定されるうえ、犯罪に関するテーマであっても共鳴現象は安定して認められなかった（大坪 2003：136）<sup>9</sup>。

Shrum（2001）は主流形成と共鳴現象の概念の導入を評価する一方で、それでもなお矛盾したり、説明がつかなくなったりする研究結果が存在することから、それらの調整変数に関する調査を行うべきであると指摘する（Shrum 2000：211）。とはいえ、Gerbner が考える同理論の中核は、広範囲にわたる制度的実践（institutional practices）、広範な意義（widespread meaning）、そして長期的な文化変容といったマクロレベルの効果に焦点を当てることにあった（Potter 2014：1017）。現代においてこれらの概念については、確

かに不完全な部分はあるものの、少なくとも表面上は争点とはなっていないようである (Morgan and Shanahan 2010 : 349)。

### 第3節 批判と問題点の検討

培養理論が提唱された後、1980年代を通じて学術誌上では、激しい論争が展開された。共同研究者のジェイムズ・シャナハン (James Shanahan) とミハエル・モルガン (Michael Morgan) は、培養理論の真贋性に関する問題と、統計上のコントロールの適切さの問題を中心に論争が展開されたと述べるものの、それらは「ときに辛辣かつ敵意に満ちたものであった」と評している (Shanahan and Morgan 1999 : 70-71)。当初の批判は、分析における方法論上の問題点などに関するものであった。その後、批判の範囲が広がったことで、主流形成と共鳴現象の概念の定式化にみられる培養理論の発展および精緻を導いた。

こうして、培養効果はあらゆる属性集団で同じように認められるものではなく、属性ごとに効果の大きさが異なることが示された (斉藤 1992 : 178)。これらは属性ごとの培養効果に着目するもので、培養効果の有無を分析していた初期の研究から大きく進歩したものとなっている (大坪 2003 : 128)。本節では、それらの概念以外に対して向けられた批判を検討し、培養理論のもつ問題点を浮かび上がらせたい。

#### 1. 何を基準にすべきか

Newcomb (1978) は、テレビの中の「暴力」にも多様な意味があり、すべての視聴者がそうした暴力を同一の方法で解釈するわけではないと主張する。確かに、視聴量を基準にすることは、表象それ自体のもつ影響を考慮することを困難にする。これはすでに述べたように、Gerbner がテレビ番組を「均質化された」ものとして捉えていたことに起因する。

Potter (1993) は、受け手は視聴時間に関わらず、テレビで視聴したものを他者とのコミュニケーションのなかで取り上げるなかで、テレビのメッセージによる影響を受けることもありうる指摘する (Potter 1993 : 577)。視聴量が必ずしも受け手の現実認識に直接的に結びつくわけではないのである。たしかに、視聴量を基準にした場合、培養効果の再現性が確保されなくなる恐れがある。Gerbner らが分析を行った 1960年代の米国は、3大ネットワーク (NBC、CBS、ABC) の黄金期であり、家庭のテレビ視聴時間も平均 6時間から 7時間余りで推移していた。しかしながら、1980年代に米国連邦通信委員会

は、放送局に対する政治的な中立性などを義務づける「公正原則 (Fairness Doctrine)」を撤廃した。90年代以降は、廃止の影響に加え、通信技術の進展のもとで、テレビの視聴形態が多様化するなど、質的にも量的にもテレビ視聴の環境は大きく変化した。

培養理論は、あくまで米国でのメディア環境の枠内で分析および発展されたものであり、Gerbnerは、「培養理論が米国以外の国々でどの程度適用できるか計り知れない」(1977: 147)と述べていた。その後の研究の発展により、彼はテレビの描写が米国と比較してあまり反復的でも均質でもない場合、培養効果はあまり認められないと結論付けている (Gerbner 1998: 10)。例えば、Piepeらは1983年に実施された総選挙における有権者の政治的態度の変化を調査した。このなかで、英国においては、米国のように「1本の主流 (a single mainstream)」(Piepe 1990: 31)に視聴者を集約させるような結果には至らなかったという。

Gerbnerのいう「重視聴者」とは、全体の平均値以上の視聴時間を指しているが、仮に環境Aでは平均視聴時間が8時間、環境Bでは3時間である場合、前者は4.5時間、後者では2時間でも培養効果が成り立つことになる。確かに、Gerbnerは「重要なのは、実際の特定の視聴量ではなく、視聴レベルにおける有意な相対的差異にこそあるべきだ」と指摘している (Gerbner 1998: 6)。

視聴レベルの相対的な軽重で培養効果の有無を検証しようという姿勢は、テレビの絶対的な視聴量や影響力が低下している現状を踏まえると、単にそれだけでその矛盾が解消できるとはいえないだろう。なお、Potter (1993)は、各番組の「物語」に焦点を当てて分析すべきであると提案する (Potter 1993: 570-576)が、独立変数に付随する問題点が解消されるわけではない。

## 2. 第三変数への批判

さらに、人口動態的な要素や視聴環境に関する批判、つまりは第三変数への批判も存在する。従来、培養効果と相似性をもつメディア効果理論はしばしば指摘されていたものの、Gerbner and Gross (1976a)はこの点をはじめて実証的に明らかにした。その後、Gerbner and Gross (1976b)では、年齢、教育程度、性差などの多くの「変数」を考慮すべきであることがいちおう示唆されている。

Fox and Phylliber (1978)は、視聴量の相違による培養効果の「傾向」はみられるものの、社会階級を第三変数としてコントロールした場合に、テレビ視聴が人々の認識に全く影響を及ぼしていないことを明らかにした。

ただし、この実験は、Shanahan and Morgan (1999)が指摘するように、2つの問題点を含んでいる。1つ目は、Foxらの調査では「平均で、1週間のうち夕方少なくとも1時間テレビを何回視聴しますか」という質問文が用いられており、これが「定期的な」視

聴者と「重」視聴者を厳密に区別できないという点である。2点目は、自由記述法に基づく独立変数の取り扱いが不十分である点には注意すべきである (Shanahan and Morgan 1999 : 68)。

その後、Doob and McDonald (1979) は、平均的な地域のなかでの相関関係は有意ではなく、実際の犯罪率をコントロールした場合、テレビ視聴と犯罪への恐れの間には全体的な関係 (overall relationship) は全くないとして、培養理論を完全に否定する。これに対して、Shanahan and Morgan (1999) は、培養効果が生じるパターンは下位集団ごとに異なるという興味深く、革新的で刺激的な研究であるとともに、「共鳴現象」の定式化に寄与したとして評価を与えている。だが、Doob らの研究では、培養のパターンは誤りであるということが実証されたわけではなく、培養理論それ自体を否定したものとしては扱うべきでないと指摘する (Shanahan and Morgan 1999 : 63-67)。

培養理論における批判者の議論においても、テレビ視聴を独立変数、態度変化を従属変数とすること自体に大きな異論はなく、主として第三変数をめぐって批判が展開されてきた。その際、独立変数と第三変数は、一方で、それぞれ独立して従属変数に直接的な影響を有しているものの、他方で、それらは相互に作用し、一体となって影響力を有するようになるということを意識しておく必要がある (Shanahan and Morgan 1999 : 140)。

こうしたプロセスは、ヘーゲル弁証法でいうところの「止揚 (Aufheben)」のごとく考えることができよう。つまり、培養理論における独立変数、第三変数および従属変数は一直線のものではなく、複線的なものであり、次章で引用するように、Gerbner が培養を「重力放射」として捉えていたのはこうした理由による。

ただし、こうした「止揚」の過程で、具体的にどのような心理学的過程を経ているのかについては未だ明らかにされていない。例えば Hawkins, P. R., *et al.* (1987) と Rubin, M. A., *et al.* (1988) によって、培養過程における複雑な心理的プロセスが分析されているものの、課題は残されたままである。

Gerbner (1990) は、培養理論をそれぞれの文化に内在する問題に対処しきれない従来のコミュニケーション研究における限界への不満から生じたものであると述べている (Gerbner 1990 : 249)。しかし、受け手の属する環境や、その文化的多様性を十分検討しているとはいえないのではないだろうか。

### 3. 批判への応答と研究の発展

また、Gerbner は自身に向けられる批判については、「自分自身の理論を書き、その仮説を検証しなさい。それは、君たちが目下取り組んでいる研究は培養理論の検証ではないからだ」と反論していた (Tamborini and Choi 1990 : 158)。共同研究者らも、培養理論の核心は、「ヒューマニズム」対「社会科学」や、「質的分析」対「量的分析」といった

方法論に依拠したのではなく、「ミクロ」対「マクロ」にこそ存在すると指摘する (Shanahan and Morgan 1999 : 61)。

つまりは、テレビが受け手に与えるマクロレベルでの影響を分析することこそが培養理論のオリジナリティであり、批判者はその点を留意したうえで培養理論を発展させることが望まれよう。

培養理論を用いた研究は蓄積されてきたものの、その効果は必ずしも強いものとは言い切れない。三上 (1987) が指摘するように、とりわけ第二次培養効果は、青少年などの限定された属性集団にしか認められない可能性が高い。すべての年齢の集団に対して、あまねく培養効果が認められるとするのは、「非現実的な仮定」であるのかもしれない (三上 1987 : 269-270)。

さて、1980年代以降、培養理論研究は、①研究領域の拡大、②調査地域の拡大、③メディア内容の分化と拡大、④効果レベルの拡大、⑤培養効果形成の要因に関する研究、⑥他の関連研究との理論的統合へと向かっていった (三上 1987 : 268)。これによって、多様な条件の下で培養理論が参照されるようになった一方で、それらは次節で論じるように、培養理論を誤った方向へと導くことにもつながった。

本節では、培養理論分析における問題点の概要を把握することに努めた。これまでに指摘されてきたものを網羅するものではないものの、およそ問題点はこれらに集約され得る。とはいえ、研究の進展に伴い、問題点はより多角的になっており、培養理論分析はコペルニクス的転換が必要なのではないだろうか。

## 第4節 “マクロな” 培養理論へ

### 1. 「今後の課題」の整理

本節の最大の目的は、培養理論の修正を試み、それをあまねく再現可能性をもった理論として改めて提示することにある。すでに先行研究ではさまざまな角度から「今後の課題」が指摘されているが、まずはそれらを整理しなおす作業が必要である。

Potter (1993) は、培養効果のもつ「弱く持続的な (weak persistent)」特色を肯定的に捉え、①培養効果のなかの「埋没した」強力な効果を認めるうえで、第三変数を明らかにすることが重要である；②主流形成と共鳴現象は強力で特異な効果である；③人々の間にはそれぞれに広範な相違があり、かつ視聴者はテキストをアクティブに解釈するということを認めるべきである；④培養理論を認識過程の強化因子としてとらえるべきである；

⑤視聴量以外の独立変数を分析すべきという 5 つの可能性を提示する (Potter 1993 : 59 1-593)。

以下、そのほかの培養理論が提示された後の激しい論争がやや落ち着き、理論の精緻化が進んだ時期から、こんにちにいたるまでに示されたものをいくらか列挙する。

- 三上 (1987) : 他の認知効果研究との理論統合
- Gerbner (1990) : 異なる文化領域間での比較研究
- 水野 (1991) : 培養効果の存在自体の立証、長期のパネル調査に基づく培養の因果関係の明確化
- 斉藤 (1992) : 培養の因果関係の特定、受け手のメッセージ解釈、心理的メカニズムの解明、適用可能な事例の明確化
- Potter (1993) : 培養効果概念の強化、メディア利用形態、因果関係の再検討
- Shrum *et al.* (2001) : 調整変数の明確化
- 斉藤 (2002) : 分析対象とするテレビメッセージのレベルの明確化、心理的メカニズムに関する精緻化、主流形成概念の洗練、「利用と満足」研究との関係の再検討、独立変数の再考、メディア環境の変化の考慮、他の効果理論との比較検討
- 大坪 (2003) : メッセージ分析法の改善、質的調査の導入

培養理論で示される独立変数と従属変数との相関関係は、必ずしも強いものではないが、その関係性自体はすでに実証されている。これらの課題から推察されるのは、分析手法の改善が最大の課題であることに疑いはない。

なお、2000 年代以降、従来の培養理論のアプローチを超越するような研究がトレンドとなっている。具体的には、マクロレベルからミクロレベルへの焦点の移行と、メディアのメッセージから受け手への関心の移行が挙げられる (Potter 2014 : 1021)。Potter (2014) によると、2010 年から 2014 年にかけて公表された、培養理論に関連する立証的試験 (empirical test) を行った研究のうち、Gerbner が想定していたようなオリジナルな手法が用いられていたものはわずか 8% しかなかったという (Potter 2014 : 1023-1024)。培養理論は、メディアが時間をかけて巨大な集合体、つまりは大衆に影響を与えるというマクロレベルの現象に焦点を当てている制度理論としての独自性を失い、培養理論の研究は、特定のメッセージの要素に対する短期間の反応を確かめる方向へと向かっている (Potter 2014 : 1032)。

確かに、ここ 10 年ほどの間にも、100 以上の研究で培養理論の発展が試みられているものの、それらは理論の焦点がよりミクロレベルに限定されている。共同研究者らは、それらの中には「培養」効果と呼ぶことができるのか疑わしいものもあるものの、それらも培養効果として認めざるを得ないだろうと述べている (Morgan and Shanahan 2010 : 349)。しかしながら、Gerbner が繰り返し指摘していたように、培養理論の独自性は、そ



の「マクロ」な効果に焦点を当てることに認められる。これまでに多角的に提示されてきた課題点でも、マクロな視点に基づいて培養理論の精緻化を図ることが求められている。

## 2. 輿論の培養

それらを踏まえ、ここで問題としたいのは、もともと培養理論が、全体の平均値という基準を用いて視聴の軽重を決めている点と、培養効果の判定に質問法を用いている点である。これらの分析手法の修正を試みることによって、培養理論のもつ「マクロなインパクト」を強化することにつながると思われる。

Gerbner は「培養」概念について、単なる「効果 (effect)」に置き換えられるものではないとしたうえで、以下のように説明する (Gerbner 1998 : 180)。

テレビは、イメージ、意見や信念を単純に「生み出し (create) 」たり、「反映し (reflect) 」たりするものではない。むしろ、それはダイナミックなプロセスの不可欠の側面である。…培養は一方向のものとしてではなく、むしろ重力 (放射) のようなプロセスとして考えられるというのがポイントである。

そして、このテレビの有するダイナミックさを現代の代表的および支配的な文化的な力として捉えようと試みるのが培養理論であると彼は述べる (Gerbner 1998 : 191)。そこで、培養理論のもつマクロな視点を背景として、調査によって導かれる「数値の連続的変化」が「世論」であるという佐藤 (2008 : 291) の指摘を踏まえると、本来、培養理論が従属変数とすべきは、調査によって導かれた「テレビ寄りの回答」と呼ばれる短期的な「世論」なのではなく、より長期的な人々の理念に基づく「輿論」なのではないだろうか。つまりは、ミクロレベルの短期的な影響とマクロレベルの長期的な影響は、それぞれ「世論 (セロン)」と「輿論 (ヨロン)」(または公論) の区別に投影することができよう<sup>(10)</sup>。

参政権が拡大した 20 世紀以降の大衆民主主義の下では、それ以前の近代民主主義のように「輿論」は議会だけに集約されないとする指摘はあるものの (谷藤 2010 : 13)、モデルとしては、輿論は議会での議論を通じて、理性的に表出されることが期待されており、それは各人の有する「世論」に還元されるものではない (谷藤 2010 : 9-11)。いうまでもなく議会の究極の目的は立法行為にあるため、最終的に輿論は立法を通じて具現化される。

さらに、現代の政党政治では、選挙で公約を提示し、それを基準として有権者は投票行動を決定することが前提となっている。この点で、輿論は政党の提示する政策や立法行為をもって具体化される。言い換えると、一般意志としての輿論の変化は、こうした政策や立法の長期的な変化の推移を観察することによって確認することができよう。これらを踏

まえると、修正理論では、テレビの表象を独立変数とし、それに関連した政策および立法の推移を従属変数とみることを提唱したい。

### 3. ステレオタイプ

共同研究者らは、テレビ視聴が社会変化にもたらす作用について、①テレビのメッセージは、社会運動や社会変化を妨げ (impede)、遅らせる (retard) 可能性がある、②均質化のプロセスは反復的に生じるために、培養格差が徐々に縮小するとの仮説を挙げている (Shanahan and Morgan 1999 : 161)。そのうえで彼らは、「テレビのメッセージが社会変化の先頭に立っているととても期待できない。逆に、われわれは、テレビは社会変化の遅れをとることになると予想する」(Shanahan and Morgan 1999 : 162) と述べている。

彼らはこの仮説について十分な検証を行っていない。しかし、テレビから流されるイメージが「ステレオタイプ」に基づくものである場合、それが世論を過剰に刺激し、政策をミスリードすることにつながる可能性があることは、黒人や性的マイノリティの事例などを考慮する場合に首肯できる。つまりは、ステレオタイプに依拠したメッセージがテレビを通じて受け手に伝えられることにより、社会変化に対する「負」の方向へと作用する世論が形成され、変化を停滞させ得る社会全体の「輿論」もそれと同じ方向へと向かう可能性がある。こうした点を踏まえると、①テレビ視聴の効果は、社会の輿論となって表れ、それは政策の提示や立法行為を通じて表出される、②コンテンツの表象が「ステレオタイプ」に基づいている場合、社会変化の「負」の方向へと作用する培養効果が認められるという2点が導かれ得る。

そのため、限定的な被験者に対する実証実験による測定ではなく、より一般的な政策動向の分析を大きな柱とすべきであろう。2つの長期的な期間を比較し、そこに漸次的な政策上の変化があり、かつそれがマス・メディアの表象による影響を受けた輿論によって導かれたとされる場合に培養効果が生じたと考えるべきである。

## 第5節 培養理論分析とLGBT

本章ではこれまでに、Gerbnerらにより提唱された「培養仮説」分析について、人々の長期的な意見としての「輿論」を用いた、マクロな培養仮説分析への展望を試みた。現状のミクロな効果分析手法から、筆者の想定するマクロな分析手法の提唱は、より慎重に検

討する必要があるため、本論文では問題提起を行うにとどめ、今後の研究における最重要課題の1つとして位置付けたい。

とはいえ、ミクロな培養分析により相当数の研究成果がすでに蓄積されている。本論文との関連において、LGBTの表象に関して培養理論を手がかりとした研究も僅かながらに存在する。Morgan (2018)によると、LGBTをテーマとした培養分析研究としては、Duggan and McCreary (2004)、Bond and Compton (2015)、およびBond and Miller (2017)の4つがある。本節では、それぞれの研究を検討する。

DugganとMcCreary (2004)によるBody image, eating disorders, and the drive for muscularity in gay and heterosexual men: The influence of media imagesでは、メディアのイメージが心身の健康状態にどのように影響するのかを分析している。具体的には、以下の3つの仮説が提示され、これらを検証するためにインターネットを利用した調査(N=96、うちゲイ67名、ヘテロセクシュアル29名)が行われた。

仮説1 ゲイの男性は、ヘテロセクシュアルの男性よりも、よりポルノグラフィ、および筋肉&フィットネス雑誌を利用する。

仮説2 ゲイの男性は、ヘテロセクシュアルの男性よりも身体的不満足が全体的に高い。とりわけ、ゲイの男性は不適応な摂食障害、マスキュリティへの打ち込み、そして社会的体格不安の程度が高いことを証明する。

仮説3 筋肉&フィットネス雑誌、およびポルノグラフィの利用は、ヘテロセクシュアルとゲイの男性にとって、身体的不満足レベルに対して、ポジティブに関連がある。

分析の結果、仮説1および3については否定され、仮説2のみが有効とされた。そのうえで、それらの雑誌への接触の増加は、性的指向にかかわらず、身体的満足度の減少と関連があること、さらにポルノグラフィの利用は、ゲイの男性にとって社会的体格不安にポジティブに関係があることが分析の結果として得られている。

しかしながら、この論文では、培養理論分析が直接に用いられているわけではない点に注意が必要である。本文において一部で「培養仮説」への言及があるものの、GerbnerやMorganなどの培養理論研究における第一世代を引用したものではない点、分析対象がテレビ番組ではなく雑誌である点を考慮すると、培養仮説という概念を借用したにすぎず、培養理論分析の先行例として参照するには無理があるように思われる。

BondとCompton (2015)によるGay on-screen: The relationship between exposure to gay characters on television and heterosexual audiences' endorsement of gay equalityでは、Schiappaらが2005年に提唱した「疑似社会接触仮説 (Parasocial Contact Hypothesis)」の考えを背景に、「成人形成期」のヘテロセクシュアルのサンプルから集められた横断調査データを用いて、テレビ番組におけるゲイのキャラクターへの接触と、社会におけるゲイの平等への支持との間にある関係が分析された。分析に際して、以下の3つの仮説が提唱された。

仮説 1 ゲイを含んだ番組を追求しようとする動機をコントロールした場合にのみ両者の間にポジティブな関係が存在し  
うる

仮説 2 オープンリー・ゲイの人と個人的な関係を有する参加者よりも、そうした関係を有しない参加者のほうが、ポジ  
ティブな関係はより強くなる

仮説 3 人種的少数派よりも、白人の参加者のほうがポジティブな関係はより強くなる

分析の結果、仮説はすべて立証され、とくに仮説 2 は強固になった。総じて分析によ  
り、有効な状況におけるヘテロセクシュアルのキャラクターと交流のある標準化された G  
のキャラクターは、ヘテロセクシュアルの視聴者によってポジティブなものとして、さら  
に満足感の得られるものとして知覚されうるということが示されたものの、より長期的な  
パネル調査が必要であること、バイセクシュアルやトランスジェンダーが含まれていない  
ことが課題として挙げられている。

最後に、Bond と Miller (2017)による *From screen to self: the relationship between television exposure and self-complexity among lesbian, gay, and bisexual youth* について概評する。同論文は、テレビにおけるメッセージが、センシティブな人々の健康に  
いかなる影響を与えるのかを考察するため、LGB の若者のサンプル (N=546) の間で  
の、「テレビ利用」、「自己複雑性」、および「幸せ」の間にある関係性を調査している。

それによると、ゲイおよびレズビアン指向のテレビの重視聴者である LGB の 10 代たち  
は、そうした番組が、現実に LGB 当事者が置かれる状況を正確に描写し得ていないため  
に、軽視聴者と比較して、より自己複雑性を有している。さらに、主流 (mainstream)  
のテレビの利用とポジティブな自己複雑性との間に存在するネガティブな関係性は、テレ  
ビ上の LGB 当事者の多様な描写が欠如していることに起因するとされている。結果とし  
て、各人完全に異なるパーソナリティと性格を伴う多様な役割の中における LGB のキャ  
ラクターの描写が、LGB の若者に対して、一連の多様なロールモデルを提供しようという  
ことが示されている。同論文では、ガーブナーらが培養理論研究で用いた“重／軽視聴  
者”との概念に加え、「主流形成」という主要な概念が用いられている。しかしながら、  
同論文における分析では、必ずしも培養理論がその中核に位置づけられているわけではな  
く、培養理論研究との関連性は弱いと言わざるを得ない。

以上、培養理論分析の共同研究者の 1 人である Morgan が関連研究として挙げた 4 つの  
論文を整理した。ここからわかるように、培養理論分析において LGBT は主たる研究対象  
とはなっていない。すなわち、かつての「テレビにおける暴力描写」のように分析対象と  
して特定されたことはない。LGBT の社会的受容を検討するにあたり、テレビの表象が、  
偏見の形成のように否定的に、あるいは受容へ向けて肯定的に作用したのかを長期的な視

点から分析することが必要であろう。この点で、本研究はこれまでに組み込まれていない課題へと挑戦しているのである。

★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★

本章の結語として、1つ挑戦的な問題提起をしておきたい。それは、これまでメディア研究に携わる者は、「テレビ」というメディアのもつ影響、あるいは効果に納得のいく答えを出すことができただろうかということである。2000年代に入り、かつて「ニュー・メディア」と呼ばれていたテレビはすでに「オールド・メディア」と呼ばれるようになり、メディア研究の関心の中心から逸れたように思われる。

たしかに、SNS等のソーシャル・メディアが有する問題点を明らかにすることは重要である。若者の「テレビ離れ」が指摘されて久しいが、それが誤りであることは周知の事実である。Gerbner (1987) は、人々をより惹きつけるものが日常生活の中に登場しない限り人々はテレビを見続けるだろうと述べていた (Gerbner 1987b : 9)。しかし、「スマホ」が人々を惹きつける現代においても、テレビの画面はスマホのディスプレイに取って代わられたのではなく、両者が「相乗効果」を発揮する場面が多くみられる。

このように、テレビの表象はもはやそれだけで完結するものではなく、「ニュー・メディア」にも波及し、その効果はますますマクロな方向へと進行している。テレビを「オワコン」と嘲笑するだけでは何の解決にもならない。本稿で提唱したような「輿論」を従属変数とみる培養分析理論を、受け手のメディア利用の動向も踏まえながら実証的に精緻化していく分析に着手することが必要である。

〔注〕

- 1 20世紀後半のマス・コミュニケーションに関する代表的な雑誌に掲載された論文を分析し、いかなる理論が援用されていたかを調査した **Bryant and Miron (2004)**によると、培養理論は1970年代半ばから80年代後半にかけてとりわけ参照され、その後も緩やかに利用され続けているという。また、それによると、同時期に培養理論は、フレーミング理論やアジェンダ設定論などに次いで頻繁に用いられていた。
- 2 実証的な調査結果に基づいた効果研究を提唱するアメリカ流の「経験学派」に対して、1970年代になり、米国中心の経験学派に対して批判的な立場をとる勢力が英国で形成された。批判学派の理論は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス (LSE) を中心に発展したカルチュラルスタディーズの発展と密接な関係を有しており、それら批判学派の中心人物であったスチュアート・ホールは、メディアを利害や価値に関する合意形成過程における「意味表示の機関」として捉えていた。批判学派の発展動向については本論文の主題との関連は薄いためここでは省略したい。
- 3 <http://web.asc.upenn.edu/gerbner/archive.aspx> を参照。アーカイブでは200本以上の論文がフリーアクセス可能となっている。
- 4 このうち、③リテラシーを要しない点については、確かに識字能力を必要とせず、映像の有するインパクトによって、幼児でもその内容を理解することは可能である。しかし、当然ながら、その表象を批判的に読み解く力としてのメディア・リテラシーは要求されるべきである。
- 5 なお、Gerbner は、「マルクスがこんにち生きていたならば、彼はテレビを宗教ではなく、『大衆のアヘン (opiate of the masses)』と呼ぶだろう」と指摘する (Gerbner 1987a : 5)。
- 6 ただし、ここでの「儀式」とは、前段ように宗教的なニュアンスを含むものではなく、決まった時間にテレビを視聴するといった「規則性」を指している。Gerbner は、人々がテレビを「番組ではなく、時間帯によって (by the program but by the clock)」視聴しているということを繰り返し指摘している。
- 7 本稿に直接関係するものではないが、cultivation は「陶冶」と訳出されることもある。例えば、関口正司 (1989) は cultivation を陶冶と訳したうえで、J・S・ミルの政治思想を考察している。
- 8 社会化とは、「無力な幼児が徐々に自己自覚をおこない、理解力をもった人間になり、その子が生まれおちた文化のならわしに習熟するようになる過程である」(Giddens 2006 = 2009 : 64)と説明される。現代では、人間は産まれた瞬間からテレビによって作られた文化の中で生活するために、Gerbner はコミュニケーション効果理論のうち「事前事後モデル」を、テレビに接触する「前」の段階はもはや存在し得ないとして否定する。
- 9 なお、両者の概念に対しては、Hirsch 1981 : 25-31 のなかで批判されている。
- 10 佐藤 (2008) は、Public Opinion の概念について、明治大正期に日本で用いられた「輿論」と「世論」の区別に従い、「公的意見」を輿論と呼ぶのに対して、「国民感情」を世論と呼ぶことを提唱している。

## 【第4章】英国社会と LGBT - 社会的受容の過程の整理

繰り返しになるが、本研究の目的は、現代英国において、公共サービス放送である BBC が、LGBT の社会的な受容に対していかなる影響を与えたのかを考察するとともに、公共サービス放送とマイノリティとの関係について、その取り組みを通じて検討することにある。

ここまで論じてきたように、BBC は LGBT の社会的受容に向けて取り組んできた。さらに、マス・メディアの表象は、確かに人々の価値観や意識の形成に大きく作用することが分かっている。したがって、英国社会の中で最も影響力のあるメディアである BBC が LGBT の権利促進に向けて取り組めば、事は容易なようにも思われる。

ただし、当然ながら、現実はそう単純ではない。マイノリティが社会の中で居場所を見つけるためには、何よりもまず「政治」によって必要な支援が提供される必要がある。本章では、マイノリティの社会的受容における重要なアクターである政治が、現代英国において LGBT の政治的および社会的な受容の過程を検討する。大枠としては、英国では 1885 年に同性愛が「犯罪」化されたのち、2004 年に同性婚が「合法」化されたものの、社会的な受容が遅々として進展しない状況があった。

## 第1節 議論に先立って

本章では、主に第二次世界大戦以後、現在に至るまでの英国における LGBT の社会的受容の歴史的展開とその背景を整理する。社会の中でマイノリティの人たちがあるコミュニティに受け入れられる過程においては、一般に「社会的包摂 (Social Inclusion)」が用いられることが多い。英国政府のチャリティ委員会 (Charity Commission) によると、社会的包摂は、

「社会的排除 (social exclusion)」と反対の効果を説明するためにしばしば用いられる。それは一般に、社会的排除を導く、あるいは導いてきた状況や習慣を変えるためにとられるポジティブアクションに由来するものである。また、それは人々あるいはコミュニティが社会に完全に参加することを可能にすることを目的としている

と説明されている<sup>1</sup>。すなわち、社会的包摂においては社会への「完全な参加」が必要条件となっている。しかしながら、LGBT の社会における状況を考慮すると、ヘテロセクシュアルによって形成されている現代社会のなかに、彼らが完全に参加しているとは言い難い（さらに、将来的にも、完全な参加としての「包摂」を期待することは困難であるように思われる）。したがって本論文では、包摂ではなく、より広い意味での「受容 (acceptance)」という表現を用いている。いずれも社会的排除と対極に位置する点に相違はないが、より現状に即した表現となっている。

英国では、1885年の刑法改正によって同性愛が犯罪化された。その後、1967年の性犯罪法によって非犯罪化され、2004年に市民パートナーシップ法が制定されたことにより同性婚が合法化された。同性愛の犯罪化から同性婚の合法化までの過程で、多くの LGBT が自身のセクシュアリティを理由として罪に問われ、市民社会から排除されてきた。かつては LGBT を社会から排除しようとしていた政府だが、こんにちでは社会の一員に積極的に組み込もうとし、彼らの福祉を保証しようとして取り組んでいる。何が政府や政治に対してそのような方針転換を迫ったのだろうか。

Buckle (2015) は、LGBT の社会的受容を考察するにあたって、「政治と法」、「メディアにおける表象」、そして「LGBT の生活」という3つの領域を検討すべきであり、なかでも「メディアにおける表象」は現代社会では最も可視化され、最も影響力を持ちうると指摘する (Buckle 2015 : 219)。なお、この時期に英国の市民が目にしてきたテレビや映画のホモセクシュアルな表象のすべてを捕捉することは現実的ではない。しかしながら、Sebastian Buckle (2015) は (英国で制作されたものに限るが) そうした表象の中にある重要な情報 (snapshot) を分析することによって、マス・メディアが視聴者を教育し、人々の生活を反映するなかで、何を重要視していたのかという点に関する一例を示すこと



ができる」と指摘する (Buckle 2015 : 53)。本章では、これらの3つの領域について、それらに関連づけながら、以下の時代区分に従って論じる。

## 1. 時代区分

第二次世界大戦後から、こんにちまでの間、LGBT に対する政策は、受容に向けて円滑には進展してこなかった。Chaney (2013) は、政府の立法政策の趨勢に従ってこの期間を3つに区分している。それによると、まず、1945年からサッチャー保守党政権が誕生する1979年までの期間、次に、サッチャーおよびメジャー政権期の1979年から1997年までの期間、そして、ブレア政権が誕生した1997年以降の期間の3つである。その上で、彼はそれぞれの期間について、「選挙のアジェンダから排除されている」時期、「高まるセイリアンス」期、そして「限られた進歩」の時期と呼んでいる。

また、こうした政策動向のみならず、社会文化の面から整理することもできる。まず、1960年代後半から1970年代初頭にかけての「ゲイ解放」の時期である。この期間、多くのサブカルチャーやカウンターカルチャーの集団に対して、居場所を提供しようとしていた左派勢力による非常に大きな社会変化 (huge social change) が生じていた。次に1970年代後半から1980年代にかけての「目に見えるサブカルチャー」の時代である。この時期、商業シーンやサブカルチャーのなかでゲイの表象が取り上げられるようになった。ネガティブなものや、ステレオタイプに基づいたものが多かったものの、ゲイのアイデンティティが一応は可視化したといえる。そして、1980年代後半から1990年代にかけての「メインストリーム化」の時代である。従来の商業シーンで顕著であった「白人で、若くて、美しい」というステレオタイプには必ずしも合致しないLGBTの人たちが可視化されるようになった (Buckle 2015 : 66, 74, 219-220)。

政治・政策面、および社会・文化面による時代区分はおおむね合致しているものの、本論文では、メディア効果論における培養理論を踏まえ、輿論によってもたらされた立法 (政策) を分析することを背景に、前者のChaneyによる3つの区分を用いて、それぞれの時期でLGBTの社会的受容がいかんして進展してきたのかを整理する<sup>2</sup>。

## 2. 前史 : 1945年までの道のり

本論に入る前に、まずその前史として、第2次世界大戦終結以前におけるLGBTの社会的な立場を概観する。おおむねこの時期、LGBTは英国内の保守的なヴィクトリアニズムとキリスト教の強い影響の下で、「病理」あるいは「犯罪者」として認識されていた<sup>3</sup>。

LGBTに関する法律上の制約は、1533年に「男色法 (The Buggery Act 1533)」という法律が制定されたことに始まる。この法律では、必ずしも男性同士のホモセクシュアル「行為」に焦点を当て、これを罰するものではなかったが、次第に拡大解釈されるように

なった。その結果、同法は主として「男性間の行為」に有罪（最高刑は死刑）判決を下すために用いられた。その後、1828年になり「男色法」は廃止され、新たに「1828年対人犯罪法（Offences against the Person Act 1828）」が制定された。この法律では、男性間の性的行為について以下のように定められている。

#### XV (ソドミー)

下記の通り法律で定める。男性あるいは獣姦を行ったすべての人は、忌まわしきバガリーの罪により有罪となり、死刑に処するものとする。

野田（2006b）は、キリスト教などの宗教面から LGBT の社会的受容を捕捉している。つまり、「社会純潔運動」によって導かれた同性愛の違法化を起点とし、その後 20 世紀半ばあたりから進行した急激な世俗化による宗教的価値観の凋落や、人権概念に対する絶対視などを踏まえた大きな時代の潮流としてこれを捉えている（野田 2006b：68）。

ジョセフィン・バトラーなどの「福音主義」＝プロテスタント派によって展開された社会純潔運動においては、その当時、社会で問題となっていた少年少女の売春と同性愛が、ともに上流階級の男性による過剰な性的欲望の結果として生じたものであり、さらにキリスト教の理念において神聖視される「家庭」の純潔を侵すものとしてみなされていた（奥田 2011：320-321；野田 2005：143）。こうした社会純潔運動の流れのなかで、1885年に刑法改正法は制定された。同法第 11 条は、一般に「ラブシェール修正条項」と呼ばれている。同法第 11 条では、次のように定められている。

公的な場と私的な場とを問わず、他の男性と著しい猥褻行為を行った男性、またはその行為に参加した男性、あるいはその行為を斡旋した男性、また斡旋しようとした男性は、すべて軽犯罪を犯したとして有罪であり、裁判所の裁量において 2 年以下の懲役刑と重労働、あるいは二年以下の懲役刑に処す。

ここでは、男性同士の「親密な行為」が「著しい猥褻行為（gross indecency）」と規定されている。同法はプロテスタント的な中産階級が唱える「純潔」という概念を、法文上明確化することで「売春問題」を根絶することが意図されていた（野田 2005：130）。とはいえ、1533 年男色法と同様に、同法も適用上拡大解釈され、ある男性相互間に何らかの実地的な「行為」がなくても、彼らのあいだに存在するあらゆる形態の「関係性」を摘発するために用いられるようになった（野田 2006b：64-65）。つまりは、社会における同性愛の排除に向けて作用するようになったのであった。

これらの法律では、犯罪となる行為の主体が男性に限定されているが、女性同士の行為についても問題視されていた。たとえば、1921 年には女性同士の行為を違法化するための刑法改正案が下院議員によって提案された。この動きの背景には、性別を問わず強制猥褻行為から 16 歳以下の子供たちを守る必要があるというという事情があった。しかし、実

際には議論を通じて、「レズビアニズムは不快」であったり、「社会の根本的な制度を攻撃する」といったりする意見が出されていた<sup>4</sup>。この法案は、庶民院および貴族院の両院で否決されたものの、男女の別を問わず、LGBTを「犯罪者」としようとしていた証左であるといえよう。

## 第2節 1945年から1979年まで - クローゼットの外へ

### 1. 非犯罪化と『ウォルフエンデン報告書』

Chaneyがこの時期を「選挙のアジェンダから排除されている」時期と特徴づけたように、たしかにLGBTに関する問題が政党のレベルで取り上げられることはなく、総選挙のマニフェストでも言及されていなかった。その理由を彼は、1965年に提出された性犯罪法案などの非犯罪化に向けた改革案や、これに関連する法案の提出が選挙の期間と重複しなかったこと、そしてこの問題が個々の議員の個人的な信念に基づいて主導されていたことに求めている。しかしながら、その時期の内閣（特に保守党内閣）が、意図的に選挙の脱争点化を図るために時期をずらした可能性は必ずしも否定できないのではないだろうか。

1954年、レディング大学で教育学を担当していたジョン・ウォルフエンデン卿（Sir John Wolfenden）を委員長とする委員会が議院に設置された。この委員会は、一般的に「ウォルフエンデン委員会」と呼ばれており、その正式名称は「同性愛犯罪と売春に関する委員会（The Committees on Homosexual Offenses and Prostitution）」であった。委員会が設置された背景には、ラブシェール修正条項の下で、ゲイの男性が逮捕・起訴される事例が増加していたことがあった。とりわけアラン・チューリング（Alan Turing）やエドワード・ダグラス＝スコット・モンタギュー（Edward Douglas-Scott Montagu）といった社会的に知名度が高い人たちが、同法の下で「犯罪者」とされたことを受け、法律の正当性が疑われるようになっていたことがある<sup>5</sup>。

同委員会は、およそ3年の議論を経て、1957年9月に『ウォルフエンデン報告書』を公表した。報告書では、「著しく性的なホモセクシュアル行為」を行った刑事罰の対象となりうる「ホモセクシュアル犯」と、「同性の人々を求める性的傾向」である「ホモセクシュアル」とが峻別することが示された。彼らの「行為」についても、それが私的領域で、かつ双方の合意に基づくものであれば（いわゆる「性的同意年齢」をめぐる議論は残されたままであるが）犯罪性を帯びないものとされた。

また、戦後初期の英国では、ホモセクシュアル＝「病理」との見方がタブロイド紙を媒体として広がり、人びとの間で定着していた。こうしたLGBT＝病理であるとの見解につ

いて、報告書は「深い疑問」(伊藤 2007 : 204) を投げかける一方で、これを完全には否定しないという曖昧な態度をとっている点は問題があるといえよう。

加えて、「同意年齢」をヘテロセクシュアルの 16 歳に対して、21 歳とするとの結論に対して、その根拠づけが弱いという欠点も含んでいる。ただし、こうした点を考慮に入れても、1950 年代という、「保守党政権下の反ホモセクシュアル強硬派が、政府や警察内で相当の力を有していた時代」(伊藤 2007 : 211) において、報告書は、ホモセクシュアリティの合法化の起点となったという点で、「画期的な出来事」(伊藤 2007 : 198) だった。

なにより、ウォルフenden委員会の最大の成果は、LGBT の存在がまだ社会的に認知されていなかった 1950 年代において、彼らを独立した社会の構成員とみなし、その社会的生活を可視化したことにあった。また、LGBT に関する調査に社会科学的手法を導入したことにより、政府機関や慈善団体がこの種の調査を実施することを促した (Waters 2013 : 202)。

## 2. さまざまな団体の結成とそのパワー

1950 年代後半以降、英国では LGBT に関連した運動などが活発に行われるようになった。ここでそれらすべてを捕捉することはできないが、主要なものは取り上げたい。まず、1958 年に男性間の同性愛の非犯罪化を目指して、「同性愛に関する法の改正を求める会 (The Homosexual Law Reform Society : HLRS)」が発足した。同会がロンドンで開催した第 1 回目の会議には千人以上が参加した。また、それと同時に設立された「アルバニートラスト」は、男性同性愛者に限定されず、LGBT のための先駆的な相談組織として発展した。

1963 年には、英国で初めてとなるレズビアン社会・政治組織である「マイノリティ調査グループ (The Minorities Research Group)」によって、レズビアンやバイセクシュアルの女性を対象とした月刊誌『Arena Three』が創刊された。この団体は、レズビアンを「中流階級で上品な」ものであるとのイメージを社会に伝え、彼女たちのことを、本質的に男性を求めているものとして理解する社会における「男性的解釈 (male construction)」と闘っていた (Buckle 2015 : 70)。しかしながら、『Arena Three』はすべてのレズビアンの女性たちが自由に手に取ることができたものではなく、その購読には夫の許可が必要であり、ほとんどのレズビアンたちは同誌を読むことはできなかったとの指摘がある (Buckle 2015 : 69)。

その翌年には、「北欧ホモセクシュアル関連法改正委員会(NWHLRC)」が設立され、国境を越えて LGBT に対する法的平等と社会的平等を促進することが目指された<sup>6</sup>。

そして 1966 年にはトランスジェンダーを支援する団体である「ボーモント共同体 (Beaumont Society)」が設立された。この団体は、医師や法律関係者に対して、トランスヴェスティズム(異性装)についての正しい情報を提供し、正確な調査の実施を促すことを目

的としていた。この時期に設立された多くのコミュニティが、1980年より前に解散したなか、ボーモント共同体は英国で「最も大きく、最も歴史あるトランスジェンダーの支援団体」として現在も存在している<sup>7</sup>。このように、1967年性犯罪法の制定までの市民社会における取り組みの特徴の1つは、その対象がゲイに限定されず、レズビアン、バイセクシュアル、そしてトランスジェンダーを広範に包摂していた点にあるといえよう。

### 3. 1967年性犯罪法の制定

しかしながら、同性愛の非犯罪化は容易なものではなかった。当時のマクミラン保守党政権は報告書の提言を容認せず、その後、ウィルソン労働党政権のもと、1967年性犯罪法の制定により、「私的な領域における21歳以上の2人の男性間でなされるホモセクシュアル行為」が非犯罪化された。報告書の公表から、こうした「行為」の非犯罪化に至るまでの10年間は保守党による政権期であった。すなわち、保守党が同性愛の非犯罪化における大きな「阻害要因」となっていたとも理解できよう。

では、保守党が強い影響力を有していたなかで、何が非犯罪化に向けた「推進力」となったのだろうか。この10年間の過程について野田(2006b)は、「そこには性に対するリベラリズムという社会の風潮の変化のみには還元できない、イギリス特有の歴史的・社会的文脈、また当事者たちや彼らを取り巻く人々の動きが見出せるのではないだろうか」(野田 2006b : 73)と提起する。リベラリズムの理念が、LGBTに限らずマイノリティの受容と親和性が良いということはある程度理解されているところである。しかしながら野田は、リベラリズムによる影響よりも、「当事者」たちの働きによる成果を強調している。つまり、LGBT当事者やいわゆる“アライ”たちの努力により同性愛者の「個人化」「人格化」が進んだことにより、彼らの非犯罪化への道が開かれたというのである。

この頃、マーガレット・サッチャーを含む多くの議員がホモセクシュアルの男性に関する非犯罪化を支持していた。しかしながら、それは彼女たちが、必ずしもホモセクシュアルな行為やふるまいを容認していたということを意味するものではない(Buckle 2015 : 106)。さらに、こうした法改正は、LGBTの社会的受容を促進するどころか、かなり辛辣な言葉を伴うネガティブなステレオタイプに拠って展開された、新たな政治的な反抗(hostility)とバックラッシュを導くことにつながった(Buckle 2015 : 92)。

なお、性犯罪法の制定により、同性愛は法律の上では「犯罪」ではなくなったが、社会的な「病理」ではあり続けた<sup>8</sup>。戦後、「ホモセクシュアル＝病理」という構図を社会に定着させたタブロイド紙は、この頃には一転して、ホモセクシュアルの脱犯罪化を支持していた。しかし、それは積極的な支持ではなく、大多数のヘテロセクシュアルの人々が耐えるべき「病理」として消極的な支持であった(Buckle 2015 : 49)。

1968年には、ホモセクシュアリティを「精神障害」と分類したDSM-IIが世界保健機関によって採用され、英国でもこの基準が使用されるようになった。これにより、多くの

LGBT が、精神障害者の扱いを受け、「治療」と称した屈辱的かつ苦痛を伴う扱いに苦しむことになった。

#### 4. GLF の設立

70年代になると、彼らの存在が社会の中でさらに可視化され、当事者たちによる「運動」が活発化した。その始祖的存在でもあり、その後の運動に大きな影響を与えたのが、1970年に設立された「ゲイ解放戦線（GLF）」であった。GLFはロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）で最初の集会を開催し、参加者に「カミングアウト」を推奨し、社会変革に向けた戦いを促すといった、相当に急進的な団体であった。それは、LSEというカルチュラルスタディーズの拠点ともいえる場所でその活動を開始したことからもうかがえよう。Lent（2003）は、70年代のGLFと80年代後半から90年代初頭にかけて展開された運動との間にある対比を強調するなかで、GLFの特徴を次のように示している。

- ・GLF参加者の多くは、自身をマルクス主義者と捉えており、その「革命精神」に基づき、資本主義や婚姻制度、軍、教会などを敵視していた。
- ・マルクス主義の思想を潮流にもつGLFは、LGBT当事者による「自己抑圧」を疑問視し、「ブルジョア層」の伝統を総じて拒絶することが解放にとって重要であると考え、さらに解放運動と、資本主義や家父長制によって持続させられているあらゆる形態の抑圧に反対する運動との間に強いつながりを感じていた。
- ・マルクス主義者とラディカルなフェミニストの影響を受け、社会を「支配階級」とそれ以外の「サバルタン階級」とに二分して捉えている。これは、人種や階級、世代間の対立と解放を強調する60年代に一般的な急進主義のなかに群居する多くの活動家に訴えかけるところとなった。
- ・LGBT当事者にとってはなによりも、GLFは彼らが「クローゼット」を出るための重要なパイプとして機能した。GLFが開催する社会におけるイベントが解放にとって大きな役割を果たしたのであった。

このようにGLFは、相当に急進的な性格を帯びていた。これはGLFに限らず当時のLGBTに関するさまざまな運動に共通する傾向であった。こうした運動がもつ反体制的な共産主義思想やマルクス主義思想の背景には、社会に浸透しつつあった「ニューレフト」思想があったといえよう。また、Buckle（2015）は、GLFにおける特徴として、①組織内の統治構造が常にマージナルな組織であった点、②地方組織でさえもロンドン中心主義的な要素が強かった点を挙げている（Buckle 2015：82）。

1972年にはGLFの主催で、英国で初めての「プライド行進」が開催され、トラファルガー広場からハイド・パークまでを約千人で行進した。しかし、GLFは急進主義や社会変革への野心以外には具体的な行動目標がなかった。そのため、組織としての統一性を維持することが困難となり、1973年には解散した。1970年代になると、マス・メディアのな

かで LGBT に関する表象がすでに見られるようになった。そのため、GLF などの集団を触媒とする必要なしに「クローゼットから出る」ことが可能な時代となっていた。

ちなみに、1969 年には G を対象とした雑誌『Jeremy』が創刊され、この中で男性同性愛者をそれまで主として用いられてきた“homosexual”ではなく、“gay”と表現していた。これは、読者が gay という語の意味を理解しているということの意味している (Buckle 2015 : 42) ことに加え、彼らのアイデンティティが社会の中で認知されはじめたことを意味するといえよう。

その後 1972 年には、フェミニズムや女性解放運動の登場を受け、レズビアンを対象にした雑誌『サッポー (Sappho)』が創刊されたほか、ゲイを対象にした新聞『Gay News』も発行された。『Gay News』紙は、GLF のメンバーを中心に作られ、差別問題や政治的社会的処遇の改善に加え、法改正に向けた運動も担っていた。

この時期の過程の特徴を整理すると、「病理」としての LGBT という見方を克服するとともに、いかに同性愛を非「犯罪」化するかという点が課題であった。その際、政治のレベルで可視化されたのは主に男性同士の同性愛であった。一方で市民レベルでは、すでにレズビアンやバイセクシュアルなどの多様な“非ヘテロセクシュアル”当事者の権利獲得が目指されていた<sup>9</sup>。後者の運動は、相当に急進的なものであり、当時の他の多くの運動と同じように、「革命」を志向するものであった。対照的に、前者の「漸進的な」脱犯罪化に向けた取り組みは、ある意味で「保守」性を帯びているように思われる。とはいえ、この時期の最大の特徴は、ホモセクシュアリティが社会の中で、いくぶんネガティブにはあるものの、可視化されたことにあるだろう。

### 第 3 節 1979 年から 1997 年まで - 市民社会の外へ

#### 1. エイズ危機とバックラッシュ

70 年代になると、「ゲイ・スタディーズ」や「レズビアン・スタディーズ」といった、「ウィメンズ・スタディーズ」の影響を強く受けた研究領域が確立されるようになった。これらの研究は、先にみた GLF のような「解放運動」との強い結びつきがあった。さらに、その名称が複数形になっているのは、研究方法や分析対象の複数性、いわば研究の広範さ、多様さを意味していると指摘されうる (古川 1996)。

1980 年代のマス・メディアにおける LGBT への態度は、概して新聞がネガティブであるのに対し、テレビや映画は比較的中立的であった。特に、かつて同性愛に病理としてのイメージを植え付けることに成功したタブロイド紙にとって、80 年代のエイズ危機は、彼らの「タブロイド・ジャーナリズム」にとっての「必需品」であった (Buckle 2015 : 13

0)。具体的には、「病理」、「不道徳」、「恐ろしいもの」、「性的に乱れたもの」、「肉食」、「病的な」、「子どもにとっての脅威」というレッテルを LGBT の人々に貼ることに腐心していた (Buckle 2015 : 136-137)。

そうしたなか、1981年にロンドン市内の病院で、カリニ肺炎で入院していた40代の男性がエイズにより死亡した。これが、英国で最初のエイズの死亡症例であり、その後英国のみならず世界的に、「エイズ危機 (the AIDS Crisis)」を経験した。そして、1984年頃からエイズ問題が次第に議会で取り上げられるようになった。エイズ危機によって社会が混乱している中で、1982年にバーモンジー選挙区で下院の補欠選挙が実施された。この選挙は、メディアを巻き込んで、セクシュアル・アパルトヘイトとも言われうるホモフォビアが展開された。

## 2. セクション 28

1983年、地方のある公立図書館に、スザンヌ・ボッシュ (Susanne Bosche) による児童書 *Jenny lives with Eric and Martin* が所蔵されていることを受け、『デイリー・メール』紙が「税金で子どもたちにホモセクシュアリティを促進している」などと地方議会を批判するなど、保守派を中心に抗議の声が挙がった。こうした批判は国政レベルにまで昇華し、サッチャー政権は1988年に地方自治法を改正し、その第28条では以下のように学校教育の場でホモセクシュアリティをとりあげることが禁止した。

(1) 地方政府は以下のことをしてはならない。

(a) 意図してホモセクシュアリティを助長することや、それを助長する意図をもって教材を発行すること

(b) あらゆる公立学校において、家族関係としてのホモセクシュアリティを受容するような指導を促進すること

(2) 前項のいかなる内容も、病気の蔓延に対処し、これを阻止するためのあらゆる取り組みを禁じないものとする。((3) 以下略)

同条項は「セクション 28」と呼ばれ、80年代後半から90年代にかけて、LGBTに関する運動の中心的テーマとなった。セクション 28の制定に際して行われた反対運動を契機に、89年には俳優のイアン・マッケラン (Sir Ian McKellen) などにより Stonewall UK が、さらに90年には OutRage! という2つの団体が設立された。前者は、LGBTに関する支援団体として現在、英国で最も影響力を有するに至っており、後者は、ロンドンにおけるゲイへの殺害、およびゲイに対する取締りの強化を背景に設立され、2011年に解散するまでの間、ゲイの権利獲得に向け積極的に行動する団体として卓越していた<sup>10</sup>。

同法が制定される前日の1988年5月23日に、セクション 28に反対する Boon Temple らレズビアン団体が、BBCの夕方18時台のニュース番組「THE SIX O'CLOCK NEWS」のスタジオに「侵入 (Invasion)」する騒ぎが発生した。番組の冒頭でメインキャ



スターの Sue Lally がニュース項目を紹介している背景で、女性が絶叫している音声がおよそ 1 分以上にわたり放送された。これを受け、Sue Lally は、「現在、スタジオで生じているかなりの騒音 (quite a lot of noise) が聞こえているかもしれません。申し訳ございません。これ以上にさらに侵入されるのではないかと心配しています。直ちに排除 (removing) されることを願っています」とコメントした。

また、BBC は夜 21 時台のニュース番組の中でこの出来事を報じている。その内容は次の通りであった。

[リード]

次は、今夜 BBC のスタジオで起こった出来事についてです。BBC は女性抗議活動家らが、どのようにして 18 時台のテレビニューススタジオに入ることができ、番組の冒頭部分を混乱させようとしたのかについて調査をはじめました。彼女たちは、今夜 0 時に施行される、地方議会がホモセクシュアリティを促進することを禁止する新たな法律に抗議していました。〔人名 (※聞き取れず)〕によるレポートです。

[THE SIX O'CLOCK NEWS のオープニング映像が流れる]

18 時台ニュース番組の冒頭から、何かがおかしいことは視聴者にとって明らかでした。

[実際の映像が流れる]

Sue Loil は視聴者に謝罪し、放送を続けました。カメラに映っていないところで、同じく司会者の Nicola Switzerland がその抗議者たちを拘束しました。スタジオの外では、カメラのケーブルに手錠をつながれていた女性が解放されました。もう一人は廊下でスタジオ用セットのソファーにつながれていました。女性たちは繰り返し抗議していました。女性たちがどのようにスタジオへ入ったのかについて、現在、調査が行われています。

[インタビュー映像 (トニー・ホールニュース及び時事問題部門編責) ]

今晚の出来事は許容し得ないものです。適切な調査が行われ、こうしたことが BBC のどのニュース番組において、確かに二度と起こらないようにします。そのうえで、私は、Sue Lally と Nick はあのような状況において見事に対応したと思っており、放送を続けることができたこと、そして BBC 自身に関するニュースが完全になくなることを確かにするつもりです。

[レポートまとめ]

手錠はカメラのケーブルについたままであり、18 時台のニュースが放送されている間に、抗議者たちは警察へと連行されました。

この出来事で注目したいには、まず、抗議活動家の「侵入」を受けて、BBC のキャスターが抗議行動を「騒音 (noise)」と言い表したことである。確かに、想定外の事態にもかかわらず何もなく放送を継続したキャスターの対応は賞賛にあたいするだろう。しかし、セクション 28 に反対する抗議活動であることは明らかであり、BBC の LGBT に対する視座を投影しているようにも思われる。次に、彼女らが BBC へ侵入したことの意味である。彼女たちは偽名を用いていたため、その正体は必ずしも明らかではないが、Colin Clews は、その前年に議会の上院に侵入した者たちと同一であると指摘する<sup>11</sup>。彼女たち

が、BBC のニューススタジオで抗議活動を行った背景は、BBC の放送が有する影響力の大きさがあるといえよう。すなわち、“BBC を通じてメッセージを伝えることができれば、法律の施行を止めることができるのではないか”といった考えがあったのではないだろうか。筆者は、BBC が LGBT の社会的受容の促進、あるいは社会的排除の過程におけるキャスティングボードを握っていると考える。この抗議活動は、失敗に終わったものの、この領域における BBC の役割を示唆しているという点で成功したといえよう。

彼女たち以外にも、さまざまな運動が展開されたにもかかわらず、セクション 28 が廃止されることはなかった。しかし、90 年代になると、これらの団体などの活動により、社会の中で LGBT が可視化され、彼らに向けた政策上および立法上の問題点が徐々に明らかになった。1992 年には、WHO が精神障害のリストからホモセクシュアリティを除外した。94 年になると、G の「同意年齢」が 21 歳から 18 歳に引き下げられた。同年 6 月、「レズビアンなどこの世に存在しない」というヴィクトリア朝的価値観に反対するため、「ロンドン・レズビアン・アヴェンジャーズ」が設立された。この団体は、のちに、「カミングアウト」したコメディアンサンディー・トクスヴィグ (Sandi Toksvig) を支援するキャンペーンを行うなどした。

### 3. 保守主義と理想の家族

本章が射程に捉える期間の展開をみてきたが、ここで特に議論されるべきは、主にセクション 28 の導入につながった「サッチャリズム」や「ニューレフト」がもたらした影響、およびそれを機に台頭した「運動」の軌跡であろう。クィア・ポリティクス (queer politics) の流れを考慮すると、これらは「同性愛嫌悪を露骨に表す道徳的保守」の段階と、「商業的文化的包摂」の段階とに区分される<sup>12</sup>。

エイズ危機によりゲイに対する社会的排除の風潮が増加する一方で、政治の領域でそれはまだ争点とはなっていなかった。この期間に実施された選挙のマニフェストにおいて、LGBT に関連した項目は 1% にも満たなかったが、それらはいずれも LGBT をネガティブに捉えたものであった。サッチャー保守党政権は、LGBT と、彼らが構成する「家族」（しばしば「ひとり親家庭」である）が、「偽り」のものであり、「真実の」家族形態ではなく、忌避されるべきものであるとみなしていた (Chaney 2013 : 107-109)。

LGBT に関する事項が政治の領域で顕在化していないということは、彼らの課題を政治が捕捉し損ねていたわけではなく、政党を問わず、LGBT に対する偏見や排除に向けた一定の「合意」があったにすぎないとも理解できよう。セクション 28 には、左派の側から、サッチャリズム＝保守＝道徳主義という軸でこれを批判する研究が多くを占めている。Waites (2000) はそうした左派の動向に反駁を加え、サッチャリズムの潮流の中での LGBT に対する見方の多様さや、変動、左派の側の議題設定力などを主張する。では、左

派の側はどのような運動を展開したのか。以下、この時期の運動について、先の GLF との比較を用いて、その特徴を描写する。

#### 4. リベラリズムの応答

繰り返しになるが、GLF の特徴はマルクス主義的革命精神に基づくその運動の急進性にあった。それに対して、Stonewall や OutRage! の運動の背景には「リバタリアリズム」の考えがあった。OutRage が有するリバタリアンの倫理観は、伝統的なものから常識にとらわれない (outlandish) ものまで、セクシュアリティに関する多様な選択肢を受け入れることにつながった。それは、OutRage! をあらゆる場所で生じるホモフォビアと闘うシングル・イシュー型の非イデオロギー的組織とすることを可能にした。このように異なる考えを背景に持つ両者の運動の性質については表 4 のように整理できよう。

【表 4】GLF と OutRage! の違い<sup>13</sup>

	GLF	OutRage!
背景思想	マルクス主義、急進主義	リバタリアリズム、個人主義
基本方針	自己抑圧からの解放、ストレイトによる支配への抵抗	社会における LGBT の包括的な受容
重視項目	強固な支持基盤に基づく直接行動、人海戦術	メディアを用いた視覚的間接的訴え
組織構造	イデオロギー主導の縦割り組織による分業制	ゆるやかな結合によるトップダウン型協働制

LGBT の社会的受容の歴史において、これらの運動は先導的な役割を果たしてきた。では、何が 2 つの運動のその「性質」に違いをもたらしたのであろうか。これには、80 年代後半以降進展した社会の「個人化」が影響しているのではないだろうか。個人化の進展により、大衆闘争を通じて普遍的な解放を志向するという 60 年代の考えはもはや姿を消していた。OutRage! が設立された頃にはすでに「左翼運動家」たちが組織の担い手となる余地はなくなっていた。その要因には、サッチャリズムの下で進行した右派寄りの新聞と政府による左派への攻撃や、1987 年以降の地方政府予算の厳しい削減、ニール・キノック (Neil Kinnock) によって主導された労働党左派に反対するキャンペーン、急進主義的社会主義の一般的な信頼低下などがある。

かつては GLF が、LGBT のカミングアウトにおける「懸け橋」としての重要な役割を担っていた。しかしながら、この頃になると、カミングアウトの方法は、そうした団体を通じて行う以外にも数多くあり、文化や商業シーンで表象されるということというものが 80 年代後半から 90 年代初頭にかけて急速に広まった (Lent 2003)。つまり、当事者たちがそうした運動体に依存する必要性はすでに失われていたのであった。しかしながら、それは同時に、大多数のヘテロセクシュアルにとっては、英国社会が LGBT を認知しようとする際、人々の個人的な経験を見落とすことにもつながった。つまり、社会が商業化された

領域を通じて LGBT の存在や彼らの生活を認識することで、LGBT にとっては、そうした商業の領域で培養された偏見による差別や社会的な排除を経験することにつながった (Buckle 2015 : 153)。

1970 年代後半から 1980 年代のサッチャー政権期は、社会的な場面におけるゲイたちの飛躍的な成長を通じて、彼らのアイデンティティが認知されるようになった。しかし同時に、それは快楽主義的で、明らかに若くて美しいものを志向する文化をもたらすことにもなった (Buckle 2015 : 160-161)。

## 5. メジャー政権

LGBT の社会的受容を考慮する際、サッチャー政権が 1990 年に終焉してから、97 年にブレア労働党政権に政権交代するまでのメジャー政権の 7 年間はあまり語られることがない。Waites は、この 7 年間における政府およびセクシュアリティに関する右派のダイナミクスに十分な注意を払ってこなかったことを「驚くべきこと」と指摘する (Waites 2000 : 2.10)。また、デイビッド・レイサイド (David Rayside) は、メジャー政権はサッチャー政権の単なる延長として捉えるべきではなく、その政策には政権の独自性が認められると指摘する (Rayside 1998)。

1990 年代になると、厳格なキリスト教的価値観に基づいた道徳主義を重視するというかつての保守党のイメージは瓦解していた。そこにあったのは、ある意味では LGBT に対する「偏見」をもたらすような道徳主義や伝統主義に固執するベテラン議員と、そうした価値観に拘泥せず社会の多様化を推進しようとする若手議員との間の世代間の亀裂であった (Waites 2000 : 3.2)。例えば、47 歳で首相に就任したメジャー退陣後に保守党党首となったウィリアム・ヘイグは当時 36 歳で、その 3 年前にはゲイの「同意年齢」の 16 歳への引き下げに賛成票を投じていた。ちなみに、ブレアは 44 歳で首相に就任しており、90 年代以降に進展した政党指導者層の世代交代が、政策における LGBT に対する受容を加速させた第一の理由であるともいえよう。

加えて、地方政治の場において LGBT を包摂する政策がとられるようになったことも 90 年代の特徴の 1 つである。1980 年代の地方政府による社会的受容に向けた取り組みは、進歩的であると同時に、論争含みのものであった。確かに、地域によってはこうした取り組みはクリエイティブな面を有していたが、同時に激しい論争を呼ぶことも多かった。したがって、特に 80 年代後半、いわゆる「バックラッシュ」を引き起こし、メディアや政治の熱狂を刺激した。サッチャリズムのもとで、地方レベルにおける取り組みは縮小に向かったが、90 年代になると、LGBT に関する「新たなイニシアチブ」が各地方議会で現れるようになった。

このように 90 年代になって LGBT に対する政策の実施が受け入れられるようになった第二の理由は、LGBT に関する課題を克服する際の考えが、従来の「平等 (equality)」か

ら、「多様性 (diversity)」、「包摂 (inclusion)」、「主流形成 (mainstreaming)」にシフトしたためであるといえよう (Carabine and Monro 2004)。こうした、戦略の変更の背景には、革命思想に支えられたニューレフトからの脱却という点が認められないだろうか。1990年代の地方議会における LGBT の争点化は、その後の地方レベルでの取り組みの萌芽としての役割を果たしている。

1994年11月には、ゲイの性的同意年齢が18歳に引き下げられた。これに対しては、慈善団体などを巻き込んだ政党横断型の連合が LGBT に対するかつてのイメージを変化させようとしていた一方で、政党を問わず議会の強硬派たちは、かつてのステレオタイプを維持することに最善を尽くしていた (Buckle 2015 : 172-173)。

## 第4節 1997年以降 - 合法化、社会的な「包摂」を目指して

### 1. ブレアの改革とセクション28の廃止

1997年にブレア労働党政権が誕生以降、LGBT をめぐる社会的受容は急速に進展した。その際大きく作用したのは、ブレア労働党の志向する「第三の道」路線 (ニューレイバー思想) と、「デボリューション」と呼ばれる地方分権政策であった。さらに、商業や文化のシーンで LGBT が表象される機会が多くなり、彼らの存在が可視的に一般化されたことにより、物理的にはヘテロセクシュアルと LGBT の人々との融合が進展している。あるいは、IT 技術の発展に伴い量的調査の実施が容易になったことから、2000年代以降 LGBT に関する多くの調査結果が公表されており、彼らに付随する課題などが明らかになってきた。

まず、中央政府のレベルでは、この時期ようやく二大政党などが LGBT に関する政策提言を行うようになった。とりわけ労働党は LGBT に関する政策を積極的にマニフェストで示している (Chaney 2013 : 109)。保守党もサッチャリズムの路線を転換し、多元性を追求する方向へと転換した。それによって、伝統的には保守党が射程としてこなかった人たちにも新たにアプローチするために、LGBT に関する政策を明らかにするようになった (Chaney 2013 : 110)。

これには、ヘイグの方針が大きく反映されている。彼は、長く保守党が堅持してきた道徳主義や伝統主義路線とは立場を異にし、例えば97年の党大会では、Gの有権者に対してアピールする必要性を強調した (Waites 2000 : 3.4)<sup>14</sup>。この時期になり、限定的ではあるが、彼らの処遇を改善しようという取り組みが、国政の「争点」となった。

ブレア政権にとっての課題は、ヘテロセクシュアルとの「同意年齢」の平等化、そして「セクション28」の廃止であった。2000年にはスコットランド議会が同条項の廃止を決

定した。2001年には、保守党が基盤を持つ貴族院で3回否決されたものの、ブレア政権はゲイの同意年齢の16歳への引き下げを押し通した。その結果、2003年にセクション28は廃止された。

ただし、同条項が廃止されてもなお、保守党や右派寄りのメディアなどによる反対は21世紀になっても継続されていた。とはいえ、Waitesによると、これらの2つの課題に反対する現代の右派によるキャンペーンは、守旧的による保守主義と若い世代の右派とによる複雑な連合の産物として理解する必要があるという。要するに、「家族」に価値を置く伝統主義者と宗教原理主義者たちによるホモフォビアは、もはや若い世代の右派たちによってそのまま共有されることはないのである (Waites 2000 : 3.15)。

また、暮らしや仕事に関する政策も推進された。2002年11月に「2002年養子および子ども法」が施行されたことで、同性カップルに加え、LGBTが個人単位で養子を迎えることが可能となった。2003年には「(宗教および信念に関わる)雇用平等規則」が制定され、雇用者が被雇用者の性的指向や性自認を理由として、彼らを解雇したり、昇進上差別したりすることが禁止された。この規制によって職場におけるLGBTの差別が違法となった。翌年には、市民パートナーシップ法とジェンダー公認法がそれぞれ制定された(いずれも2005年に施行)。前者は同性カップルに対して、ヘテロセクシュアルの既婚者たちと同様の権利および義務を与えるものであった。後者はトランスジェンダーに対して、自身が望むジェンダーで法的取り扱いを受けることを可能にするものであった。これは、従来の「男」か「女」かという二分されたジェンダー概念から脱却するものとして意義のあるものである。

## 2. 新聞の論調の変化

2000年頃には、大多数の新聞がLGBTの諸権利を支持するようになっていた。性的同意年齢の引き下げやセクション28の廃止に関する議論を、“冷静な (dispassionate)”方法で報じるようになっており、それは新聞メディアにとっては、かつて自分たちが産みだしたステレオタイプを回避するという作業でもあった (Buckle 2015 : 199)。例えば、2003年にセクション28の廃止に向けた機運が高まった際、『デイリー・テレグラフ』、『デイリー・ミラー』、『サン』の各紙には、前世紀とは異なり、廃止を支持することへのある種の「不可避性」が存在していた。Buckle (2015)によると、これは反LGBTの急先鋒であった保守党貴族院議員の重鎮であるバロネス・ヤング (Baroness Young) が亡くなったことによるものではなく、LGBTの権利に関する事項がマニフェストで言及されたり、人々の世論がリベラル志向になったりしたことによる (Buckle 2015 : 201)。また、彼は新聞が20世紀の後半、英国社会におけるホモフォビックな態度の形成を扇動した主要な要因の1つであったことは自明のことであるとも主張している (Buckle 2015 : 204)。

### 3. キャメロンの脱保守主義

これまでも述べてきたように、二大政党のうち保守党は、比較的 LGBT の社会的受容に寛容とはいえなかった。とはいえ、労働党だけがこの社会的受容を進展させてきたわけではない。2010年には、キャメロン保守党政権によって、年齢、障がい、ジェンダー自認、結婚、市民パートナーシップ、人種、宗教、信念、性別、そして性的指向に関わらず、公的ないし私的サービスと同じく、雇用へのアクセスにおける平等な扱いを目指す「2010年平等法」が制定された<sup>15</sup>。すでに論じたように、同法はその後の BBC における LGBT への取り組みを促進させるうえで大きな意味を有していた。

その後、キャメロンは 2011 年に開催された党大会で、同性婚の合法化を検討していることを俄かに明らかにした。彼は、支持者たちからの反発を避けるために、この問題をゲイの権利に関する文脈ではなく、家庭と社会の安定に関するものに位置づけた。とはいえ、事前に党内で十分なコンセンサスを得られていたわけではなかったために、キャメロンの方針が明らかになった後、2013年7月に「婚姻（同性カップル）法」として成立するまでのあいだに、保守党内部や国教会、ロビー団体などからは多くの反対論が噴出した<sup>16</sup>。キャメロンは、「保守党員であるにもかかわらずゲイの婚姻を支持するのではない。保守党員であるからそれを支持するのだ」(Seldon and Snowdon 2015 : 276) と述べるように、強い信念をもって合法化を進めようとしていた。

いわゆる「ハング・パラメント」と呼ばれる状況下で、保守党が議会で圧倒的な多数を保持していないなかで、なぜキャメロンは意見が激しく対立する同性婚の合法化を推進したのだろうか。それは一方では、「自身の行ったことを誇りに思っている」と述べるように、それが正しい選択肢だと信じていたからであり、他方では、それにより何らかの政治的配当 (political dividend) を得られるという政権のアンドリュー・クーパー (Andrew Cooper) 戦略官による主張を受け入れていたからである (Seldon and Snowdon 2015 : 273-282)。

さらに、2014年の市民パートナーシップ法により、同性カップルはようやく婚姻関係を築くことができるようになった。2016年にはウィリアム王子がホモフォビアによるいじめを受けた人たちから話を聞き、それにより引き起こされる精神面での影響を論じるため、当事者などを宮殿に招待した。2017年には、“アラン・チューリング法”とも呼ばれた「警察及び犯罪法」の下で、かつて男性に対する「著しい猥褻行為」により有罪判決を受けた人たちを全員赦免した。

### 4. 社会的受容から社会的包摂へ

本論文の序章で触れたように、キャメロン政権の方針を引き継ぐ形で、2018年にメイ保

守党政権は、「LGBT 行動計画 2018」を公表した。ここでは、この計画の概要について簡単に論じることとする。これは、前年の 2017 年に約 11 万人から得られた調査結果をもとに、そこで明らかになった諸課題に対して政府としてコミットするというものである。概して、「保健衛生」、「教育」、「安全」、「職場」、「権利と法」、「データと監視」、「代表制」、「国際」の各領域における政府の計画が示されており、計画を達成するための財源が確保され得る点にその最大の特徴があるといえよう。具体的には、「LGBT に関する組織や慈善団体が、当事者が頼ることのできるサービスを継続的に提供できるように支援する」として、以下のように財源を確保するとしている。

○政府は、「LGBT 推進基金(LGBT Implementation Fund)」を通じて、本計画および他の計画のなかでコミットメントを果たすため、4.5 万ポンドを提供する。

：本基金は 2020 年 3 月まで運用される予定となっている。基金の一部は、政府としてのプロジェクトを推進するため用いられる。また、その残りは、LGBT の人々を支えるためのプロジェクトを提供するために、公的部門、私的部門、ボランティア・セクター〔=NPO に相当する民間非営利部門のこと〕に提供する。基金の管理業務や分配に関しては、政府平等局が担い、それらの詳細は近々公表する。

○政府は、2020 年 3 月以降、さらなる基金を確保するつもりである。

：政府平等局は、LGBT の生活を改善するため、彼らに対してイニシアチブをとるなかで、さらなる調査に向け、投資対効果検討書を作るために、他の政府の部門や LGBT に関する組織と協働する。

基金を持続させ、LGBT に対する「支援」を継続的に行おうという姿勢は評価に値し得る。しかしながら、その予算規模は、わずか 4.5 万ポンドに過ぎず、英国全体にまで政策の効果が波及し得るとは到底考えられない。本計画では、「次の段階」として、政府としての今後のコミットメントの方針が示されているものの、まずは、予算規模を拡大させることが求められよう。

さて、LGBT はすでに「病理」や「犯罪」と結びついたものではなく、「同性婚」を選択することができるようになるなど、この三四半世紀ほどの間に当事者のライフステージにおける選択肢は明らかに拡大した。しかし、当事者にとっては有益と思われる制度が構築されつつある一方で、圧倒的多数のヘテロセクシュアルが支配する社会は、LGBT をどのように受け容れようとしているだろうか。Stonewall (2004) では、人々が LGBT を消極的に受容している状況が示されている。つまりヘテロセクシュアルは、LGBT の人々がそれを「治す」ことができないから、そして自己決定権に関することだから仕方ない問題であると捉えている (Stonewall 2004 : 10)。そのうえで例えばアジア系少数民族などと同じように、LGBT は伝統的な英国の価値や生活様式を破壊する文化的脅威であると認識されているとの見方がある (Stonewall 2004 : 16)。

とはいえ、ヘテロセクシュアルの社会のなかに存在する LGBT に対する見解は重層的な構造をなしている。この点に関連し、性別、世代、学歴、宗教などが、その要因としてし



ばしば引き合いに出される。つまり、「男性よりも女性のほうが寛容」、「より若い世代のほうが寛容」、「学歴の程度が高いほうが寛容」、「無宗教のほうが寛容」であるとの結果が各種の調査から得られている（Stonewall 2003；2004；Swales 2017）<sup>17</sup>。これらのうち、性別、および世代による見解の相違に関しては、ロナルド・イングルハート（Ronald Inglehart）の貢献に依るところが大きい国際的な調査である「世界価値観調査（World Values Survey）」の結果でも同様の傾向が示されている<sup>18</sup>。

なかでも性別要因については、男性と女性の間にある社会的な抑圧 - 被抑圧構造が、ヘテロセクシュアルと LGBT の間にあるそれと相似関係にあり、共感を呼んでいることが考えられよう。世代要因については、一般に①世代効果（コホート効果）、②ライフサイクル効果（年齢効果）、それに③時代効果という 3 つの効果により説明されることが多い。Swales（2017）は、とくにキャメロン政権期以降、社会の「リベラル化」が進行していることを示している。それによると、その背景には、これら 3 つの効果が複合的に絡みあうかたちで影響力を持っているというを指摘している（Swales 2017：6-10）。

宗教要因は、LGBT に対する人々の視座に強力に作用するとともに、戦後の LGBT の社会的受容における、ある種の“スイッチ”として機能したといえよう。それは、野田（2006a）が「イギリスの『同性愛』の犯罪化（1885 年）から『同性婚』の合法化（2004 年）までの過程は、階級やジェンダー、警察やメディアなどの近代の社会装置など、様々な変数と複雑に絡まり合いながらも、突き詰めれば『純潔』という観念を軸にした、キリスト教の性規範の内部での自己展開とも見ることができるのではないか」（野田 2006a：7）と指摘していることからもうかがえよう。

では、LGBT の社会的包摂に向けた今後の課題には何が考えられるだろうか。魚住（2013）は、LGBT をめぐる現代の議論として、教育の現場における LGBT の児童生徒への対応、介護・医療サービスの領域における高齢者の取り扱い、彼らに対するヘイトクライムへの対処、LGBT の難民への処遇への問題などを挙げている（魚住 2013：44）。

『テレグラフ』紙は、LGBT の平等化に向けた道のりを素晴らしいもの（fabulous）であると捉えたうえで、しかしながらそれは舗装された状態（paved）からは程遠いとも指摘している。そこで、今後 LGBT の権利向上のために次の 5 つのことは行うべきであると提言する。それは、①LGBT が「選択」ではないということを明確に示すこと、②転向療法（conversion therapy）の犯罪化、③若い世代に正しい情報を教えること、④行動から対話への比重の転換を図ること、そして⑤政府による謝罪である<sup>19</sup>。これまで見てきたように、LGBT の社会的受容は長く、そして険しい過程を歩んでおり、それは現在も続いている。

ほかにも、トランスジェンダーやアセクシュアルなど、歴史上十分に可視化されず、社会で認識されていない人たちの問題にどう取り組めばよいのかといったように、LGBT の社会的包摂へ向けた課題を挙げると際限ない。しかしながら、ニューレイバー路線の下で、LGBT という存在が形式的には受容されるようになるなど、一定の進歩はあったよう

に思われる。ブレア政権下で社会的受容の素地ができ、キャメロン政権期にはキャメロン自身の信念も作用し、受容の程度は飛躍的に向上した。

## 第5節 キリスト教からのアプローチ

前節までで、戦後英国社会における LGBT の受容の過程を概観し、その背景にはニューレフトやサッチャリズムといった政治思想が深く関係していることを指摘した。ただし、そこでは人びとの価値観の形成に大きく作用する宗教による影響に触れてこなかった。それは、宗教—ここでは特にキリスト教—が英国における「家族」をめぐる価値観に与えた影響力の大きさがある。たとえば、Stonewall による調査 (2003) では、LGBT に対して偏見を抱いている人の4分の1が、自身の宗教的信条が少数派に属する人々に対する見方に重要な影響を与えていると認識していることが明らかになっている (Stonewall 2003 : 4)。本論文の主題からはやや脱線する向きもあるものの、LGBT の社会的受容に関してキリスト教が有する相対的な影響力を考慮すると、若干ながらも触れておくべきであろう。

同性愛とキリスト教をめぐる問題に関しては、英語圏を中心に、クィア神学 (Queer theology) の学問領域で論じられている。本節では、現代英国社会でキリスト教が LGBT に抱いてきた視座を整理し、さらにクィア神学について概説する。

まず、現代社会における LGBT の受容の展開を簡単に整理すると、いわゆる「社会純潔運動」を起源とする同性愛の違法化を起点とし、その後、20世紀半ばあたりから進んだ急激な世俗化による宗教的価値観の凋落や、人権概念の絶対視などなどを踏まえた大きな時代の潮流として捕捉され得る (野田 2006b : 68)。ジョセフィン・バトラーをはじめ、「福音主義」と呼ばれるプロテスタント一派によって展開された社会純潔運動においては、当時、社会で問題となっていた少年少女の売春と同性愛が、双方ともに上流階級の男性による過剰な欲望の結果として生じたものであり、キリスト教の理念において神聖視される「家庭」の純潔を侵すものとして捉えられていた (奥田 2011 : 320-321 ; 野田 2005 : 143)。その成果として成立した刑法改正法は、プロテスタント的中産階級が唱える「純潔」という概念を法文化することにより「売春問題」を根絶することが意図されていた (野田 2005 : 130)。しかし、先に述べた通り、ラブシェール条項のもつ曖昧さゆえ、同条項は「同性愛であること」を理由に LGBT を「犯罪者」にすることに作用した。

その後もキリスト教と教会は、伝統的にホモセクシュアルな「行為」を罪として拒絶してきた。しかし、1950年頃になると、こうした伝統的な見解が疑問視されるようになった。例えば、1954年に英国国教会が公表した『ホモセクシュアリティの問題 (The Problem of Homosexuality: An Interim Report)』では、1885年改正刑法を廃止すべきと提言した。その一方で、同報告書は男性中心のコミュニティで生活する若い英国軍の兵士た

ちをさまざまなリスクから守るために同意年齢を 21 歳にすることも勧告した。1987 年に教会会議に出された動議と、2003 年に公表された『セクシュアリティに関する諸問題 (Some Issues in Human Sexuality: A Guide to the Debate)』が LGBT に関する英国国教会の公式の文書となっている。これらは、LGBT に対する司祭の「思いやり」の必要性を強調する一方で、ホモセクシュアル「行為」を教会は認めることはできないという伝統的なキリスト教の見解を踏襲している (House of Bishop 2003 :23-27)。

2017 年には、英国国教会の主教会が新たな報告書を公表した。婚姻は 1 人の男性と 1 人の女性によるものだとして、従来の教義の通り同性婚を否認したものの、同性カップルに「最大限の自由」を与えるとしている<sup>(20)</sup>。

実際、教義の変更は実現していないものの、教徒の間では LGBT に対する見方は近年、飛躍的に変化している。表 5 は、宗教派別に見た同性間関係に対する見方の変化を示している。数字はそうした関係を「全く問題ない」とみなす人の割合を示している。

【表 5】宗教派別に見た同性間関係への見解の推移<sup>21</sup>

	1985	1995	2005	2012	2016	12と16の差
英国国教会	9	14	31	31	55	+24
ローマカトリック教会	9	21	37	38	62	+24
キリスト教(その他)	9	13	25	37	53	+16
キリスト教以外	-	-	19	19	30	+11
無宗教	19	32	50	63	76	+13

(単位：%)

英国国教会やローマカトリック教会など、伝統的に LGBT を拒絶してきたコミュニティの間で、近年特に LGBT に対する受容が進んでいるように見受けられる。とはいえ、無宗教層と比較すると、依然、受容の程度は低く、LGBT の社会的受容を促進する観点からは、その教義をめぐるさらなる議論を期待するほかない。

このように、徐々にキリスト教会ないし各教徒の LGBT に対する見方が変わってきた要因としては、避妊技術が向上したこと、エイズの予防薬ができたこと、産業革命や社会変革の影響により伝統的価値観への信頼が揺らいだことなどが挙げられている (House of Bishop 2003 : 8)。

さて、神学やキリスト教に関する研究領域で、「クィア」の理念が目立って採り入れられるようになったのは、1990 年代後半のことである (朝香 2011 : 60)。「クィア」という包括的な語を、①まさにその包括的用語として、②事物を「超越する」働きとして、そして③二項対立的な境界を消し去る働きとしてそれぞれ理解すると、クィア神学とは、第一に、LGBT の人々による彼らのための神学、第二に、セクシュアリティやジェンダーに関する社会的規範に挑戦することにより、自ら超越的であろうとする神学、さらに第三に、セクシュアリティのみならず、生と死や神と人といった境界をも消し去る神学として理解されうる (Cheng 2011=2014 : 14-22)。

要するに、クィア神学とは多様な対象ないし方法を持つとともに、クィアに位置づけられた人たちの経験に焦点を当て、キリスト教の「ヘテロ型規範 (heteronormativity)」が「構築されたもの」であることを明らかにし、キリスト教それ自体のなかに、こうした固定的規範を超越する端緒を見出すための神学的な営みであるといえる (朝香 2011 : 63)<sup>(22)</sup>。そのうえで、クィア神学が目指すものは、従来の神学のなかにクィア性を見出すことで、固定的かつ単一の規範を強制するキリスト教をクィア化することにある (朝香 2011 : 68)。そしてその先にあるものは、社会的受容の妨げとなっているキリスト教の教義への「誤解」を解き、これを理由に抑圧されている LGBT を解放することにあるといえよう。そもそもキリスト教が同性愛を否認してきた理由は、「神の意志」に反するためである。その意味での神の意志を理解するうえで、次の 3 つの節が聖書の中で重要だと考えられている。それは、創世記 1-2 の創造の物語、マタイ 19.1-12 のキリスト自身による婚姻に関する教え、そしてコリント 7.1-40 のパウロによる婚姻に関する教えである (House of Bishop 2003 : 09)。

しかしながら、クィア神学のアプローチでは、そもそもキリストの体それ自体がクィアなものであると捉える (Flesh 2007 : 66)<sup>23</sup>。加えて、三位一体のなかで神は、伝統的なキリスト教の解釈において、「男らしさ」の代名詞となることも、「われわれの母」となることも可能となる。要するに、神は「父」ではあるものの「男」なのではなく、イエスは「母」ではあるが、「女」ではないのである。その精神はイエスが用いた言語 (language) に基づいており、男でもあり、女でもあり、中性でもあり、そもそもジェンダーを持つこと自体が否定されている (Flesh 2007 : 72)<sup>24</sup>。

ここでは神の「愛」が、LGBT とヘテロセクシュアルとの間にある境界を消し去るほどの極端な愛であり、神はあらゆる既存の価値観を溶解する存在として位置付けられている。それは、国教会が考えるような「保守的な」神のかたちとは大きく異なるのではないだろうか。クィア神学はやや難解な部分があり、かつこれを論じることが本稿の主題ではないため、これ以上は立ち入らないが、LGBT イコール教義に反する異端といった一部の見方は、理論的に否定されうるようである。

★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★ ~~~ ★

戦後英国における LGBT の受容の展開の背景には、各時代において支配的な政治思想の影響を強く受けており、本稿ではこうした見方を補強することができた。まず、主として 70 年代までは、社会の中で LGBT の存在自体が顕在化しておらず、彼らに関する事項が 이슈となることはほとんどなかった。それでも、LGBT 当事者は、とくに 60 年代以降、ニューレフトのもつ強い革命精神に基づいた運動を展開し、彼らの「動員」に務めていた。80 年代は、サッチャリズムの台頭により、LGBT の受容を促進する地方自治体の予算が削減されたほか、何よりも「セクション 28」の成立により、LGBT が忌避すべき存在

のようになった。しかし、サッチャー退陣後の 90 年代は、LGBT が文化や商業シーンで可視化されることが多くなり、地方政府の働きも再び活発化するとともに、保守党内部の世代交代により、LGBT を受容しようとする動きが保守党の側から生じた。

2000 年代はブレアによるニューレイバー路線の下、セクション 28 の廃止や同意年齢の平等化など、セクシュアリティに関する諸法制の「近代化」が図られた。こうした LGBT の受容に向けた潮流は政権が再び保守党になっても変わるどころか、より促進された。キャメロンは、自身の強い信念に基づき、党内や支持基盤の反対を押し切り、野党の協力を得たうえで同性婚の合法化を図った。メイ政権も資金の拠出を伴う「行動計画」を策定し、LGBT の社会的包摂を目指して取り組んでいる。

本節では、LGBT の社会的受容の漸進的な展開の過程を辿ることで、いくつかの画期的な出来事、いわば受容の過程におけるターニングポイントを明らかにすることができた。なかでも、1967 年性犯罪法の制定による同性愛の非犯罪化政策による影響は大きいといえよう。また、サッチャー政権におけるセクション 28 の制定は、社会的受容の後退と運動の進展の双方をもたらした。なお、近年の政策上の急速な進展にも注視すべきであるものの、特にこの 2 つの出来事がもつインパクトの大きさは、次章で考察するように BBC の各番組からもうかがえる。

〔注〕

- 1 GOV.UK, The Charity Commission (2001) The promotion of social inclusion [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/359358/socinc.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/359358/socinc.pdf)
- 2 LGBT の社会的受容をめぐる過程においては、英国内の社会情勢による影響のみならず、EU 法や欧州人権条約、欧州人権裁判所の判決といった欧州側の動向による影響も考慮する必要がある。こうした EU からのアプローチについては、村上 (2017) を参照されたい。
- 3 社会病理としてのホモセクシュアリティという見方は戦前にすでに生成されていたものの、そうした概念が社会科学の調査において重要な意味を持つようになったのは戦後になってからであった (Waters 2013 : 196)。
- 4 British Library, *A timeline of LGBTQ communities in the UK*. <https://www.bl.uk/LGBTQ-histories/lgbtq-timeline>
- 5 なお、イングランド銀行が発行するイギリスの新しい 50 ペンス紙幣の肖像に、アラン・チューリングが採用される予定となっている。同銀行のカーニー総裁は、「イングランド銀行は、[2011 年平等法が定めるように、障がい、年齢、婚姻、ジェンダー再指定、宗教、信条、人種、性別、性的指向などの] すべての保護特性について適切に検討し、イギリス社会の多様性や文化および価値を反映した人物を紙幣に採用するよう努める」とコメントしている。BBC, *New face of the Bank of England's £50 note is revealed as Alan Turing* <https://www.bbc.com/news/business-48962557>
- 6 同委員会は、1969 年に「同性愛平等委員会」に名称を変更し、その後 1971 年には「ホモセクシュアル平等キャンペーン」となった。
- 7 The Beaumont Society, About us, <https://www.beaumontsociety.org.uk/about-us/>
- 8 しかしながら、「病理」としての同性愛という解釈は、20 世紀前半の一時期に、一部の精神病理学者によって提唱されたにすぎず、英国社会におけるグランド・セオリーとはならなかったという見解も存在する (野田 2006 : 65)。
- 9 レズビアンなどの女性は LGBT であることを理由に抑圧されることはなかったという見方が現在も存在する一方で、フィル・オポク＝ジーマ (Phyll Opoku-Gyimah) やシャーディー・テイラー＝ストーン (Chardine Taylor-Stone) などの女性がここの LGBT の活動に影響を与えているという点には注意を向けたい。British Library, online. *A short history of LGBT rights in the UK*. <https://www.bl.uk/lgbtq-histories/articles/a-short-history-of-lgbt-rights-in-the-uk>
- 10 British Library, online. *A timeline of LGBTQ communities in the UK*. <https://www.bl.uk/LGBTQ-histories/lgbtq-timeline>
- 11 GAY in the 80s, *May 23rd, 1988. Section 28. Lesbians invade BBC*. <https://www.gayinthe80s.com/2018/05/may-23rd-1988-section-28-lesbians-invade-bbc/>
- 12 特に前者の 1980 年代という時代は、LGBT にとっては激動の時代であり、関係する団体や活動家たちにとって「ターニングポイント」となる時代でもあった。松岡宗詞 (2017) 『その後の記憶がない』イギリス初のゲイの国会議員がカミングアウトした結果 [https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/lgbt-british-member-of-parliament\\_b\\_11191624.html](https://www.huffingtonpost.jp/soushi-matsuoka/lgbt-british-member-of-parliament_b_11191624.html)
- 13 Lent (2003)をもとに筆者作成。
- 14 LGBT の社会的受容に積極的なヘイグであったが、保守党はセクション 28 の廃止に「反対」するよう党議拘束をかけ、セクション 28 を維持することを目指すキャンペーンを展開した。そうした運動を主導したのは、サッチャー政権時に貴族院でリーダー的役割を担ったバロネス・ヤング (Baroness Young) などであった。ヘイグが自らの指

- 向に反した行動を取らざるを得なかったのは、保守党内部の権力バランスや彼の党首としての地位の不安定さから理解されるべきである (Waite 2000 : 3.8)。
- 15 たゞし、宗教および信仰に基づく諸団体に対して、自分たちの教義に反する場合、同性カップルの結婚式を開くことを拒否することを認めるなど、一定の制限つきのものであった。
  - 16 保守党議員の間からは、時期尚早だとの声が寄せられていたが、翌 2014 年に控えた欧州議会選挙と 2015 年に実施予定の下院総選挙への影響を考慮すると、「今しかない (must do it now)」 (Seldon and Snowdon 2015 : 278) というのがキャメロンの見解だった。
  - 17 Stonewall (2003) ではより詳細な特徴が明らかになっている。それによると、LGBT に対してより寛容なのは、男性よりも女性、より若い世代、社会階級が A・B・C2 よりも C1、結婚経験のある人よりも独身の人、子どもがいる人よりもいない人、学歴の低い人よりも A レベル以上の人、地方居住者よりロンドン居住者、保守党支持者より労働党支持者、『タイムズ』紙、『テレグラフ』紙、『メール(日曜版含む)』紙読者よりも『サン』紙、『ミラー』紙読者のほうである (Stonewall 2003 : 2)。
  - 18 世界価値観調査は、約 5 年ごとに世界数十か国において、同一の質問項目を用いて行われる調査であり、調査の結果はすべてインターネット上で公開されている。
  - 19 The Telegraph, *The vital fight for LGBT rights in Britain is being obscured by empty virtue-signalling*, <https://www.telegraph.co.uk/men/thinking-man/vital-fight-lgbt-rights-britain-obs-cured-empty-virtue-signalling/>
  - 20 CHRISTIAN TODAY 「英国国教会の主教ら、同性カップルに『最大限の自由』同性婚は容認せず」 <https://www.christiantoday.co.jp/articles/23158/20170203/church-of-england-gay-marriage.htm>
  - 21 Swales (2017) p.10 の表 2 をもとに筆者作成。
  - 22 朝香は heteronormativity を「異性愛規範」と訳しているが、本論では「ヘテロ型規範」に置き換えた。heteronormativity とは、同性愛と異性愛とを二元論的に区別して配置する権力的な規範形成力のことを意味している (河口 2003 : 53)。「ヘテロノーマティヴィティ」と表記するものもあれば、「異性愛第一主義」 (Aldrich 2006=2009) と訳しているものもあるが、それぞれが指すものは同じであるといえよう。
  - 23 言いかえれば、復活したキリストの体は、多元的なジェンダー (multi-gendered) の性質を有しており、ジェンダーを超越した存在である (Flesh 2007 : 11)。
  - 24 qtd. in Eugene F. Rogers Jr. (1999) *Sexuality and the Christian Body: Their Way into the Triune God*, Wiley-Blackwell : 197

## 【第 5 章】番組での表象

本章では、BBC がこれまでに、LGBT や彼らに関する諸課題をどのように取り上げてきたのかを、具体的な番組を挙げながら考察する。第 1 節では、LGBT が取り上げられ始めた 1960 年代後半以降のいくつかのニュース、ドキュメンタリー、ドラマやバラエティ番組における表象を対象とする。

第 2 節では、2017 年の BBC の「Gay Britannia」シリーズに注目する。これは、男性同性間の性的接触を部分的に脱犯罪化した 1967 年性犯罪法の制定から 50 周年となるのを記念して企画されたシリーズであり、BBC はラジオとテレビの各チャンネルにおいて、LGBT に関するさまざまな番組を集中的に放送した。ここでは、それらの番組が、LGBT の何を、どのように取り上げたのかを確認する。



本章では、第1節において、1960年代後半以降のいくつかのBBCの番組を例にとり、BBCがLGBTをいかに表象してきたのかを考察する。さらに、第2節においては、BBCが2017年に展開した「Gay Britannia」との企画で放送された番組を取り上げる。このシリーズは、BBCが、1967年性犯罪法の制定により英国で同性愛が脱犯罪化されて半世紀となるのを記念して2017年に実施したものであった。ここでは、それら各番組の梗概を確認し、第4章で例として挙げた番組との内容の相違、あるいは視聴者の反響などについて論じることとする。

## 第1節 ステレオタイプに基づいた表象

すでに第4章で示したように、1980年代になるまで、LGBTが社会の中で認知される機会はほとんどなかった。しかし、すでに1964年には、フィクション番組の中でLGBTが取り上げられていた。さらに、同年2月にBBC Twoで放送された『Girl』では、英国の放送史ではじめてレズビアン同士のキスシーンが放送された。この表象に関して、その後、番組制作者がBBC Twoの放送管理責任者（Contoroller）から注意を受けたという（Buckle 2015：65）。

1967年に放送されたBBCの時事問題を取り扱うドキュメンタリー番組、『Man Alive』では、いわゆる“ホモセクシュアル”の問題が取り上げられていた。限定的ではあるもののLGBTの脱犯罪化をもたらした「1967年性犯罪法」の制定直前である同年6月7日に第1話「Consenting Adults: The Men」が、その翌週の6月14日に「Consenting Adults: The Women」が放送された。それぞれの番組の中で、LGBTが「孤独で、性的な関係において取り散らかしており、法律の保護を欠く」存在として特徴づけられるとともに、「芸術的で豊かな感性を持っている」というステレオタイプに基づくものであった（Buckle 2015：58-59）。

GLFが運動としての統一性を保つことができなくなり解散した1973年に放送されたドラマ『Bermondsdsey』では、ゲイのキャラクターが登場したものの、やはり一定程度のステレオタイプを帯びるものであった。また、1979年、BBC Twoの『A change of sex』というドキュメンタリー番組では、「性転換」が取り上げられた。トランスジェンダーの女性であるジュリア・グラント（Julia Grant）のライフ・ドキュメンタリーを通じて、トランスジェンダーが有するアイデンティティなどが描写された。

80年代になると、BBCのみならず、さまざまなメディアにおいてLGBTがテーマとなる機会が増えていく。なかでも、映画業界ではLGBTに関する表象の範囲を広げようとする意図していたものの、それとは対照的にBBCは、映画と同じことをテレビで実現させることの困難性を認識していた（Buckle 2015：138）。やはり、視聴形態という点で、“能動

的な”メディアである映画と、“受動的な”テレビとでは、許容され得る表象の範囲も異なるということだろうか。

1986年には、ソープ・オペラである『EastEnders』が放送された。Woods (2009) は、1989年からチャンネル4で放送された『Out on Tuesday』が大きな反響をもたらしたことを受け、BBCは、公共サービス放送として、賛否両論を巻き起こす可能性の高いLGBTを番組の中で取り上げることと指摘する。その始祖的な取り組みとして、1991年11月、BBCは、ゲイ解放運動の始まりから21周年となるのを記念して、LGBTをテーマとする番組を約5時間放送した。ほかにも、90年代になると、『Oranges Are Not The Only Fruit』(1990年)、『The Brittas Empire』(1991年から97年まで)、『El Dorado』(1992年から93年まで)、『Absolutely Fabulous』(1992年から2005年まで)、『The Buddha of Suburbia』(1993年)、『Eastenders』(1994年)、『This Life』(1995年)などのドラマで、BBCはゲイのキャラクターを取り上げていた(Edwards 2010: 14-16)<sup>1</sup>。

その後、1996年から1999年まで、『Gaytime TV』という番組が放送された。この番組は、ゲイやレズビアンの日常生活におけるポジティブな側面を称賛することを意図した、“明るく”、“軽率な”「マガジン・プログラム (magazine program)」となっており、「単に番組というよりはむしろ、ある種のショーであった」(Woods 2009: 113)。しかしながら、例えば、『Nationwide』(1969年から83年まで)や『Pebble Mill at One』(1973年から86年まで)のなかで、これまでもゲイが取り上げられることはあったものの、これらに比べて、『Gaytime TV』は放送時間が遅かったために、家族がそろって「ゆったりと」した気持ちで視聴することができたという(Joyrich 2009: 39)。

こうしたドラマやソープ・オペラに限らず、ドキュメンタリー番組でも近年、LGBTの問題が取り上げられるようになった。BBC Oneの代表的なドキュメンタリー番組である『Panorama』では、2011年以降にLGBTが取り上げられている。2011年4月20日放送の「Living with the Ayatollah」、2014年1月31日放送の「Putin's Games」、そして2019年2月25日放送の「Trans Kids: Why Medicine Matters」である。

英国の放送業界におけるLGBTの取り扱いの状況を調査し、彼らの描写がメインストリームへと統合されるに至るうえでの文化的、政治的、および産業的な決定要因を分析したEdwards (2010) は、テレビ上でのLGBTの表象に対して、とりわけ近年、影響をもたらしたものとして、①セクション28の廃止、②ゲイの「性的同意年齢」の引き下げ、③市民パートナーシップ制の導入、④雇用平等法の施行、⑤メディア・文化・スポーツ省の設置(2007年)、⑥2003年通信法の制定、⑦Ofcomの設置を挙げている。

これまでに本論文が論じてきたように、LGBTをめぐる政策面での変化がテレビの表象に影響をもたらす得るという点には強く首肯すべきであろう。しかしながら、ここで挙げられた7つの諸要因に加え、Edwards (2010) 以降の動き、すなわち「2010年平等法」の制定が、その後のBBCにおけるLGBTの社会的受容に向けた取り組みにとって、その

起点となっていることはすでに指摘したとおりである。したがって、次節では、2010年平等法制定以降の表象として、2017年のGay Britanniaシリーズで放送された番組を検討する。

## 第2節 Gay Britannia シリーズ

Gay Britannia シリーズでは、ラジオで54、テレビで14のあわせて68の番組が放送された。このうち、テレビで放送された番組の一覧を表6に示している。

【表6】Gay Britannia シリーズでのテレビ番組

No.	番組名	チャンネル
01	50th Anniversary of the Sexual Offences Act 1967	Parliament
02	Brighton: 50 Years of Gay	One
03	Against the Law	TWO
04	Prejudice and Pride: The People's History of LGBTQ Britain	Four
05	All Families Have Secrets – Patrick Gale's Art of Fiction	TWO
06	Mapplethorpe: Look at the Pictures	One
07	Queer as Art	TWO
08	Man In An Orange Shirt	TWO
09	Queers	Four
10	Is It Safe to Be Gay in the UK?	TWO
11	Queer Britain	Three
12	Olly Alexander: Growing up Gay	Three
13	Gareth Thomas v Homophobia: Here in the beautiful Game	TWO
14	Gluck – Who Dis She Think He Was?	Four

まず、これら14の番組について、放送日時、番組の主なあらすじについて整理する<sup>2</sup>。

番組名 : 50th Anniversary of the Sexual Offences Act 1967

チャンネル : BBC Parliament

放送日 : 2017年7月22日 土曜日

この番組は、「英国議会の歴史 (The History of Parliament)」トラストが、2017年7月12日に開催したイベントを取りあげている。「英国議会の歴史」プロジェクトは、英国議会として、国史を完成させようとするプロジェクトである。その一環として、1967年性犯罪法の制定前後における議会のホモセクシュアリティの脱犯罪化とLGBTの権利への関わりの方針について話し合うイベントが行われた。番組ではこの議論の様相が取り上げられている。

番組名 : Brighton: 50 Years of Gay

チャンネル : BBC One

放送日 : 2017年7月31日 月曜日

新聞やテレビなどのメディア出演を多く行い、ゲイの権利獲得に関する活動家であるサイモン・ファンシャウ (Simon Fanshawe) が、1967年性犯罪法が制定されたことによる画期的な法律の変化や影響を検証する番組である。

さらに、彼の故郷であるブライトンにおける“カラフルな”歴史を通じて、LGBTの平等に向けた戦いに関する驚くべき物語が明らかにされる。

番組名 : Against the Law

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017年7月31日 月曜日

——1967年性犯罪法制定に通じる劇的な出来事とその10年以上前に生じていた。

ダニエル・メイズ (Daniel Mays) とマーク・ガティス (Mark Gatiss) がそれらの出来事をファクチュアル・ドラマのなかで演じる。メイズ演じるピーター・ワイルドブラッド (Peter Wildeblood) は、1950年代の最も悪名高い、いわゆる「モンタギュー裁判」で、権力からの圧力のもと、恋人から不利な証言をされた、親切な独立系フリージャーナリストを演じている。

ワイルドブラッドと彼の友人であるモンタギュー卿 (Lord Montagu)、そしてマイケル・ピットリバーズ (Michael Pitt-Rivers) は、ホモセクシュアルであることを理由に有罪判決を受け、その後投獄された。しかし、人びとはこの裁判の行方を追うに従い、判決が不公平であると考えようになった。

法改正に消極的な政府に対して、「世論」は、同性愛を合法化するべきか否かを調査するため、委員会を設置するように求めた〔その後設置されたウォルフエンデン委員会が公表した『ウォルフエンデン報告書』については既に確認したとおりである〕。

裁判を通じてワイルドブラッドのそれまでの経歴は台無しにされ、本来公表されるべきでない私的領域における生活が痛々しいほどにさらされた。彼は、当時、英国で、ゲイであることで経験せざるを得ない、その残忍な現実について明らかにしたウォルフエンデン委員会で証言した唯一の人物であった。

番組の中で、同性愛者が日常的に投獄されているか、彼らの「状態」を治すために化学的嫌悪療法を受けることを強いられた暗黒時代を生きた男性たちによる証言が取り上げられている。また、仕事としてこれらの法律を執行した元警察官と、いわゆる治療を行った元精神科看護師からの証言も含まれている。

番組名 : Prejudice and Pride: The People's History of LGBTQ Britain

チャンネル : BBC Four

放送日 : 2017年7月27日 木曜日 (第1話)、2017年8月4日 金曜日 (第2話)

これは過去 50 年間にわたる普通の LGBTQ の人々と彼らの驚くべき生活、愛と闘いの物語である。スティーブン・K・アモスとスーザン・カルマンが司会を務めるドキュメンタリー番組となっている。第1話では、1967年性犯罪法制定から1987年までを、第2話ではそれ以降の歴史が取り上げられている。

番組名 : All Families Have Secrets - Patrick Gale's Art of Fiction

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017年7月29日 土曜日

スティーブン・フライ (Stephen Fry) は、約 30 年前に、当時としてはまだ珍しいオープンリー・ゲイの小説家として登場したベストセラー作家、パトリック・ゲイル (Patrick Gale) のファンである。この度、彼らは『Notes from an Exhibition』などのゲイルの有名な小説について回想し、そして BBC のゲイ・ブリタニアシーズンの 1 つであり、彼にとって最も新しいプロジェクトであり、このシリーズの一部を構成している *Man In An Orange Shirt* について議論した。

ゲイルは、自身の小説のなかで描いた家族についての歴史を常に心に留めていたものの、今回、それらをこれまで以上に詳細に調べ、彼の両親の結婚に関する秘密を公開することを決心するという内容となっている。

番組名 : Mapplethorpe: Look at the Pictures

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017年7月29日 土曜日

この作品は、なにかとお騒がせな写真家 Robert Mapplethorpe に関するアメリカ映画である。2016年にサンダンス映画祭とベルリン国際映画祭でそれぞれプレミアを受賞している。

番組名 : Queer as Art

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017年8月16日 水曜日

1967年性犯罪法の制定によって、LGBTの存在が非犯罪化されて以降の50年間の英国における芸術分野に対するLGBTQの貢献を祝う作品である。この映画は、スティーブン・フライ (Stephen Fry)、デイヴィッド・ホックニー (David Hockney)、アントニー・シェール卿 (Sir Antony Sher)、アラン・カミング (Alan Cumming)、サンディ・トクスビグ (Sandi Toksvig)、ジャネット・ウィンターソン (Jeanette Winterson)、ウィル・ヤング (Will Young)、アラン・ホリングハースト (Alan Hollinghurst) といった、英国の芸術界をまさに縦断するような優れた人物とのインタビューに焦点を当てており、それはLGBTの芸術家たちが英国の文化生活にもたらした独特の認識やさまざまな声について調べている。

番組名 : Man In An Orange Shirt

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017年7月31日 月曜日 (第1話)、2017年8月7日 月曜日 (第2話)

2つエピソードの中で、それぞれ異なる時代のラブストーリーが描かれている。エピソード1では、第二次世界大戦の余波がまだ残る戦後英国におけるマイケル・ベリーマン (Michael Berryman) とトマス・マーチ (Thomas March) の間での、エピソード2では、現代におけるアダム・ベリーマン (Adam Berryman) とスティーブ (Steve) の間での幸福に対するまさにさまざまな挑戦を記録している。

番組名 : Queers

チャンネル : BBC Four

放送日 : 2017年7月31日 月曜日 (第1話「The Man on the Platform」、第2話「A Grand Day Out」)、2017年8月1日 火曜日 (第3話「More Anger」、第4話「Missing Alice」)、2017年8月2日 水曜日 (第5話「I Miss the War」、第6話「Safest Spot in Town」)、2017年8月3日 木曜日 (第7話「The Perfect Gentleman」、第8話「Something Borrowed」)

各話、20分間で1人の主人公を取り上げ、LGBTが被ってきたさまざまな問題を振り返る構成となっている。1967年性犯罪法、エイズ危機、婚姻関係などが取り上げられている。

番組名 : Is It Safe To Be Gay in The UK?

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017年8月25日 金曜日

この映画は、日常的に発生していて、増加傾向にあるホモフォビックなヘイトクライムを、被害者、被害者の家族、そして警察からの聞き取りを踏まえて取り上げている。番組では、「なぜ自身のセクシュアリティを理由に誰かから攻撃を受けないといけないのか」「被害者はこうした攻撃にどのように対処しているのか」が問われていた。

こうした現下の問題を調査するため、番組では、クロイドン地区のある通りで突然、攻撃を受けたことへの正義を勝ち取ることを目指し、迫りくる公判日への準備を行っている Alex と Becky という 2 人の男性取材した。取材によって、彼らがブライトンで悪意を持って攻撃されてから 1 年後に、Dain と James の関係に大きな圧力がかかり、Dain は眼窩を損傷し、さらに 2 人とも大きな傷を抱えることになったことが明らかになる。Connor は、自身が就寝しているときに、同居人が自分の頭をハンマーで叩いたとき、彼に対する残忍な攻撃から生じた健康上の影響について議論する。さらに、そして、ジュニーは、ロンドン中心部で発生したホモフォビック的な攻撃で負傷して亡くなった彼女の兄イアンについて話す。番組では、その他の LGBT の人々に一斉に聞き取り調査を実施した。彼らは、自分自身に対する攻撃について説明し、自分たちが受けてきたしつこいほどに繰り返される虐待についても語っている。

また、番組のホームページでは、番組を見た視聴者が、適切なサポートを受けられるように、「性的指向・カミングアウト」「いじめ」「ヘイトクライム」の 3 つの領域における支援団体を紹介している。

番組名 : Queer Britain

チャンネル : BBC Three

放送日 : 2017年8月3日 木曜日 (第1話「Does God Hate Queers?」、第2話「The Search for the Perfect Body」)、2017年8月10日 木曜日 (第3話「Out on the Streets」、第4話「Preference or Prejudice?」)

この番組は、第1話から第4話までが、5月にすでにインターネットで配信され、第5話「Porn Idols」、および第6話「Queer and Proud」は6月に放送されていた。この度の Gay Britannia シリーズでは、インターネットのみの配信となっていた第1話から第4話までが放送された。

YouTuber としても活動するジャーナリストの Riyadh Khalaf が、クィア文化に魅了され、LGBTQ+ コミュニティが直面している諸課題に光を当てる。Riyadh は、便利で

Transmasculine なキリスト教徒である（教会で改名した）Elijah との結婚を望んでいる許されざるエホバの証人の信者であるイスラム教徒の女性と接触する。

番組名 : Olly Alexander: Growing up Gay

チャンネル : BBC Three

放送日 : 2017 年 8 月 2 日 木曜日

近年の調査による数字では、重要な精神衛生上の問題を経験した人の割合は、全体では 25%前後であるのに比べ、LGBT+では 40%以上となっていて、自殺未遂者の数も 2倍以上となっている。

この目を見張るような映画の中で、若いポップカルチャーの象徴である Olly Alexander は、ゲイのコミュニティが精神衛生上の問題でより傷つきやすい理由を、彼自身における抑圧との長期にわたる闘いについて明らかにしながら探る。英国のバンド Years and Years の歯に衣着せぬスタイルのリーダーとして、Olly は精神衛生、いじめ、および LGBT+の権利に関して強い発信力を有している。彼は、クィアのアイデンティティを称賛し、自身のセクシュアリティ、及び不安との闘いについてオープンに話すミュージックビデオのなかでタブーを打ち破った。

映画の中で、Olly はホモフォビックのないじめから摂食障害、不安障害に至るまで、自分と同じような問題と闘っている若者たちの旅に参加し、その途中で彼らに対してでき得ることをしようとする。番組の中で彼は、LGBT に対する差別的な視座は先天的なものではなく、若年期に形成されるものであるとして、小学校における LGBT に関する教育の必要性を強く訴えた。

なお、この番組は、7 月 18 日にインターネット上で先行配信されていた。

番組名 : Gareth Thomas v Homophobia: Hate in the Beautiful Game

チャンネル : BBC TWO

放送日 : 2017 年 8 月 24 日 木曜日

今から 50 年前、双方の合意がある成人男性間のホモセクシュアルな行為が非犯罪化された。このドキュメンタリーのなかで、ウェールズ・アンド・ライオンズ・ラグビーユニオンの前キャプテンであり、Alfie の愛称で知られる Gareth Thomas（おそらく彼は最も有名なゲイの国際スポーツスター）は、自身がスポーツの世界において最後の要塞とみなしている、プロのフットボールについてかなり緻密に調査している。

今年のこれまでに、下院の委員会がスポーツにおけるホモフォビアに関する報告書を公表した。報告書は過去 10 年間に LGBT がスポーツに受容され包摂されてきたことを反映して、多くの改善点を称賛した一方で、それはとりわけフットボールを酷評し、こ



れを傷つけるものであった。英国にはおよそ 5,000 人のプロのフットボール選手がいるため、彼らのなかにゲイが全くいないというのは統計的に信じがたいことである。それでも、オープンリー・ゲイの男性のフットボール選手は存在していない。実際、これまでに現役中にカミングアウトした男性のプロのフットボール選手は Justin Fashanu だけである。彼は 1998 年に自殺した。では、ゲイのフットボール選手にとってカミングアウトを妨げているのはいったい何だろうか。

カーディフ市から庶民院まで、アーセナルからロサンゼルスにいたるまで、Alfie は圧力団体、弁護士、そして警察に加え、ファン、選手、それにマネージャーたちと面談する。彼は、スタンドにおける堂々としたホモフォビアに遭遇し、オンライン上でフットボールのファンたちからの個人的な攻撃に苦しんでいる。Alfie はまた、試合の運営者に会うために最善を尽くすものの、FA とプレミアリーグの代表者を「もてあそぶ」ことを強いられるのである。なぜ彼らは Alfie を避けたがっているのだろうか。

番組名 : Gluck - Who Did She Think He Was?

チャンネル : BBC Four

放送日 : 2017 年 8 月 28 日 月曜日

この番組は、英国の異性装者で上流社会の画家に関する物語である。Gluck は 1930 年代の英国の権威ある肖像画家の 1 人であった。彼女の展覧会には王族、貴族、そして有名人たちが参加していた。彼女はまた、男性の格好をして、自身の展覧会を「ワンマンショー (one-man shows)」と呼んでいた。彼女の恋人は、フラワー・アレンジメントで有名な Constance Spry や、ウィリアム・バトラー・イエイツの元夫人である Edit h Heald など総じて女性であった。

\* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \* ~~~ \*

本章では、BBC がこれまでに LGBT をどのように描写してきたのかを、具体的な番組を通して検討した。第 1 節では、主に 20 世紀の番組のなかではステレオタイプに基づいた描写が多かったこと、第 2 節では、そうしたステレオタイプを批判的に検証する内容が見られることがそれぞれ明らかになった。

このうち、第 2 節で紹介した「Gay Britannia」シリーズの各番組については、筆者は 2019 年 5 月中にすべての番組を視聴し、その内容を確認した。具体的には、英国映画協会が管理・運営する The BFI Reuben Library を訪問し、同施設内でのみ利用可能な BBC Television Archive を用いて各番組を視聴し、それらの内容分析を試みた<sup>3</sup>。しかしながら本章において内容分析の結果が反映されていないのは、より詳細な分析を行う必要があると考えるためであり、したがってここでは各番組のあらすじを示すにとどめた。

〔注〕

- 1 しかしながら、それらの番組におけるゲイのキャラクターが、ステレオタイプに基づくものであり、現実のゲイの指向あるいは思考を正しく反映したものではないことは言うまでもない。
- 2 以下に示す各番組の概要は、BBC *GAY BRITANNIA* <https://www.bbc.co.uk/programmes/p057crfd> のサイト内の各番組への説明文を参考に、それらを必要に応じて、筆者の責任において再構成したものである。
- 3 The BFI Reuben Library は、BFI＝英国映画協会が管理する施設で、英国内の映画やテレビ番組に関するさまざまな資料が所蔵されている。BBC の番組アーカイブは、基本的に同施設内で利用することになっている。2007 年 7 月以降に放送された番組は、施設内の PC を利用して無料で視聴可能であるが、それ以前に放送された番組を視聴する場合、1 時間当たり 11 ポンド（付加価値税別）を支払う必要がある。

## **【終章】 結論と将来の課題**

## 第1節 結論

本研究の目的は、現代英国社会において、公共サービス放送である BBC が、LGBT の社会的な受容に対していかなる影響を与えたのかを考察し、さらに公共サービス放送とマイノリティとの関係について、その取り組みを通じて検討することにあつた。それは、序章において示した4つの研究課題に答える作業を通じて明らかにすることができると考えた。以下、各章ごとに得られた知見を整理するとともに、研究課題に対する筆者の回答を示す。

第1章「英国社会と公共サービス放送 BBC」では、英国社会において BBC が公共サービス放送として人々に対して果たしてきた役割およびその社会的意義について、王室特許状とその更新手続き、調査委員会の報告書、および政治との関わりを手がかりに考察した。それらの中で、とりわけジョン・リース初代会長が提唱した公共サービス放送における3つの原則＝「情報」「教育」「啓蒙」が、現在でも BBC にとってのテーゼたり得ていることが確認された。また、政治との関わりにおいて、「公平性」や「中立性」を過剰に意識していることが、Brexit に関連する報道を通じて確認された。そうした過度な「公平性」への志向は、社会において解決が期待され得る課題 (issue) を政治的な問題 (problem) へと置換することになりかねない。また、公共サービス放送という概念は捕捉し難いものであり、サービスの範囲に関しては、「ヒマラヤ」モデルと「キラウエア」モデルと呼びうる2つの考え方が存在している。いずれのモデルにおいても共通しているのは、マイノリティのためにサービスを提供すべきという点である。この点は、マルチ・メディア環境下において、マス・メディアの市場規模が縮小していることに加え、あらゆるマイノリティも、受信許可料を支払い BBC のサービスを支えていることを考慮すると、強調されるべきである。そして、これは課題1で検討すべき BBC のレーゾンデートルでもある。すなわち、BBC は現代の高度情報社会のなかで必ずしも考慮されていないマイノリティのためのメディアであるべきであり、こうしたメディアをマジョリティを含むすべての社会の構成員が支えることに意味があるといえよう。

第2章「Diversity と Inclusion への取り組み」では、まず第1節において BBC における LGBT の描写に関する3つの調査について取り上げた。各調査を通じて、BBC における LGBT の表象が必ずしも適切なものではないことが確認されていた。LGBT 当事者は、とくに自然体での描写を求めていたものの、現状はドラマティックに表現されたものが多くを占めていた。調査では、BBC が LGBT の表象に関して取り組むべき課題が示された。それらを要約すると、「編集過程における基準の明確化」「ホモフォビアへの対応」「自然な描写の実現」「金額に見合った価値の提供」「包摂への取り組み」「継続的反复的な調査の実施」「数値目標の設定」などであった。課題3に関連し、調査で示された番組内での描写について検討すると、その時点において、BBC の LGBT の描写は、彼らを過

度にピックアップしたり、ステレオタイプに基づいていたり、課題の多いものであった。

次に、第2節においては2010年平等法制定以降のBBCによる諸取り組みについて整理した。取り組みの契機となった2010年平等法の制定以降、BBCは同法が定める「公共機関」の1つとして、組織の内外において積極的に取り組んでいる。「多様性と包摂」という目標のなかで、BBCが担う方向性が明らかにされているものの、個別の計画では、例えばOfcomが示したものを踏襲するなど、いくぶん受動的な印象を受ける。それは、近年の「年次計画」や「報告書」においても同様であり、8%という数値目標が達成されていることをBBCはかなり強調している。しかしながら、重要なのは、先の調査で指摘されたような課題を、量的な手法により解決するのではなく、質的な面において解決されるということである。この点で、現行のBBCの取り組みは不十分なものであると言わざるを得ない。本節に基づき課題4について検討すると、BBCは2010年平等法の制定を契機とするという受動的な動機ながらも、その後はLGBTの社会的受容に対して積極的に取り組んでいると言えよう。しかし、現状では規制機関Ofcomの取り組みを踏襲するなどしており、いかに独自性を示すかが今後の課題となるだろう。

第3章「メディア表象による影響と効果—「培養理論」を例に—」では、メディア効果論の1つである「培養理論」を手がかりに、メディアの表象は人々の意識や態度形成にどの程度作用するのか、そしてマス・メディアにおける表象はマイノリティの社会的受容を促進するツール足り得るのかを考察した。ここでは、従来の研究において等閑視されてきたガーブナー自身のテレビへの視座を検討した。彼はテレビを伝統的な教会に代わるものと捉えており、テレビのメッセージは教会での教義と同一視されていた。したがって、彼らが示す培養理論におけるポイントは、テレビのメッセージは人々の意識を深層的かつ長期的に培養するという点にあり、「主流形成」と「共鳴現象」はその帰結であるといえる。筆者は、培養理論分析をこのような“マクロな”視点から捉え直し、政策や立法の長期的な変化の推移を観察することで、「輿論」の変化に与える影響を考察することを提唱した。つまり、修正理論では、テレビの表象を独立変数とし、それに関連した政策および立法の推移を従属変数とみるべきである。しかし、具体的な分析手法の提示は今後の課題とした。

第4章「英国社会とLGBT - 社会的受容の過程の整理」では、1885年に同性愛が「犯罪」化され、1968年の「脱犯罪」化を経て、2004年に同性婚が「合法」化されるまでの過程について、主として政策上の変遷を分析し、さらにその後の現代における状況やキリスト教との関連について、「クィア神学」の領域にまで踏み込んだ。英国社会におけるLGBTの受容は、政策の影響を強く受け、いわば“寄せては返す波のように”前進と後退を繰り返しながらも、漸進的に進展してきた。特に本章では、LGBTの社会的受容の漸進的な展開の過程を辿ることで、受容の過程におけるいくつかのターニングポイントを明らかにすることができた。それらの中でも、①1967年性犯罪法の制定による同性愛の非犯罪化

政策による影響、②サッチャー政権におけるセクション 28 の制定の 2 つは、特徴的といえる。

第 5 章「番組での表象」では、BBC が 2017 年に展開した「Gay Britannia」の企画で放送された 14 の番組の梗概を示し、必要に応じて番組に対する人々の反応などを取り上げた。今後の番組内容分析にとり示唆を与えるものであると考えている。なお、課題 2 に関しては、十分な考察を行うことができなかった。この点は、筆者にとり痛恨の極みであり、本研究に残された大きな課題である。

これら各章において得られた知見を総合すると、BBC のさまざまなアウトプットは、LGBT の社会的受容にとって、肯定的にも否定的にも作用してきたことがうかがえた。これらの取り組みは、日本において今後、LGBT の社会的包摂を進めるうえで、NHK にとっては学ぶべき教訓に満ちている。また、公共サービス放送にとって、マイノリティに特に注意を向けることは、それが単に“ノブレス・オブリージュ”であるためのみならず、“レーゾンデートル”であるためである。特に今後、さらにメディア環境が変化するなかで、BBC が公共サービス放送として存続し続けるためには、マイノリティの社会的包摂を促進する“メディア”となる必要がある。

## 第 2 節 本研究の限界と将来の課題

本論文では当初の研究目標および研究課題として挙げた諸点につき、おおむね明らかにすることができたと考え得る。しかしながら、本論文は執筆段階の中盤以降で大幅な軌道修正を余儀なくされた。それは、本研究の 1 つの限界であり、今後の課題として筆者の眼前に迫っている。

まずもって、本論文は研究計画の段階で、「理論編」と「実践編」に区分したうえで、前者において公共サービス放送 BBC としての社会的意義や役割を再検討し、さらに BBC とマイノリティの関係性や具体的なアクションについて議論し、それらを踏まえ Gay Britannia シリーズとして放送された各番組を内容分析することで、BBC による LGBT の社会的受容へ向けた長期的な輿論の培養について明らかにすることを目指していた。

理論編にあたる各部について研究を終えた筆者は、2019 年 5 月に、本学大学院高度化推進特別経費による助成を受け、英国での現地調査を行った。BFI=英国映画協会が管理するナショナル・アーカイブを訪問し、Gay Britannia シリーズで放送された各番組を視聴した。しかしながら、筆者にとり初めての海外訪問であること、それまでにアーカイブを利用した内容分析を経験していなかったことなどの準備不足により、十分な分析結果を得ることができなかった。内容分析を通じて番組のメッセージや描写を理解することはできたものの、それらを客観的に考察することができなかった。そのため、帰国後、論

文の構成を修正し、BBC が LGBT の社会的受容にいかなる影響を及ぼしたのかを考察するための1つのストーリーとして記述することを目指した。その結果、研究における方法論、社会的な背景、研究に用いるべき素材等は適切に提示することができたと考えている。しかしながら、本論文では番組の内容分析に基づく輿論の変化を分析するまでに至らなかったことにより、研究目的を完全に達成し得なかった点は、総じて筆者の責めに帰すべきところである。この点については、今後の最優先の研究課題としたい。

加えて、本論文では、「英国」を分析対象とした以上、その空間的な位相にもより注意を払う必要があった。それはまず、英国が4つのネーションから構成される連合王国であるという点を考慮し、各地域の社会事情や政治情勢を踏まえたうえで社会的受容の過程を考察する必要があったように思われる。本論文における「英国」が専ら「ロンドン」と同義となっている感は否めない。次に、EU との関係についての考察が不十分であった。EU 議会における立法が、LGBT の分野における英国の諸政策に与えた影響に関しても今後、検討していく必要がある。

## 参考文献

### 【序章】

Chaney, P. (2013) Institutionally homophobic? Political parties and the substantive representation of LGBT people: Westminster and regional UK elections 1945–2011, *Policy & Politics*. 41(1). pp. 101-121.

佐藤卓己 (2008) 『輿論と世論 - 日本的民意の系譜学』 新潮選書

Stonewall. (2007) *Sexual Orientation Research Review*. <https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407162945/http://archive.cabinetoffice.gov.uk/equalitiesreview/upload/assets/www.theequalitiesreview.org.uk/sexor.pdf>

### 【第1章】

Annan, L (1989) Public Service Broadcasting - The Debate in Britain, *STUDIES OF BROADCASTING*, Broadcasting Culture Research Institute. NHK, No.25, pp.141-164.

Arnold, M. (1869 = 1965) *Culture and Anarchy*, Smith, Elder & Company. (多田英次訳『教養と無秩序』岩波書店)

Barnett, S. (2015) Beware the Governance Trojan Horse. In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.

Barwise, P. (2015) Evaluating the July 2015 Licence Fee Settlement. In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.

BBC (2009) *Committees of Enquiry*. [http://downloads.bbc.co.uk/historyofthebbc/committees\\_of\\_enquiry.pdf](http://downloads.bbc.co.uk/historyofthebbc/committees_of_enquiry.pdf)

BBC (2019) *BBC Annual Plan 2019/20*. [http://downloads.bbc.co.uk/aboutthebbc/reports/annualplan/annualplan\\_2019-20.pdf](http://downloads.bbc.co.uk/aboutthebbc/reports/annualplan/annualplan_2019-20.pdf)

BBC. *Editorial guideline*. <http://downloads.bbc.co.uk/guidelines/editorialguidelines/pdfs/bbc-editorial-guidelines-whole-document.pdf>

BBC Trust, *The BBC for the next generation*. [http://www.bbc.co.uk/bbctrust/news/speeches/2017/oxford\\_media\\_convention](http://www.bbc.co.uk/bbctrust/news/speeches/2017/oxford_media_convention)

Blumler, J. (1996) British Television. In: H, Newcomb. ed. *The Encyclopaedia of Television*. Frank Dearborn.



- Born, G. (2005) *Uncertain Vision: Birt, Dyke and the Reinvention of the BBC*, Vintage.
- Centre for Policy Studies (2016) *A licence to kill? Funding the BBC*. <https://www.cps.org.uk/files/reports/original/160830115649-LicensetoKillFundingtheBBC.pdf>
- Chandler, D. and Munday, R. (2011) *A Dictionary of Media and Communication*, Oxford University Press.
- Daily Mail, DAILY MAIL COMMENT: Cameron's sure touch on the nation's tiller. 12 May 2015. <https://www.dailymail.co.uk/debate/article-3077589/DAILY-MAIL-COMMENT-Cameron-s-sure-touch-nation-s-tiller.html>
- Davies, H. (2015) Slouching towards Westminster: A New Governance Model for the BBC. In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.
- Fairhead, R. (2015) Tomorrow's BBC. In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.
- Franklin, B. (2001) Television Broadcasting Policy: Public Service Broadcasting. In: Franklin, B. ed. *British Television Policy: A Reader*, Routledge.
- Hanretty, C. (2011) *Public Broadcasting and Political Interference*, Routledge.
- 原麻里子 (2011) 「BBC の現状と課題」原麻里子・柴山哲也編著『公共放送 BBC の研究』ミネルヴァ書房
- 原麻里子・柴山哲也編著 (2011) 『公共放送 BBC の研究』ミネルヴァ書房
- Harper, S. (2012) *Beyond the Left: The Communist Critique of the Media*, John Hunt Publishing.
- Heath, J. (2015) Why Do We Have the BBC? In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.
- Hendy, D. (2013) *Public Service Broadcasting (Key Concerns in Media Studies)*, Palgrave.
- 平野次郎 (2011) 「BBC の戦争報道」原麻里子・柴山哲也編著『公共放送 BBC の研究』ミネルヴァ書房
- Hughes, J. (2015) How Best to Fund the BBC? In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.
- 飯塚浩一 (1997) 「英国における政治と放送ジャーナリズムの関係についての一考察 - サッチャー政権下におけるテレビ・ジャーナリズムと「公平性」 - 」『東海大学紀要』第 67 輯
- 飯塚浩一 (2011) 「英国における文化統治の手段としての公共サービス放送の形成」慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第 84 巻第 2 号

- Jones, B. (2010) *Dictionary of British Politics: Second Edition*, Manchester University Press.
- Jones, O. (2012=2018) *CHAVS: The Demonization of the Working Class*, Verso.  
 (依田卓巳訳『チャヴ - 弱者を敵視する社会』海と月社)
- 小林恭子 (2011) 『英国メディア史』中央公論新社
- 小俣一平 (2011) 「ジャーナリスト教育再考：NHK 記者再教育をケーススタディとして」  
 NHK 放送文化研究所編『放送研究と調査』第 61 巻第 5 号
- Leapman, M. (1986 = 1989) *The Last Days of the Beeb*, HarperCollins. (桜井元雄訳『ドキュメント BBC 王国の崩壊』日本放送出版協会)
- Madge, T. (1989) *Beyond the BBC: Broadcasters and the Public in the 1980s*, Palgrave Macmillan.
- Mills, T. (2016) *The BBC: Myth of a Public Service*, Verso.
- 養葉信弘 (2003) 『BBC イギリス放送協会 - パブリック・サービス放送の伝統 [第二版]』東信堂
- 中村美子 (2011) 「BBC の制度と組織 - 公共サービスとしての放送の再構築 - 」原麻里子・柴山哲也編著『公共放送 BBC の研究』ミネルヴァ書房
- 中村美子 (2012) 「イギリスの公共放送の制度と財源」(中村ほか「世界の公共放送の制度と財源」報告所収)『NHK 放送文化研究所年報 2012』第 56 集
- 中村美子 (2015) 「“BBC は創造的な実力社会に参加すべきだ” ~イギリス番組制作プロダクション社長 キャット・ルイス氏に聞く~」NHK 放送文化研究所編『放送研究と調査』2015 年 9 月号
- 中村美子 (2016) 「「公共サービスとしての放送」の限界と可能性 - BBC の現代的意義」大石裕ほか編著『メディアの公共性：転換期における公共放送』慶應義塾大学出版会
- 中村美子ほか (2011) 「世界の公共放送はどう受け止められているのか~『公共放送に関する意識』6 か国比較調査から~」NHK 放送文化研究所編『放送研究と調査』2011 年 10 月号、2-27 頁。
- Ofcom. (2018) *Public service broadcasting in the digital age: Supporting PSB for the next decade and beyond*. [https://www.ofcom.org.uk/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0026/111896/Public-service-broadcasting-in-the-digital-age.pdf](https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0026/111896/Public-service-broadcasting-in-the-digital-age.pdf)
- 大淵憲一 (2017) 「紛争解決の心理的障壁とその克服」たばこ総合研究センター『TASC monthly』第 495 号、pp. 12-18.
- 大蔵雄之助 (1987) 「BBC の歩みと将来」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第 35 巻 2 号
- Peacock, A (2004) *Public Service Broadcasting without the BBC?* The Institute of Economic Affairs.
- Reith, J. (1924) *Broadcast over Britain*, Hodder.

- 佐伯宜昭 (2016) 「英国：BBC 特許状の見直しに関する政府提案文書の公表」『FMMC 研究員レポート』2016年6月号 [http://www.fmmc.or.jp/pdf/report/report\\_england\\_20160601.pdf](http://www.fmmc.or.jp/pdf/report/report_england_20160601.pdf)
- 坂本勝 (1995) 『BBC の挑戦』日本放送出版協会
- 佐藤卓己 (2018) 『現代メディア史 新版 (岩波テキストボックス)』岩波書店
- Scannell, P. (1990) Public service broadcasting: the history of a concept. In: Goodwin, A. and Whannel, G. *Understanding Television*. Routledge.
- Scannell, P. (1997) Great Britain: Public Service Broadcasting, from national culture to multiculturalism. In: *UNESCO, Reports and papers on mass communication*. No. 111.
- Seaton, J. (2016) Brexit and the Media, *The Political Quarterly*. 87(3).
- Snoddy, R. (2015) How BBC Warnings of Financial Meltdown brought Government to Negotiating Table. In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.
- 田中孝宜 (2015) 「報告 イギリス BBC 将来ビジョンを発表」放送文化研究所編『放送研究と調査』2015年12月号
- 田中孝宜 (2016) 「現地調査報告 BBC の「EU 国民投票」報道～公平な報道のためのガイドラインと職員研修～」NHK 放送文化研究所『放送研究と調査』2016年10月号
- The Broadcasting Research Unit. (1985) *The Public Service Idea in British Broadcasting: Main Principles*, John Libbey Publishing.
- The Department of Culture, Media and Sport (DCMS). (1999) *The Future Funding of the BBC: Report of the Independent Review Panel*.
- The Department of Culture, Media and Sport (DCMS). (2016) *A BBC for the future: a broadcaster of distinction A snapshot a government's plan for the BBC*. [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/522784/DCMS\\_BBC\\_Charter\\_Review\\_2016\\_Summary.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/522784/DCMS_BBC_Charter_Review_2016_Summary.pdf)
- The Department of National Heritage (DNH). (1992) *The Future of the BBC*.
- The Guardian, *What will John Whittingdale do with the BBC now he has a free hand?* 11 May 2015. <https://www.theguardian.com/media/2015/may/11/john-whittingdale-bbc-licence-fee>
- The Guardian, *BBC journalists given EU referendum rules to ensure impartiality*, 18 February 2016. <https://www.theguardian.com/media/2016/feb/18/bbc-journalists-given-eu-referendum-rules-to-ensure-impartiality>
- The Guardian, *Charter renewal won't affect BBC's EU referendum coverage, says politics chief*, 22 February 2016. <https://www.theguardian.com/media/2016/feb/22/charter-renewal-bbc-eu-referendum-coverage-political-chief>

- The Guardian, *Brexit and the BBC: a tough call for the culture secretary?* 29 February 2016. <https://www.theguardian.com/media/2016/feb/29/brexit-bbc-john-whittingdale-eu>
- The Guardian, *The BBC is too timid. Being impartial on the EU is not enough*, 1 April 2016. <https://www.theguardian.com/commentisfree/2016/apr/01/bbc-brexit-too-timid-impartial-on-eu-not-enough>
- The Guardian, *BBC's EU reporting 'more negative than its Putin coverage'*, 21 April 2016. <https://www.theguardian.com/media/2016/apr/21/bbc-eu-reporting-putin-coverage>
- The Guardian, *Cameron's intervention ends wrangling over BBC's future*, 12 May 2016. <https://www.theguardian.com/media/2016/may/12/david-cameron-intervention-bbc-white-paper-future>
- The Guardian, *Media should rethink coverage in wake of Brexit vote, says Justin Webb*, 5 July 2016. <https://www.theguardian.com/tv-and-radio/2016/jul/05/media-should-rethink-coverage-in-wake-of-brexit-vote-says-justin-webb>
- The Guardian, *Scrap TV licence fee and BBC1, says Tory thinktank*, 1 September 2016. <https://www.theguardian.com/media/2016/sep/01/tv-licence-fee-bbc1-centre-for-policy-studies>
- The Guardian, *A truly balanced view from the BBC: don't blame us for Brexit*, 24 September 2016. <https://www.theguardian.com/commentisfree/2016/sep/24/dont-blame-bbc-for-brexit-false-balance>
- The Guardian, *Impartial journalism is laudable. But false balance is dangerous*, 8 November 2016. <https://www.theguardian.com/science/blog/2016/nov/08/impartial-journalism-is-laudable-but-false-balance-is-dangerous>
- The Guardian, *BBC focus too middle aged and middle class, says Ofcom chief*, 8 March 2017. <https://www.theguardian.com/media/2017/mar/08/bbc-focus-too-middle-aged-and-middle-class-says-ofcom-chief>
- The Sun, *BBC trousers MILLIONS in 'secret' cash from Brussels, with £300,000 coming AFTER Brexit vote*, 1 January 2017. <https://www.thesun.co.uk/news/2512134/bbc-trousers-millions-in-secret-cash-from-brussels-with-300000-coming-after-brexit-vote/>
- 津田正太郎 (2006) 「「公共放送」という理念 - ジョン・リースの思想における BBC の独立の意義 - 」『マス・コミュニケーション研究』第 68 号
- Waters, C. (2013) *The homosexual as a social being in Britain, 1945-1968*, in: Lewis, B. ed. *British Queer History : New Approaches and Perspectives*, Manchester Univ Pr. pp. 188-288.

Winston, B. (2015) No Broadcaster is an Island. In: Mair, J. *et al.* eds., *The BBC today: future uncertain*, Bury St. Edmunds.

山腰修三 (2016) 「公共放送とは何か」 大石裕ほか編著『メディアの公共性：転換期における公共放送』慶應義塾大学出版会

横山滋 (2006) 「視聴者から見た世界の公共放送～『公共放送に関する意識』国際比較調査から～」NHK 放送文化研究所編『放送研究と調査』2006年9月号、2-19頁。

## 【第2章】

BBC (2010) *Portrayal of Lesbian, Gay and Bisexual People on the BBC*. [http://downloads.bbc.co.uk/aboutthebbc/insidethebbc/howwework/reports/pdf/diversity\\_research](http://downloads.bbc.co.uk/aboutthebbc/insidethebbc/howwework/reports/pdf/diversity_research)

BBC (2012) *Media portrayal of lesbian, gay and bisexual audiences: Key findings from interviews with LGB organisations and representatives*. [http://downloads.bbc.co.uk/diversity/pdf/media\\_portayal\\_lgb\\_audiences\\_nov2012.pdf](http://downloads.bbc.co.uk/diversity/pdf/media_portayal_lgb_audiences_nov2012.pdf)

BBC (2016) *Diversity and Inclusion Strategy 2016-20*. <http://downloads.bbc.co.uk/diversity/pdf/diversity-and-inclusion-strategy-2016.pdf>

BBC (2016) *The diversity and inclusion commissioning guidelines*. <http://downloads.bbc.co.uk/commissioning/site/diversity-inclusion-commissioning-guidelines-bbc-content.pdf>

BBC (2018) *BBC Diversity Commissioning Code of Practice*. <http://downloads.bbc.co.uk/diversity/pdf/diversity-code-of-practice-2018.pdf>

BBC (2018) *LGBT Culture and Progression*. <http://downloads.bbc.co.uk/mediacentre/lgbt-career-progression-and-culture-report.pdf>

Decker, S. J. (2014=2019) *THE INVISIBLE ORIENTATION: An Introduction to Asexuality*, Carrel Books. (上田勢子訳『見えない性的指向 アセクシュアルのすべて—誰にも性的魅力を感じない私たちについて』明石書籍)

Guardian, *BBC to ask homophobes what they think of its coverage of gay people*, 22 January 2010. <https://www.theguardian.com/media/2010/jan/22/bbc-homophobes-coverage-gay-people>

Guardian, *By trying to stay 'neutral' on LGBT rights, the BBC and the Met risk normalising prejudice*, 8 April 2019. <https://www.theguardian.com/commentisfree/2019/apr/08/neutral-lgbt-rights-bbc-met-risk-normalising-prejudice-labelling-gay-equality-political-issue>

- 宮崎由佳 (2011) 「イギリス労働法研究会 2010 年平等法と男女間同一賃金規制」 労働開発研究会編『季刊労働法』第 232 号、pp. 197-207.
- Ofcom (2017) *Operating licence for the BBC's UK Public Services*. [https://www.ofcom.org.uk/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0017/107072/bbc-operating-licence.pdf](https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0017/107072/bbc-operating-licence.pdf)
- Stonewall (2006) *TUNED OUT The BBC's portrayal of lesbian and gay people*. [https://www.stonewall.org.uk/sites/default/files/Tuned\\_Out\\_2006](https://www.stonewall.org.uk/sites/default/files/Tuned_Out_2006)
- 杉山有沙 (2015) 「イギリスにおける人権③：2010 年平等法の制定」 倉持孝司・小松浩『憲法のいまー日本・イギリスー』敬文堂、pp. 101-105.
- 杉山有沙 (2019) 「イギリス 2010 年平等法における直接差別，障害起因差別，間接差別の関係と平等観」 早稲田大学先端社会科学研究所編『ソシオサイエンス』第 25 巻、pp. 184-199.
- 鈴木隆 (2014) 「イギリス 2010 年平等法・雇用行為準則」 島根大学法文学部法経学科・島根大学大学院法務研究科編『島大法学：島根大学法文学部紀要』第 57 巻第 3・4 号、pp. 33-84.
- 渡辺誓司・中村美子 (2019) 「共生社会への変革と放送の果たす役割ー東京 2020 パラリンピックを越えてー」『NHK 放送文化研究所年報 2019』第 63 集、pp. 7-66

### 【第 3 章】

- Bond, B. J., and Compton, B. L. (2015) Gay on-screen: The relationship between exposure to gay characters on television and heterosexual audiences' endorsement of gay equality. *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, 59(4). pp. 717-732.
- Bond, B. J., and Miller, B. (2017) From screen to self: the relationship between television exposure and self-complexity among lesbian, gay, and bisexual youth. *International Journal of Communication*, 11, 94-112.
- Bryant, J. and Miron, D. (2004) *Theory and Research in Mass Communication, Journal of Communication*.
- Chandler, D. and Munday, R. (2011) *A Dictionary of Media and Communication*, Oxford University Press.
- Doob, N. A. and MacDonald, E. G. (1979) Television viewing and fear of victimization: Is the relationship causal? *Journal of Personality and Social Psychology*. 37(2).

- Duggan, S. J., and McCreary, D. R. (2004) Body image, eating disorders, and the drive for muscularity in gay and heterosexual men: The influence of media images, *Journal of homosexuality*. 47(3-4), pp. 45-58.
- Fox, S. W. and Phyllis, W. W. (1978) Television Viewing and the Perception of Affluence, *The Sociological Quarterly*. 19(1).
- Gerbner, G. (1977) Television: The New State Religion? *ETC: A Review of General Semantics*. 34(2).
- Gerbner, G. (1980) TV: The New Religion Controlling Us. *Long Island Newsday*. November 9, 1980.
- Gerbner, G. (1987a) Television's Populist Brew: The Three Bs. *ETC: A Review of General Semantics*. 44(1).
- Gerbner, G. (1987b) Television: Modern Mythmaker. *Media and Values*. 40-41.
- Gerbner, G. (1990) Epilogue: Advancing on the Path of Righteousness (Maybe). In Nancy, Signorielli, and Michael Morgan eds. *Cultivation Analysis: New Directions in Media Effects Research*, Sage.
- Gerbner, G. (1998) Cultivation Analysis: An Overview. *Mass Communication and Society*. 3-4(1).
- Gerbner, G. and Connolly, K. (1978) Television as New Religion, *New Catholic World*. 1322(221).
- Gerbner, G. and Gross, L. (1976a) The scary world of TV's heavy viewer, *Psychology Today*, Apr., 89.
- Gerbner, G. and Gross, L. (1976b) Living with television: The violence profile, *Journal of Communication*. 26(2).
- Giddens, A. (2006 = 2009) *Sociology*, Polity. (松尾精文・西岡八郎ほか訳『社会学 第五版』而立書房)
- Gross, L. (1984) The cultivation of intolerance: Television, blacks, and gays. In Melischek, G., Rosengren, E. K., and Stappers, J. (eds.), *Cultural indicators: An international symposium (Vienna, Austria: Verlag der Osterreichischen Akademie der Wissenschaften)*. pp. 345-363.
- Hawkins, P. R., Pingree, S., and Adler, I. (1987) Searching for Cognitive Processes in the Cultivation Effect: Adult and Adolescent Samples in the United States and Australia, *Human Communication Research*. 13(4).
- Hirsch, M. P. (1981) On Not Learning from One's Own Mistakes: A Reanalysis of Gerbner et al.'s Findings on Cultivation Analysis Part II, *Communication Research*. 8(1). pp. 3-37.
- 大坪寛子 (2003) 「培養理論に関する一考察」『哲学』第110巻 慶応義塾大学

- Piepe, A., Charlton, P. and Morey, J. (1990) Politics and Television Viewing in England: Hegemony or Pluralism? *Journal of Communication*. 40(1).
- Rubin, M. A., Perse, M. E., and Taylor, S. D. (1988) A Methodological Examination of Cultivation, *Communication Research*. 15.
- 斉藤慎一 (1992) 「培養理論再考」『新聞学評論』第 41 号
- 斉藤慎一 (2002) 「テレビと現実認識 - 培養理論の新たな展開を目指して」『マス・コミュニケーション研究』第 60 号
- 佐藤卓己 (2008) 『輿論と世論 - 日本的民意の系譜学』新潮選書
- 佐藤卓己 (2018) 『現代メディア史 新版』岩波書店
- 佐藤毅 (1990) 『マスコミの受容理論：言説の異化媒介的変換』法政大学出版局
- 関口正司 (1989) 『自由と陶冶 - J. S. ミルとマス・デモクラシー』みすず書房
- Shanahan, J. and Morgan, M. (1999) *Television and its Viewers: Cultivation Theory and Research*, Cambridge University Press.
- Shrum, J. L. and Bischak, D. (2001) Mainstreaming, resonance, and impersonal impact. Testing moderators of the cultivation effect for estimates of crime risk. *Human Communication Research*. 27(2).
- 三上俊治 (1987) 「現実構成過程におけるマス・メディアの影響力」『東洋大学社会学部紀要』第 24 巻第 2 号
- 水野博介 (1991) 「文化指標研究と涵養効果分析 - そのアイデア・発展・現状と評価 -」『新聞学評論』第 40 号
- Tamborini, R. and Choi, J. (1990) The Role of Cultural Diversity in Cultivation Research, In Nancy, Signorielli. and Michael Morgan eds. *Cultivation Analysis: New Directions in Media Effects Research*, Sage.
- Morgan, M. (2018) *Bibliography of Publications Relating to Cultural Indicators (September 2018 version)*. <https://people.umass.edu/mmorgan/CulturalIndicatorsBibliography.pdf>
- Morgan, M. and Shanahan, J. (2010) The State of Cultivation, *Journal of Broadcasting and Electronic Media*. 54(2).
- Newcomb, H. (1978) Assessing the Violence Profile Studies of Gerbner and Gross: A Humanistic Critique and Suggestion, *Communication Research*. 5.
- Potter, J. W. (1993) Cultivation Theory and Research A Conceptual Critique, *Human Communication Research*. 19(4).
- Potter, J. W. (2014) A Critical Analysis of Cultivation Theory, *Journal of Communication*. 64(6).
- 田崎篤郎・児島和人編著 (2003) 『マス・コミュニケーション効果研究の展開』北樹出版



谷藤悦史 (2010) 「世論観の変遷 - 民主主義理論との関連で」『マス・コミュニケーション研究』第 77 巻

Valkenburg, M. P., Peter, J. and Walther, B. J. (2016) Media Effects: Theory and Research, *The Annual Review of Psychology*. 67.

#### 【第 4 章】

Aldrich, R. (2006=2009) *Gay Life & Culture: A World History*, Universe. (田中英史・田口孝夫訳『同性愛の歴史』東洋書林)

朝香知己(2011)「クィア神学の可能性」『日本の神学』第 50 巻 日本基督教学会

Buckle, S. (2015) *The Way Out: A History of Homosexuality in Modern Britain*, I. B.Tauris.

Carabine, J. and Monro, S. (2004) Lesbian and Gay Politics and Participation in New Labour's Britain, *Social Politics*. 11(2).

Chaney, P. (2013) Institutionally homophobic? Political parties and the substantive representation of LGBT people: Westminster and regional UK elections 1945–2011, *Policy & Politics*. 41(1).

Cheng, S. P. (2011=2014) *Radical Love: An Introduction to Queer Theology*, Seabury Books. (工藤万里江訳『ラディカル・ラブ - クィア神学入門』新教出版社)

Church of England (1954) *The problem of homosexuality: an interim report by a group of Anglican clergy and doctors*, Church Information Board.

Flesh, E. (2007) *Sacramental Flesh*. In Gerard, Loughlin, ed. *Queer Theology: Rethinking the Western Body*, Wiley-Blackwell.

古川誠 (1996) 「同性愛の比較社会学：レズビアン/ゲイ・スタディーズの展開と男色概念」(井上俊ほか編『セクシュアリティの社会学』ミネルヴァ書房)

House of Bishops' Group on Issues in Human Sexuality. (2003) *Some Issues in Human Sexuality: A Guide to the Debate*, Church House.

Inglehart, R., C. Haerpfer, A. Moreno, C. Welzel, K. Kizilova, J. Diez-Medrano, M. Lagos, P. Norris, E. Ponarin & B. Puranen et al. (eds.). 2014. *World Values Survey: All Rounds - Country-Pooled Datafile Version*: <http://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWVL.jsp>. Madrid: JD Systems Institute.

伊藤豊 (2007) 「イギリスにおけるホモセクシュアリティ合法化の問題 - 『ウォルフエンデン報告書』を読む」『同志社法学』第 59 巻第 2 号 同志社大学

河口和也 (2003) 『クィア・スタディーズ』岩波書店

- Lent, A. (2003) The Transformation of Gay and Lesbian Politics in Britain, *The British Journal of Politics and International Relations*. 5(1).
- England, R. L. (1949) Little Kinsey: An Outline of Sex Attitudes in Britain, *Public Opinion Quarterly*. 13(4).
- 野田恵子 (2005) 「19 世紀末における性と愛 - 『オスカー・ワイルド事件』の歴史的位相とその効果」『ソシオロギス』第 29 巻 ソシオロギス編集委員会
- 野田恵子(2006a) 「イギリスにおける『同性愛』の排除と社会的包摂」『女性・ジェンダー・歴史』第 10 号イギリス女性史研究会 [https://jwhn.org/wp18/wp-content/uploads/JWHNNL\\_Newsletter\\_10.pdf](https://jwhn.org/wp18/wp-content/uploads/JWHNNL_Newsletter_10.pdf)
- 野田恵子 (2006b) 「イギリスにおける『同性愛』の脱犯罪化とその歴史的背景」『ジェンダー史学』第 2 号 ジェンダー史学会
- 奥田伸子 (2011) 「ジェンダーの 20 世紀」木畑洋一・秋田茂編著『近代イギリスの歴史 - 16 世紀から現代まで - 』ミネルヴァ書房
- Rayside, D. (1998) *On the Fringe: Gays and Lesbians in Politics*. Cornell University Press.
- Seldon, A. and Snowdon, P. (2015) *Cameron at 10: The Inside Story 2010-2015*. William Collins.
- Stonewall (2003) *Profiles of Prejudice*.
- Stonewall (2004) *Understanding Prejudice - Attitudes towards minorities*.
- 村上玲 (2017) 「イギリスにおける性的指向に基づく憎悪扇動罪の創設」『総合福祉研究』第 22 巻 pp. 197-209. 淑徳大学
- NatCen Social Research (2017) Moral issues -Sex, gender identity and euthanasia. In: *British Social Attitudes 34*. [https://www.bsa.natcen.ac.uk/media/39147/bsa34\\_moral\\_issues\\_final.pdf](https://www.bsa.natcen.ac.uk/media/39147/bsa34_moral_issues_final.pdf)
- 魚住洋一(2013) 「同性愛者の『誕生』: アイデンティティとセクシュアリティ」『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』第 57 巻 京都市立芸術大学
- Waters, C. (2013) The homosexual as a social being in Britain, 1945-1968, In: Lewis, B. ed. *British Queer History: New Approaches and Perspectives*, Manchester Univ Pr. pp. 188-288.
- Waites, M. (2000) *Homosexuality and the New Right: The Legacy of the 1980s for New Delineations of Homophobia*, Sociological Research Online. 5(1).

## 【第 5 章】

- Edwards, N. (2010) *Queer British television: policy and practice, 1997-2007*. PhD

thesis, University of Nottingham.

Joyrich, L. (2009) Epistemology of the console. In: Davis, G., Needham, G. eds. *Queer TV: Theories, Histories, Politics*, Routledge. pp. 108-120.

Woods, G (2009) 'Something for everyone': lesbian and gay 'magazine' programming on British television, 1980-2000. In: Davis, G., Needham, G. eds. *Queer TV: Theories, Histories, Politics*, Routledge. pp. 108-120.